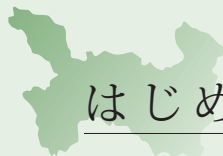


第2次東近江市総合計画

基本構想・基本計画





はじめに



東近江市では、新たな将来ビジョンを描くとともに、市民と行政とが協働して取り組むまちづくりの指針としまして、平成19年3月に「東近江市総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を、平成24年3月に「東近江市総合計画（後期基本計画）」を策定し、「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向けて諸施策に取り組んでまいりました。

この度、平成28年度末で東近江市総合計画の期間が終了することから、次期計画の策定に向けて前計画の成果や課題を整理するとともに、東近江市総合計画審議会を設置し、基本構想及び前期基本計画について検討いただき、今後10年間の東近江市のまちづくりの指針となる「第2次東近江市総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定いたしました。

今日の少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来は全国的な課題であり、各自治体は創意工夫を凝らして独自性の高い対策を打ち出し、定住移住の推進、子育て環境の充実、雇用の創出など、人口減少に歯止めをかけるべく地域活性化に取り組んでいる状況であります。

また、経済状況に目を向けますと、緩やかな改善の兆しは見えているものの、地方への波及は限定的となっています。

こうした中、本市が有する鈴鹿から琵琶湖まで広がる豊かな自然や万葉の時代から綿々と受け継がれてきた歴史、文化などの地域資源に磨きをかけるとともに中心市街地の活性化に取り組み、地域の活力を高めてまいります。

また、将来において若い世代が結婚や妊娠、出産、子育て等の希望を実現し、誰もが安心して暮らせる東近江市の実現を目指します。

そして、誰もが健康で明るくいいきと輝きながら暮らし、「このまちで素晴らしい人生を過ごしている」と実感できるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、シンポジウムやパブリックコメント等を通じまして、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成29年3月

東近江市長 小森正清

第1部 序論

第1章 計画の概要	6
第1節 策定の趣旨	6
第2節 計画の構成と期間	7
第2章 まちづくりの課題	8
第1節 ひと(地域・子ども・教育)に係る課題	8
第2節 くらし(健康福祉・市民環境)に係る課題	10
第3節 まち(産業振興・都市整備・水道)に係る課題	12
第4節 行政経営(企画・総務・税務)に係る課題	14

第2部 基本構想

第1章 東近江市の将来性	16
第1節 東近江市のアイデンティティ	16
第2節 東近江市の未来に向けて	18
第2章 将来都市像とまちづくりの基本方針	19
第1節 将来都市像	19
第2節 まちづくりの基本方針	20
基本方針1 ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～	22
基本方針2 くらし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～	24
基本方針3 まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～	26
基本方針4 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～	28
共通の認識	30
第3章 将来人口	31
第4章 将来の土地利用の方向性	32
第5章 計画の推進に当たって	33

第3部 前期基本計画

計画の体系	36
第1章 ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～	38
政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち	38
政策2 子どもが健やかに育つまち	43
政策3 未来を創造するひとをつくるまち	54
第2章 暮らし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～	72
政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち	72
政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち	89
政策6 共につくり安全に暮らせるまち	114
第3章 まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～	119
政策7 活力とにぎわいのあるまち	119
政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち	140
政策9 安全安心な上下水道のあるまち	154
第4章 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～	158
政策10 戦略的な地域の創生	158
政策11 安定した行政経営	168
政策12 公平公正な課税と徴収	181
政策13 議会・行政委員会	185
計画の推進	190

資料編

● 成果指標一覧	192
● 総合計画に関する主な個別計画一覧	202
● 東近江市総合計画策定条例	206
● 東近江市総合計画策定条例施行規則	207
● 審議会諮問文	208
● 審議会答申文	208
● 東近江市総合計画策定委員会規程	209
● 東近江市政策推進戦略本部要綱	210
● 東近江市総合計画審議会 委員名簿	211
● 東近江市総合計画策定体制	212
● 策定経過	212



第1部 序 論

第1章 計画の概要

第1節 策定の趣旨

本市は、日本のほぼ中央部、近畿圏と中京圏の中間に位置しており、東の鈴鹿山脈から西は琵琶湖に面し、山地からなだらかな丘陵地や平野へと広がり、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる自然豊かなまちです。

豊かな自然環境の中で、本市の歴史は縄文の昔に始まり万葉集に詠われるなど、古代から現代に綿々と続く歴史や文化・伝統が大切に育まれてきたまちであり、古くから複数の街道が交わる交通の要衝という利点を生かし、市場町や商業都市として栄えてきました。

名神高速道路、新幹線等が開通した高度経済成長期から道路交通の利便性や大都市圏に近接する条件を生かし、電気機器、IT関連など多くの企業や事業所が集積する内陸工業都市として国土軸の一翼を担い、まちが発展してきました。また、肥沃な大地と温暖な気候に恵まれて稲作、果樹、野菜、畜産等の農業が盛んで、京阪神の大消費地の食を支えてきた地でもあります。

国全体の人口減少や少子高齢化の流れの中で、本市においても平成17年(2005年)をピークに人口減少に転じており、人口構造も大きく変化する中で人口減少を少しでも食い止め、持続可能なまちづくりを進めていくことが課題となっています。

平成17年(2005年)2月11日に1市4町(八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町)の合併により東近江市としてスタートした本市は、平成18年(2006年)1月1日(東近江市、能登川町及び蒲生町)の二度目の合併を経て10年が経過しました。

新たに誕生したまちの指針として、平成19年(2007年)3月に本市の将来ビジョン、さらには、市民と行政が協働して取り組むまちづくりの指針として、「東近江市総合計画(基本構想及び前期基本計画)」を策定し、平成24年(2012年)3月には後期基本計画を定め、各種施策に取り組んできたところですが、平成28年度(2016年度)で基本構想及び後期基本計画の計画期間が終了することになります。

これまで進めてきた「東近江市総合計画」に基づくまちづくりの進捗状況、人口減少及び少子高齢化といった課題を踏まえ、地域の特徴を生かした新たなまちづくりを展望するため、「第2次東近江市総合計画」を策定するものです。

第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成します。

1 基本構想

基本構想は、長期的に本市のあるべき姿を展望する将来ビジョンを表すものとして、まちの将来像とまちづくりの基本方針を示すもので、総合的かつ計画的な行政運営の指針とするものです。

基本構想の期間は、平成29年度（2017年度）から平成37年度（2025年度）までの9年間とします。

2 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の基本的な体系を表すものとして、各施策の方針及び実現に向けた目標や取組を示すものです。

基本計画は、社会経済情勢等の変化に対応するため、前期基本計画の期間を平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）の5年間、後期基本計画の期間を平成34年度（2022年度）から平成37年度（2025年度）の4年間とします。

後期基本計画は、平成34年度（2022年度）までに前期基本計画の進捗状況等を検証し、策定します。

第2章 まちづくりの課題

第1節 ひと(地域・子ども・教育)に係る課題

地域

本市は、古くから惣村(集落)が形成され、住民の合議による様々な規律を定め共同で祭事、農事、普請等が行われ、村内の強い結びつきにより自治精神が育まれてきた地域です。

合併後はそれまで育まれてきた各地域の個性を生かしたまちづくりや培われてきた歴史・文化・伝統を引き継ぐとともに、次代に即応した地域づくりを行うため、各地区に「まちづくり協議会」が設立され、地域の課題解決に住民自らが取り組んでできているところです。

また、福祉、環境など様々な地域課題を解決するため、地域資源を生かした多彩な活動が展開される中で地域活動の担い手が育ってきました。

しかし、まちづくりアンケートの結果では、「自分でできることは自分です」という気持ちを持って行動することや「市民が互いに協力する」という意識が前回調査時に比べて更に希薄になっており、高齢化や人口減少に伴い、運営が厳しい自治会も生まれてきています。

長年育まれてきた地域自治の精神を大切にして地域の特性が生かされ、その多様性が融合することにより、より高い価値が生まれるよう、地域を守り育てる意識の醸成や人材の育成、多世代にわたるひとづくり、持続可能な協働の仕組みづくり等地域活動が更に発展する取組が必要です。

子ども

子どもを取り巻く様々な環境の変化は、発達年齢に応じて獲得しなければならない力がつきにくいなど、子どもの育ちに大きな影響を与えています。核家族化が進み、子育てと仕事の両立が困難な家庭が増え、特に母親の負担感が大きく、一人で子どもと向き合って孤立している保護者等に対して早期の相談、対応等が求められているとともに、保護者や家族間の関わりの変化の中で愛情あふれる親子の絆を培うことが必要です。

また、核家族世帯や単独世帯が増加していることから地域のつながりが希薄化している一方で、子育て交流の場など地域とのつながりの重要性を認識した子育てに取り組む地域もあるなど、子育てニーズの多様化に対応していくため、子どもは家庭だけでなく、地域ぐるみで見守り育てることができる環境をつくる必要があります。

具体的な子育て支援の面では、認定こども園化による施設や機能の充実を進めているものの、保育ニーズの高まりによる保育園等の待機児童の解消が急務であり、認定こども園をはじめ施設の整備や保育士等の人材確保が必要です。

さらに、地域子育て支援拠点事業の利用ニーズも高く、乳幼児とその保護者への情報提供を充実させることが必要となっています。

教育

まちの活力を維持発展させるためには、未来を担う人材をしっかりと育成していくことが重要であり、子どもたちが心と体を健やかに育んでいくことができるよう、地域住民の協力のもと関係機関が連携し、豊かな人間性の育成、さらには、社会の変動にも柔軟に対応できるような生き抜く力をつけることが必要です。

「全国学力・学習状況調査」では、本市は各分野で全国平均を下回る厳しい状況であり、その要因や背景を分析し、子どもたちの学力の向上や知識・技能を活用する力と、判断力の育成及び教職員の指導能力や資質の向上が急務となっています。

さらに、子どもを取り巻く家庭環境の多様化・複雑化に伴い学校や教職員への要望が増加しており、教育活動に専念できるための環境改善や教育に関する悩みを受け止められる支援体制を構築していくことが必要です。

子どもたちが安心して学ぶことができる環境を作るため、校舎等の学校教育施設については、耐震化を完了し、トイレ改修、施設の老朽化対策など快適な学習環境を目指して整備を進めてきたところです。引き続き学校施設等の改修に努める一方、頻発する大規模地震に対応するため、非構造部材の耐震化が必要となっています。

また、高等教育及び研究機能を有する大学等との連携により、高度で充実した教育の提供や課題の解決につなげることが求められています。

子どもがたくましく成長し、社会で活躍していくためには、新たな社会課題に対応した教育を充実していく必要があり、情報活用能力や情報モラルの向上といった情報教育の強化を図るとともに、国際的な視野やコミュニケーション能力を持ち、国際社会の平和と発展への寄与など国際的に通用する人材の育成も必要です。

さらに、本市には長年にわたり地域の人々によって守り育てられてきた豊かな歴史・文化・伝統があり、それらを後世に伝えていかなければなりません。こうした歴史・文化・伝統を生かすとともに、市民が相互の人権を尊重しながら生涯を通じて学び、育ちあうことができるよう、多様な学習や文化芸術活動、国体を視野に入れたスポーツの機会を充実していくことが必要となっています。

第2節 くらし(健康福祉・市民環境)に係る課題

健康福祉

2040年の高齢化率が34.2%と見込まれる中、今後も医療や介護を必要とする人、さらには認知症高齢者が増えることが予測されます。高齢者の多くは、介護が必要になっても現在の住居に住み続けることを望んでおり、住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができる環境整備や高齢者の能力を地域で生かすことが求められています。

また、障害のある人も増加傾向にあり、施設や設備のバリアフリー化はもちろん、雇用や就学等の社会活動への参加に関する課題や日常生活における問題解決が重要となっています。

このような中、高齢者、障害者、子どもといった対象者ごとのサービスでは十分対応できない様々な課題が複合化したケースも増加しており、こうした制度の狭間で生じる問題や貧困など新たな課題への対応が求められています。

支援ニーズの複雑化・多様化だけではなく、労働力人口の減少等による福祉サービスの持続性という課題があり、これらに対応するための福祉人材の確保が必要となります。

また、誰もが支え、支えられる社会の実現を目指し、地域全体で支える互助・共助の取組の再構築や多様なサービス提供体制の整備が急務となっています。

さらに、市民の健康面については、急速な高齢化の進行や生活習慣の変化によって疾病構造が変化し、がん、循環器疾患、糖尿病等の人が増加するとともに、生活習慣病の重症化による要介護状態になる人も増加しています。

これらのことから、全ての市民が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、市民の健康保持・増進に取り組み、健康寿命の延伸を図ることが重要な課題となっています。

市民環境

人権に関する今日までの取組の成果がみられる一方、依然として様々な人権問題が存在しており、全ての人の人権が尊重される社会づくりを目指さなければなりません。

また、男女が共に性別にとらわれることなく、お互いを認め合い、個性と能力を発揮し、ワーク・ライフ・バランス[※]が実現できる社会づくりが必要となっています。

自然環境の面では、鈴鹿山脈の森林や点在する里山、広がる田園、美しい琵琶湖、そして山々から琵琶湖につながる河川など本市が有する豊かな自然を保全・活用し、人と自然が共生していく仕組みづくりや意識の高揚を図っていくことが必要となっています。

また、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの発生を減らしていくため、ごみの減量化や資源化、資源循環型のまちづくりの推進、石油等の化石燃料に頼りすぎない社会づくり及び持続可能な再生可能エネルギーの導入等を進めていくことが重要です。

※ワーク・ライフ・バランス：「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと

交通環境については、人口減少が進む中、ちょこっとバスやちょこっとタクシーの利用者数は近年減少しており、地域全体でより利便性が高く効率的な公共交通網を形成する必要があります。また、駅舎や駅周辺の利便性の向上を目指すとともに、自転車駐車場の老朽化への対応が求められています。

福祉医療については、医療費の無料化を中学校まで拡大し市民生活の安定に努めてきました。しかし、医療保険や給付制度については、高齢者の増加や医療の高度化により国民健康保険や後期高齢者医療の財政を圧迫しており、福祉医療を含め安定的で持続可能な制度を確保する必要があります。

また、マイナンバー制度が導入される中、住民情報保護の重要性が高まっているとともに、多様化する消費生活や消費者問題への対応等が必要です。

近年、全国各地で地震や風水害等の大規模な自然災害が発生し、一瞬にして市民の生命や財産を奪うなど甚大な被害が発生しており、自助・共助・公助による防災対策の一層の充実が必要です。

さらに、市民を犯罪や事故から守るため、関係団体や機関と連携しながら防犯活動に取り組むとともに、危険な空家の撤去、危険箇所の改善など生活環境を整え、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進が重要です。

第3節 まち（産業振興・都市整備・水道）に係る課題

産業振興

本市は、農林水産業、工業、商業、観光など様々な産業がバランスよく発達してきた地域ですが、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、各種産業の担い手や労働力の不足による事業所や商店の減少が懸念されており、創業、起業、就業等の支援及び新たな担い手の育成や受入れ体制の整備により、活力の維持や増進を図っていくことが重要です。

農業については、米価の下落や深刻な担い手の不足、耕作条件不利地域における耕作放棄地の発生、野生鳥獣による農作物被害の拡大など、農業の活力を維持していくことが困難になることが予想されます。今後、優良な農地の保全、農業基盤の整備、担い手への農地の集約、経営体の育成及び米・麦・大豆中心の作付けから野菜など収益作物への転換を図ることにより、儲かる農業の確立を図っていくことが重要です。

林業については、木材価格低迷や担い手不足等により、適切な管理が行われていない森林が増加しており、効率的な森林の管理、地元産材の活用の促進など市域の6割近くを占める森林の有効利用を図る必要があります。

また、漁業においても担い手不足が進んでおり、担い手の確保、特産品の開発等による漁業振興に取り組むことが必要となっています。

工業については、市内企業には優れた技術があることから、新技術や新商品の開発による販路拡大、それらを担う人材の育成や企業同士の連携強化が必要となっています。

商業については、市街地での商業力の低下が著しく、商店街で空き店舗が増加し、地域の活力が失われていることから、空き店舗の積極的な活用や低・未利用地を生かした地域の魅力づくり、まちの中を回遊できる空間づくりを進めるなど、中心市街地等のにぎわいづくりに取り組んでいくことが必要です。

さらに、本市を訪れる人を増やすため、本市の認知度と知名度を高めるとともに地域の自然や歴史・文化等の魅力に磨きをかけて発信し、新たな観光産業の展開を図っていくことが必要です。

都市整備

本市は、地形的にも森林、河川、丘陵地や平野が広がり、そこに一定のまとまりをもった集落が分散しており、それぞれの地域のバランスと連携を図る都市基盤の整備を進めていくことが必要です。

具体的には、鈴鹿の山々とそれを源とする河川、里山、田園、そして琵琶湖など豊かな自然と美しい風景があり、これら本市を特徴づける空間の構造を維持していく土地利用が必要です。

さらに、蒲生スマートインターチェンジ、石樽トンネル等の整備により本市へのアクセス性が向上したことを生かし、近畿圏や中京圏との結びつきを強め、産業の活力向上など地域のにぎわいづくりを展開していくことが重要です。

一方、近畿圏と中京圏の結節点に位置しながら、国道8号の慢性的な渋滞等によりその優位性が生かされておらず、広域幹線道路網の整備が強く求められています。さらに、市の一体性を強め、活力あるまちづくりにつながる各地域を結ぶ道路体系の強化、特に中心市街地とJR能登川駅を結ぶ交通軸の強化が重要になっています。

また、道路、橋梁、公園等のインフラ施設の多くが老朽化し、更新時期を迎えていることから、人口規模や財政状況に見合った適切な維持管理や更新が求められています。

さらに、愛知川、日野川、蛇砂川、大同川など市内を流れる主要な河川の堤防補強対策や整備事業、八日市新川の早期完了を進めていく必要があります。

水道

上下水道については、これまでの計画的な整備の結果、安定的な水道水の供給及び汚水の適正処理により市民の衛生的な生活環境が確保されています。

しかし、これまでに整備された上下水道施設の老朽化の進行により、維持管理経費が増大し、経営の圧迫につながっていることから、今後、上下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改築更新に取り組んでいく必要があります。

第4節 行政経営（企画・総務・税務）に係る課題

企画

日本の人口が減少局面に入り、100年後には人口が半減するといった推計もある中、国において東京一極集中を是正し、人口減少を食い止めるなど地方の活性化を図っていくため、「地方創生」の考え方が示されました。

本市においても、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少は、まちの活力の低下につながり、非常に深刻な問題になっていくことから、平成27年に「東近江市人口ビジョン」、「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少社会の中でまちの活力の維持発展にチャレンジしています。

本市は、1市6町が合併して誕生したまちであり、市域は広大で多様な個性をもつ地域であることから、ケーブルテレビ網を整備するなど市内情報の共有に努めてきました。

しかし、合併後10年が経過し、「東近江市」という名称が十分に浸透していない、「わがまち」としての一体感が薄いといった声も聞かれることから、まちの一体感を醸成し、地域のアイデンティティを形成していくとともに、自然・歴史・文化・特産品等を含め「東近江市」の魅力を積極的に発信し、知名度向上を図っていくことが必要です。

また、名神高速道路等国土軸が通る交通の利便性を生かし、基幹産業となっている工業の拡大、新たな企業立地を促進することによる雇用の創出など地域経済の活性化を図り、まち全体のにぎわいづくりにつなげていくことが求められています。

一方で、人口減少等による財政の縮小に対応できるよう、長期的な視点を持ち、施設等の適正な配置と計画的な改修を進めていくことが必要です。

総務

社会経済情勢の変化による行政サービスの多様化・複雑化、人口減少や少子高齢化の進行による過去に例を見ない社会構造の変化等によって生じる様々な課題に的確に対応し、まちづくりを進めていくことが必要です。

また、地方交付税、市債発行等の財政的な合併支援措置が平成32年度で終了することや高齢化に伴う社会保障関係費の増加などにより、財政状況が一層厳しくなることが予測されます。このことから、庁内体制の見直しや職員の能力が十分に発揮できる環境を整えていくなど、一層の効率的かつ効果的な行政運営を進めていく必要があります。

税務

人口減少や少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が見込まれており、自律的な行政経営ができるよう、自主財源の軸となっている市税の安定的かつ効率的な確保に向けた取組が必要です。



第2部 基本構想

第1章 東近江市の将来性

第1節 東近江市のアイデンティティ※

1 豊かな自然と歴史・文化を備えたまち

本市は、豊かな森林が広がり、そこで育まれた木の文化は後に全国に広がった木地師の歴史を生み出しました。鈴鹿山脈を水源として、琵琶湖に流れ込む愛知川、日野川等の大小の河川が市内を東西に流れるほか、集落を流れる小川、地域に点在する湖沼等が美しい水辺の景観を形成しています。

丘陵部等には、人々の暮らしと密接につながってきた里山が点在し、人と自然が調和した地域となっています。

また、これらの美しく豊かな自然を背景に、古刹百済寺、紅葉の名所である永源寺、岩峰が特徴的な赤神山に鎮座する阿賀神社（太郎坊宮）等の寺社をはじめ歴史的な資源が数多く残されています。

本市は、こうした多様で豊かな自然と奥深い歴史・文化を地域活性化の資源とすることができるまちです。

2 多様な産業が発達したまち

本市は、古くから主要街道が交わる交通の要衝として、人、物、情報、文化等が行き交う市場町や門前町として栄え、近世には近江商人の活躍が見られました。

近江商人は「陰徳善事」の理念をもち、社会貢献の一環として、社寺や教育機関への寄附、寺子屋の運営などを行い、優れた人材を輩出してきました。

「売り手によし、買い手によし、世間によし」の「三方よし」の精神を実践したことにより、商人文化が結実し、現代にもその精神は受け継がれています。

また、現在も交通網が発達し、道路では八日市インターチェンジ、蒲生スマートインターチェンジを有する名神高速道路、国道8号、307号、421号、477号等が広域幹線網を形成しており、鉄道においては近江鉄道が市域を縦横し、JR琵琶湖線の能登川駅には新快速電車が停車するなど京阪神への通勤・通学圏としての利便性を有しています。

これらの交通網により、インターチェンジ周辺や工業団地等を中心に電気機器、IT関連等先端産業の企業や事業所の進出が進み、内陸型の工業地として地域の雇用が支えられています。

一方、市域には広大かつ肥沃な農地が広がり、古くから集落単位で守られてきた水田で近江米が盛んに生産されているほか、近江牛をはじめ、メロン、梨等の特産品も多く生産され、滋賀県下一位の農業生産額を誇っています。

また、市域の6割近くを占める森林で営まれる林業、琵琶湖周辺で営まれる漁業など多様な産業が展開する地域です。

本市は、こうした多様な産業が更に発展することで雇用が確保され、地域を活性化することができるまちです。

※アイデンティティ：地域の個性、特性など自信をもって将来に引き継いでいくことができる地域らしさ

3 近畿圏と中京圏の交流連携の窓口に位置するまち

本市は、京都・大阪・神戸といった大都市を有する近畿圏と名古屋を中心とする中京圏の結節点に位置しています。また、高速道路網や鉄道網が発達した地域でもあり、それぞれの圏域への交通利便性も高く、平成23年（2011年）には、三重県とつながる国道421号の石樽トンネルが開通し、中京圏との新たな交流の窓口が開いたことで交通量が飛躍的に増加しています。

本市は、こうした近畿圏と中京圏の中間に位置する立地性、交通利便性等を生かし、二つの大都市圏域との交流を物的にも文化的にも深め、連携することで地域の活性化につなげていくことができるまちです。

4 地域性豊かなまち

本市は、1市6町の合併により誕生しましたが、それぞれの地域では、豊かな自然環境の中、その地域で育まれた歴史、暮らしの文化や伝統などが脈々と現代に受け継がれています。

また、農村集落においては、お互いに助け合いながら日々の生活を営み、普請や農事を共同で行うなど、自らの地域は自ら守り築くという、惣村の自治精神が古くから育まれてきました。各地域において長年にわたり培われてきたこうした歴史文化や精神性は、現代の本市の暮らしやまちづくり、産業活動と密接な関わりをもち、豊かな地域性を見せています。

さらに、福祉、環境、教育など多様な地域活動が展開されており、多くの方が地域で活躍しています。本市は、こうした地域自らが考え、取組を行うことができる地域性を生かし、そこに関わる市民がまちづくりの主人公として人材が育ち、豊かな地域性を更に発展させることができるまちです。

第2節 東近江市の未来に向けて

人口減少や少子高齢化の進行に対応するため、全国で「地方創生」の取組が進められていますが、本市においては、平成17年（2005年）以降、人口の減少が続き、今後もその傾向が続くと予測されており、今後のまちづくりの方向性を定める上で重要な局面を迎えています。

本市の立地特性、人口規模、面積、産業構造等をみると、日本の縮図ともいえるべき地域として様々な課題や可能性が凝縮しているとも捉えることができ、この地域での課題の解決と活力や魅力のある地域づくりは、日本全体が発展するモデルにつながるという夢が描ける地域といえます。

さらに、大消費地に近い地理的優位性をもち、豊かな自然と歴史や文化、多様な産業があり、地域性豊かな精神性や文化が現代にも受け継がれ、多様な人材が育っているまちとして、将来に向け大きく発展する可能性を有しています。

合併後10年が経過した今、そうした本市の「アイデンティティ」について、市民と行政が互いに確認や理解をし、改めて見つめ直し、磨き上げ、最大限に活用することで、次世代を見据えたまちづくりや地域の誇りに繋がると考えます。

そこで、多様な「ひと」があふれ、脈々と受け継がれるとともに、現代に対応した多様な「暮らし」、それを支える様々な産業や基盤がある「まち」といった本市の魅力を点から線につなげ、異分野の取組や考え方を融合し、新たな価値や発想を創出することで、将来に向け新たなステージに駆け上がることができるものと考えます。

第2章 将来都市像とまちづくりの基本方針

第1節 将来都市像

うるおいとにぎわいのまち 東近江市 ～鈴鹿から琵琶湖の恵みを生かし 人が輝くまちづくり～

本市は、東の鈴鹿山脈から西の琵琶湖まで、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる水と緑の豊かな自然を大切にした調和のとれた美しいまちであり、古代から近世に至る歴史遺産、惣村や近江商人等の精神を育み綿々と続く地域の暮らしなど、悠久の歴史・文化が脈々と息づくまちです。

こうしたそれぞれの地域の個性や魅力的で豊かな資源を生かしつつ、共に力を合わせ市民自らの手でまちを創り出し、産業経済活動が活性化し、地域全体が元気でにぎわいのあふれる自立的なまちを目指します。

そして、個性豊かなまちを舞台に、若い世代からお年寄りまで、誰もが健康で明るくいいきと輝きながら暮らし、「このまちで素晴らしい人生を過ごしている」と実感できる東近江市でありたいと考えます。

第1章

第1節

第2節

第2章

第1節

第2節

方針基本1

方針基本2

方針基本3

方針基本4

認識の共通

第3章

第4章

第5章

第2節 まちづくりの基本方針

基本的な視点

人口減少社会を克服し将来都市像を実現するため、まちづくりを担う「ひと」を育て、いきいきとした「暮らし」があり、活力に満ちたにぎわいのある「まち」をつくっていく必要があります。これらを推進するためには市民に信頼される「行政経営」が必要です。そこで、将来都市像を実現するため、次の4つの視点をまちづくりの基本方針とします。

基本方針 1 **ひと** ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

基本方針 2 **暮らし** ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

基本方針 3 **まち** ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

基本方針 4 **行政経営** ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

共通の認識

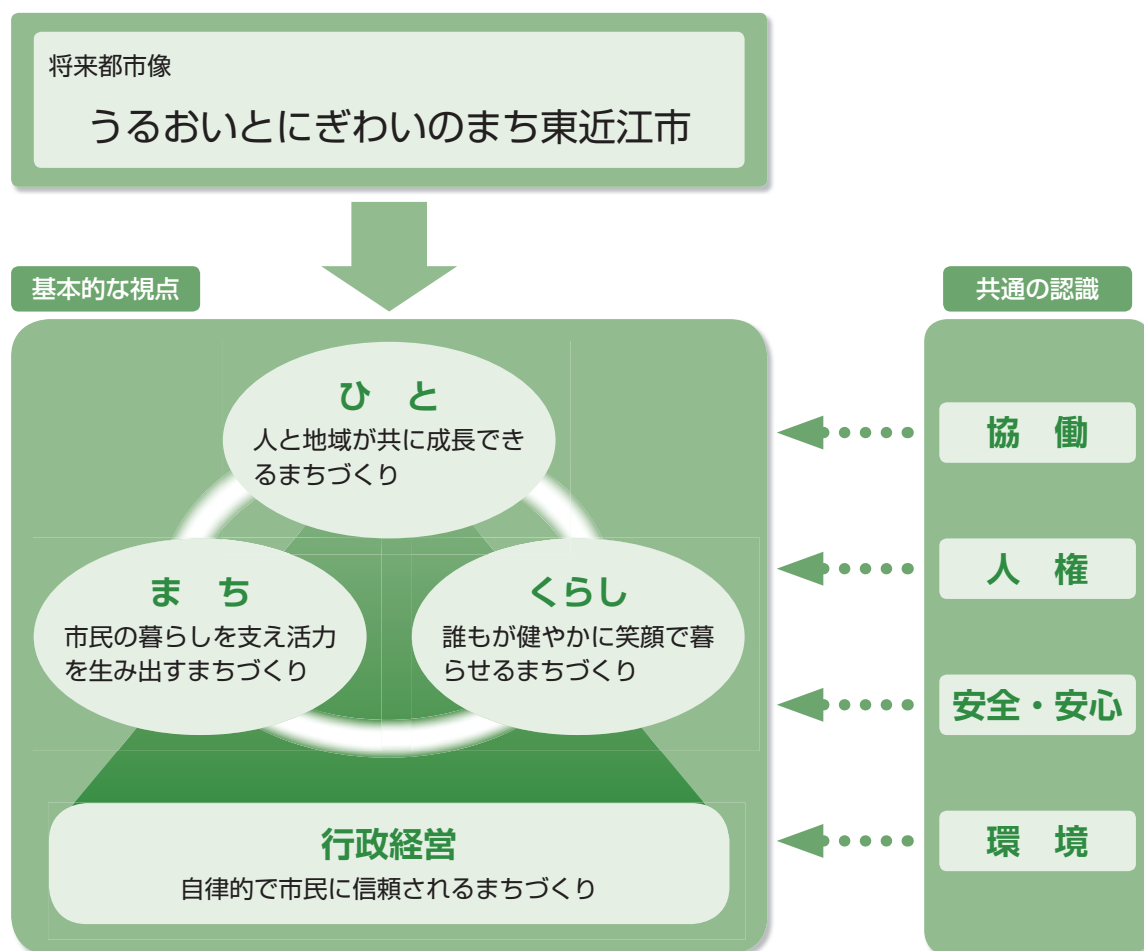
人口減少社会を迎え財政的にもますます厳しくなる状況を認識し、市民と行政がそれぞれの役割を担い協働でまちづくりに取り組む必要があります。

また、市民一人一人の人権が尊重され安全で安心な暮らしを実現することが重要です。

さらに、先人から引き継いだすばらしい環境を将来世代にしっかりと引き継ぐため、持続可能な成熟した社会をつくることが求められています。

そこで、将来都市像を目指して、まちづくりの基本方針を推進するための施策の実施に当たっては、次の4つの視点を常に念頭に置くべき「共通の認識」とします。

① 協働 ② 人権 ③ 安全・安心 ④ 環境



基本方針 1 **ひと** ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

地域自治に対する意識が高く多様な地域活動が活性化し、地域の課題を解決する能力が高いまちを目指します。

保護者が子育ての第一義の責任を有するという基本的な認識のもとに、全ての人が知識と経験を結集し、喜びも悩みも分け合い、人がつながり互いに育ち合い、社会全体で子どもと子育て家庭の健やかな成長を支援し、楽しく子育てができるまちを目指します。

子どもから大人まで全ての市民がいいきと暮らし、自らをさらにはお互いを高め合い、相互に信頼し成長していくことができるまちを目指すとともに、生涯を通じて学び続けることができ、学んだことを地域に生かし活躍できるまちを目指します。

また、まちの魅力を認識し、地域とのかかわりを通じてふるさとへの愛着を育み、誰もが住み続けたいと思うまちを目指します。

政策1 **地域を愛し課題を解決する人材が育つまち**

最も基礎的な自治の組織である地縁で結ばれた自治会組織のあり方について共に考え、その取組を支援するとともに、地域に対する愛着やまちづくりへの意識の向上を図り、自治組織において地域の課題を自らが解決する力を高めるよう地域コミュニティの強化を推進します。

また、様々な地域課題に対応する市民活動の活性化に向けて、人材の育成や活動の場づくり、多世代にわたる人づくり、新たな資金調達の仕組みづくり等に対する支援を強化します。

さらに、市職員が積極的に地域活動に参加し、市民とともに知恵を出して地域課題の解決に努め、多様な主体による協働のまちづくりを推進します。

政策2 **子どもが健やかに育つまち**

結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援をはじめ、子育て家庭の負担軽減を図るなど若い世代が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。

また、保育を必要とする人の希望をかなえ、一方で、家庭での保育を含め多様化する子育てニーズに対応できる子育て環境の充実を図ります。

併せて、幼児教育と保育の質の向上を図り、全ての子どもの健全な発達が保障される保育環境づくりを推進します。

さらに、地域で活動する様々な団体等と連携した子育て支援を展開し、子育て家庭の不安の解消、地域ぐるみで児童虐待等から子どもを守り育てる地域ネットワークの強化を図ります。

政策3 未来を創造するひとをつくるまち

年少人口が年々減少する中、次代を担う子どもの健全な育成は重要な課題となっています。

そのため、子どもたちの豊かな心と確かな学力を育み、社会を生き抜く力を身につけられるよう、地域住民と協力し保幼小中連携を図り一人一人に応じた指導や支援、障害のあるなしに関わらず可能な限り共に学ぶ環境づくりを進めるなど、全ての子どもの育ちを支える仕組みを構築します。

また、困難化する学校問題を解決する教育環境を整えるとともに、大学や研究機関との連携等により、教職員を支援し、指導力の向上を図るとともに、社会の情報化や国際化に対応したカリキュラムの導入など教育内容の充実を図ります。

さらに、地場産物の積極的な活用など地域の農業と連携し、食や農と教育を結びつけ、より充実した安全安心な学校給食を提供します。

施設面については、老朽化しつつある学校施設や設備の計画的な改修など子どもが安心して快適に学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

市民の学習ニーズや自己実現に向けた気運の高まりに対しては、生涯を通じて学ぶことができ学習の成果が生かせる仕組みを充実させ、誰もがいきいきと輝くことができる社会の実現につなげる一方、本市の豊かな自然、木地師や近江商人発祥の地をはじめ奥深い歴史や文化等を生かし、市民のふるさと意識の醸成を図ります。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック、国体などスポーツへの気運の高まりを生かし、市民それぞれのライフステージで運動に親しむことができる機会づくりや市内スポーツ施設の有効活用を進めます。また、7館の図書館の特徴とネットワークを生かした質の高い図書館サービスの推進を図ります。

基本方針 2

くらし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

子どもから高齢者まで全ての市民が住み慣れた地域で共に支え合い、健やかに暮らし続けることができるまちを目指します。

また、鈴鹿山脈から琵琶湖まで広がる豊かな自然環境をいつまでも大切にするとともに、快適な生活環境が整った安全で安心して笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

現代に受け継がれている相互扶助の精神を生かしながら、地域にあった市民の暮らしを支える仕組みを充実し、地域福祉力の向上を図ります。

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など地域住民の多様なニーズに応え、自立し充実した地域生活を実現するため医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「東近江市版地域まると支援システム（地域包括システム）」の構築を進めます。

また、子どもの健やかな成長を目指して、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の充実と、一人一人の発達状況に応じたきめ細かい相談や支援ができる仕組みづくりを推進します。

一方、健康づくりでは、ライフステージに応じた食育の推進をはじめ保健予防や介護予防活動の推進により、健康寿命の延伸を図るとともに、誰もがいつでも質の高い医療を受けられるよう市立病院、診療所及び救急医療の充実など安心できる地域医療体制づくりを進めます。

さらに、在宅医療を充実するため、家庭医をはじめとした在宅医療を担う人材育成を図るとともに、医療介護連携を強化し、地域完結型医療の実現を目指します。

このように、全ての人の尊厳が守られ、自分らしく活躍できる生活が送れる地域共生社会の実現を図ります。

政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち

全ての人の人権が尊重され、市民一人一人が輝き、安全で安心して生活することができる環境を整えていくことが大切です。

そのため、市民、団体、事業者、行政等が連携し、一人一人が大切にされ、人権尊重の考え方を基本にした人間関係が広がる地域づくりを進めます。

また、企業等との連携のもと、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを進めるとともに、誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる男女共同参画の実現に向け取り組みます。

市民に身近な行政サービスについては、住民情報の適正な管理、迅速かつ正確な戸籍等事務や諸証明交付の利便性の向上を図るとともに、市民生活相談や消費者問題の啓発に取り組むなど、市民が安心して暮らせる生活環境を整えます。

医療保険等については、誰もが安心して医療を受けることができ、暮らしを支える安定した医療保険や給付制度の確保を図ります。

また、市内外を結ぶ公共交通の利便性の向上を図り、快適で暮らしやすいまちづくりを進め、交通安全を推進し、安全で安心して暮らすことができる住みやすい地域づくりを進めます。

さらに、森・里・川・湖など本市の豊かな自然と人々の営みとのつながりを再確認し、再生可能エネルギーの普及、森林整備促進、エコツーリズムや環境体験学習の推進など、自然や文化をはじめとする地域資源の保全、再生及び活用を図り、市民が豊かさを感じる循環共生型のまちづくりを進めます。

政策6 共にづくり安全に暮らせるまち

地震、台風、大雨等の自然災害、火災、犯罪などから市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らすことができる環境を整えていくことが重要です。

そのため、消防団活動の支援、消防施設や資機材の整備、災害関連情報の収集伝達体制の強化とともに市民の防災意識の向上と減災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりに取り組みます。

また、自治会や防犯活動団体への支援や市民の防犯意識の向上に努めるとともに、特定空家等の対策、防犯灯の整備など安全な暮らしの確保を図ります。

基本方針 3

まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

農林水産業、工業、商業、観光など様々な産業がバランスよく発達した本市の特徴を生かし、若い世代をはじめ、市民が働き住み続けることができる活力あるまちを目指します。

また、市民の暮らしを支えるため、地域の特性に応じた市街地や都市基盤の整備、計画的な土地利用を進めるなど、都市機能が充実したまちを目指します。

さらに、道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設については、長期的な視点を持ち、安心して利用できる環境を目指します。

政策7 活力とにぎわいのあるまち

自然の恵みを生かした特色ある農林水産業の成長を目指し、担い手の確保や育成を図るとともに、東近江市産農産物の発信力や販売力の強化、地域農業を見据えた食の教育の推進、地産地消の推進、獣害対策の強化、水産品のブランド化など儲かる農業や漁業の確立を図り、農水産業の振興に努めます。

また、農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進、農村環境を生かした地域の活性化等を図ります。

林業については、適切な森林管理を促進するため、林業の担い手の育成を図るとともに、山林境界の明確化、地元産材の活用を促す搬出間伐の拡大、木製品の開発、森林の有する多面的機能を発揮させるための取組等を推進します。

商工業については、集客力を高める商業施設の誘致や創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業支援や質の高い雇用の創出、就労環境の向上など地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図ります。

観光については、鈴鹿の山々の緑、琵琶湖等の豊かな自然、由緒ある社寺、木地師や近江商人の発祥の地をはじめとした奥深い歴史文化等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性を生かしつつ、受入れ態勢の充実や幅広い情報発信を行うなど交流人口の増加に努め、「東近江市」らしいテーマを持った観光振興を図ります。

政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

二度の合併で誕生した本市の広大な市域に形づくられた地域特性を生かしつつ、市民の快適な生活、地域の産業活動等を支えるため、基盤となる都市機能を整えることが必要です。そのため、都市と農村が自然と共生し、地域の特性を生かした自立的な発展及び駅やインターチェンジを活用した計画的で効果的な土地利用を進めます。

また、広域的な交通網の整備推進、鉄道駅を中心とした市街地の整備や域内道路ネットワークの充実を図る一方、都市機能の集約化と街路や公園等の整備を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

さらに、安心してインフラ施設が利用できるよう施設の点検や機能向上を図るとともに、市民の生命と財産を守るための河川の整備を進めます。

政策9 安全安心な上下水道のあるまち

これまでに整備が進められた上下水道施設をもとに、安全な水を安定的に供給するとともに、快適で衛生的な生活環境の確保に努めます。

また、老朽化が進む上下水道施設について、適正な維持管理と計画的な更新を図ります。

基本方針 4 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

自然、歴史文化、暮らし等の地域資源を生かしたまちづくりを推進し、若い世代が結婚や子育て等の希望をかなえ、定住移住の促進や人口流出の抑制を図り、将来にわたって誰もがいきいきと暮らせる東近江市の創生を目指します。

また、自主財源の安定的な確保や効率的かつ効果的な行政経営による健全な財政運営を行い、市民ニーズを的確に把握し、市民から信頼される市政を目指します。

政策Ⅳ 戦略的な地域の創生

社会経済情勢が大きく変化し財政状況が厳しくなる中、地域の活力や魅力を高め、定住移住策をはじめとした人口減少に挑戦する戦略的な行政経営を進めます。

様々な角度から地域を見つめ直し、地域の歴史や文化、鈴鹿から琵琶湖まで広がる自然等の魅力を市民自らが再認識することで地域への愛着を醸成するとともに、新たな地域文化の創造に取り組みます。

また、近畿圏、中京圏の結節点に位置する強みを生かすなど戦略的な情報発信を通じて地域のブランド力や知名度を高めるシティプロモーション^{*}に取り組み、行きたいまち住みたいまちとして本市の魅力やアイデンティティを高めます。

さらに、地域自立の核となる中心市街地の賑わいの創出、個性と活力を有した魅力ある地域づくりや人・企業・情報・モノが集まり新たな価値を創造するまちづくりに取り組み、地域経済や人の流れの好循環の実現を図ります。

政策Ⅴ 安定した行政経営

市民の声をまちづくりに反映させる機会や情報の公開の充実に努めるなど、透明性を高め市民に信頼される行政経営に努めます。

また、財政状況が厳しい中であっても、行政サービスの充実や行政課題に的確に対応するため、中長期的な財政計画を策定するとともに、行政評価を通じて事業の「選択と集中」の徹底を図り遊休財産の整理や情報システムのクラウド化^{*}を推進するなど、効率的かつ効果的な財政運営に努めます。

さらに、職員一人一人の能力や意欲を高めるとともに、組織の連携を強め、挑戦する組織風土を形成するなど職員力と組織力の向上を図ります。

^{*}シティプロモーション：交流人口の増加や定住の促進、企業誘致等を目的として、地域のイメージや知名度を高める取組

^{*}クラウド化：自治体が情報システムを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組

政策12 公平公正な課税と徴収

行政経営の軸となる税収の確保に向けて、市民の納税意識の向上や納税の利便性を高めることにより収納率の向上を図るとともに、公平公正な賦課と適切な納税管理や滞納整理を進め、税負担の公平性確保に努めます。

政策13 議会・行政委員会

議会や各行政委員会について、それぞれの組織の使命、役割及び活動が十分発揮でき、市民に分かりやすい適切な情報収集や情報発信、的確な事務執行等に努め、各組織の円滑な運営を支援します。

共通の認識

将来都市像の実現のため、基本方針に基づく具体的な施策の展開に当たり、次の共通の認識を踏まえて取組を進めます。

1 協働

目まぐるしく変動する社会や経済情勢の中で、地域課題や市民ニーズは多様化・複雑化し、公共的な課題を行政だけで解決することが困難になってきています。

本市では、環境、福祉、教育等の取組を進めていくに当たり、市民、事業者等の参画の下、地域の個性を生かしたまちづくりの展開を図ってきました。

今後も、持続可能な地域社会を構築するため、行政と市民がそれぞれの能力・役割・責任をしっかりと理解・尊重しつつ、あらゆる場面において地域人材を育成し、将来にわたって安心して暮らすことができる協働のまちづくりを推進します。

2 人権

我々の身の回りには、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在住外国人等の様々な人権問題が存在しています。人権の世紀と言われる今日、市民、団体、事業者、行政等が一体となり様々な場面で人権に配慮した取組を行い、市民一人一人の人権意識を高め、誰もが自らの個性や能力を生かし、いきいきと暮らせる人権のまちづくりを推進します。

3 安全・安心

日常の暮らしの中には、自然災害、事故、犯罪など生命、身体、財産等に影響を及ぼす事態が生じるおそれがあり、市民の安全安心の確保に努める必要があります。

まちづくりを推進する際には、あらゆる事態を想定し、危機発生を未然に防ぐリスク管理に努めるとともに、事故発生時の被害を最小限に食い止めるための危機管理対応を構築するなど、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4 環境

地球規模での環境問題が深刻化する中、市民の暮らしや企業活動等地域の様々な場面で環境に配慮した取組が必要となります。

市民、事業者、行政等が環境に対する意識を高め、環境に配慮した都市基盤の整備や事業活動、ライフスタイルへの転換を図ることで、環境負荷を低減する持続可能なまちづくりを推進します。

第3章 将来人口

本市の人口は平成17年（2005年）をピークに減少の局面に入っており、平成27年（2015年）10月1日現在（国勢調査）の総人口は114,180人となっています。

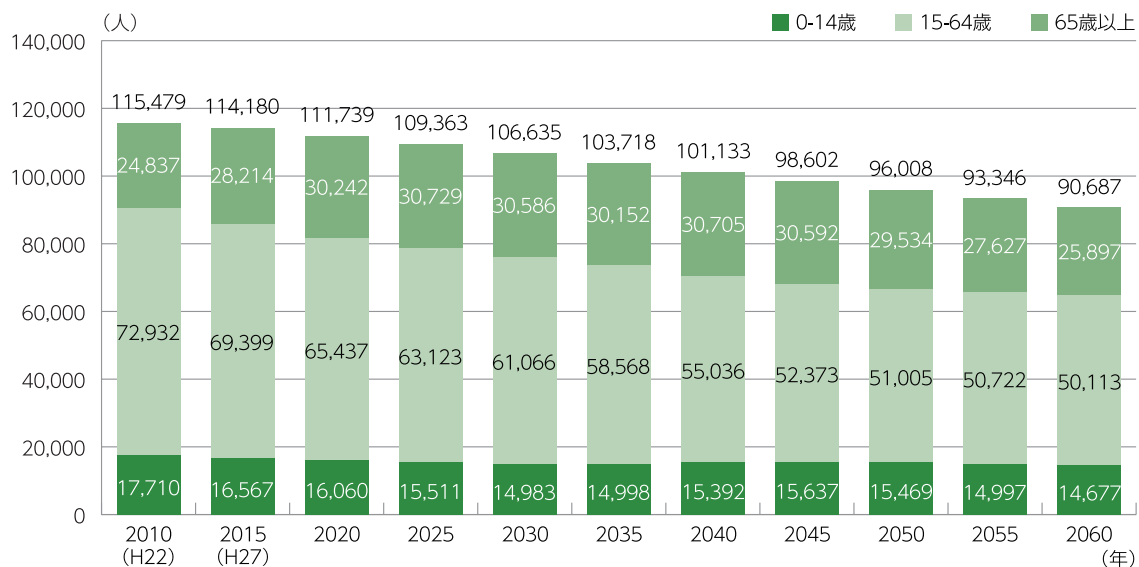
今後も、人口の減少傾向は続くことから、人口に関する目指すべき方向性として、定住の促進と人口流出の抑制に取り組むとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現し、地域の資源を生かした活性化を行う必要があると考えます。

こうした取組により本市の将来目標人口を、2040年に10万人、2060年には9万人とします。

■ 総人口と年齢3区分別構成比の推移

単位：人

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口		115,479	114,180	111,739	109,363	106,635	103,718	101,133	98,602	96,008	93,346	90,687
0～14歳	人口	17,710	16,567	16,060	15,511	14,983	14,998	15,392	15,637	15,469	14,997	14,677
	比率	15.3%	14.5%	14.4%	14.2%	14.1%	14.5%	15.2%	15.9%	16.1%	16.1%	16.2%
15～64歳	人口	72,932	69,399	65,437	63,123	61,066	58,568	55,036	52,373	51,005	50,722	50,113
	比率	63.2%	60.8%	58.6%	57.7%	57.3%	56.5%	54.4%	53.1%	53.1%	54.3%	55.3%
65歳以上	人口	24,837	28,214	30,242	30,729	30,586	30,152	30,705	30,592	29,534	27,627	25,897
	比率	21.5%	24.7%	27.1%	28.1%	28.7%	29.1%	30.4%	31.0%	30.8%	29.6%	28.6%
75歳以上	人口	13,056	13,802	15,216	17,474	18,353	17,793	17,334	17,228	17,914	17,801	16,723
	比率	11.3%	12.1%	13.6%	16.0%	17.2%	17.2%	17.1%	17.5%	18.7%	19.1%	18.4%



※「総人口と年齢3区分別構成比の推移」は東近江市人口ビジョン（平成27年（2015年）10月策定）による。なお、2015年は平成27年国勢調査人口に置き換えている。

※平成22年及び平成27年国勢調査の実績人口データには年齢不詳分が含まれているため、年齢判明分の人口の割合で年齢不詳分を按分し年齢判明分に加算している。

第4章 将来の土地利用の方向性

本市は市域の6割近くを森林が占めており、市域の2割程度の農地、鈴鹿山脈を源とする愛知川、日野川等の河川、これらの河川が流れ込む琵琶湖など豊かな自然環境を有しています。また河川の流域には田園が広がり農村集落や里山が点在し、美しい田園風景を形成しています。

一方、古くから活発な経済活動の場として「市」が栄えた商業都市としての歴史を有し、近畿圏や中京圏の結節点に位置していることや交通の利便性等のポテンシャルを生かし、商業、工業等の多様な機能や住宅が集積しています。

これらの様々な特性をもった土地について、それぞれの特性を確保しつつ、本市の将来の発展に向けて、バランスのとれた都市基盤の整備を進めていくことが必要です。

1 農用地

平野部に広がる農用地は、県下有数の穀倉地帯であり、県下一位の農業生産高を誇っています。

農用地の周辺には、集落、里山など多様な景観が一体的に調和して存在し、美しい田園風景を形成しています。

農用地においては、農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤や住環境の整備、農業のもつ多面的機能の維持増進を図り、さらに、美しい自然と調和した農村環境を交流の資源として活用に努めます。

2 森林

鈴鹿の山々を中心とする森林は、木材の供給源としての役割だけでなく、国土の保全、水源涵養、災害防止、さらには、地球温暖化の防止など多面的な機能を有しています。

森林においては、自然環境や生活環境に配慮し、森林の保全や木材としての活用に努めるとともに、自然に親しむ癒しの場としての保健休養機能やレクリエーション、観光、教育等の場としての交流機能の向上を図ります。

3 河川・水辺

愛知川、日野川等の河川は、豊かな自然環境を有する一方、本市の農業を支える用水や自然災害から市民の命を守る役割等様々な機能を有しています。

また、国内最大の湖である琵琶湖は、京阪神の重要な水源であるとともに、水生生物の宝庫であり、市民をはじめとする多くの人の憩いの場となっています。

河川や水辺においては、多様な生態系を育む自然環境の保全を基本としつつ、適正な管理と整備を図る一方、人々に潤いを与える空間として、観光、レクリエーション等の活用に努めます。

4 市街地等

市域には、国道8号や国道421号が通り、近江鉄道やJRの鉄道駅、さらには名神高速道路八日市インターチェンジ等の交通結節点を有し、その周辺に市街地を形成しています。

また、八日市駅前をはじめとする商業地や八日市インターチェンジ周辺を中心とした工業地のほか、住宅地、公共機関等の多様な機能が集積し、本市の都市機能の中核を担っています。

市街地においては、都市基盤の整備、居住環境の改善をはじめ、商業、工業、交流、サービス、文化、行政サービスなど魅力ある市街地としての機能の強化を図り、総合的な都市生活機能の拠点としてふさわしい市街地の形成とにぎわいの創出を図ります。

第5章 計画の推進に当たって

総合計画の推進に当たっては、職員一人一人が行政課題に共通の認識を持ち、行政の各部局が連携して政策の立案や事業実施に関わり、総合的に政策を推進する体制を強化し、効果的な施策の推進を図ります。

また、持続可能な地域づくりのため、中長期的な財政運営に努め、行政評価の実施や経営資源を最大限に生かすとともに、選択と集中を図った事業展開を行い、時代の潮流を見極め的確に対応する創造的な行財政運営に挑みます。

また、広域のエリアや近隣市町との連携による経済や産業圏域の形成、国や県と連携した広域的な視点による基盤の整備を図るなど、交流と連携による取組を効果的に進め、自立的な地域づくりに努めます。

第1章

第1節

第2節

第2章

第1節

第2節

方針基本1

方針基本2

方針基本3

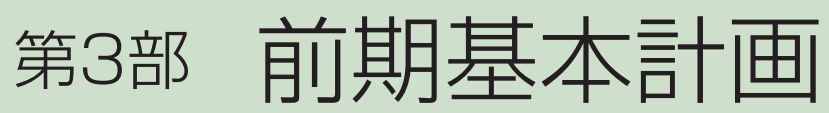
方針基本4

共通の認識

第3章

第4章

第5章



第3部 前期基本計画

計画の体系

基本構想	将来都市像	うるおいとにぎわいのまち 東近江市							
	基本方針	ひと		くらし					
	共通認識	協働	人権	安全・安心	環境				
前期基本計画	政策と政策の基本的な方向性	政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち		政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち					
		共生	1 地域の課題解決能力が育つまちをつくれます		福祉	1 誰もが支え支えられ豊かに暮らせるまちをつくれます			
						2 健康で文化的な生活ができるまちをつくれます			
		政策2 子どもが健やかに育つまち		健康		3 住み慣れた地域で自立した暮らしができるまちをつくれます			
		子ども	1 様々な家庭の子育てを支援するまちをつくれます			4 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくれます			
			2 子育てへの悩みにきめ細かく対応できるまちをつくれます			5 障害者が笑顔でいきあうまちをつくれます			
			3 子どもが元気に育つ幼児教育・保育が充実したまちをつくれます			6 発達に障害のある人の個性が大切にされるまちをつくれます			
			4 多様化する子育てニーズに対応できる環境が整備されたまちをつくれます			7 健やかで心豊かに生活できるまちをつくれます			
		政策3 未来を創造するひとをつくるまち		医療		8 質の高い医療が受けられるまちをつくれます			
		教育	1 子どもと大人と地域が共に育つまちをつくれます		政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち		保険年金	1 安心して医療を受けられるまちをつくれます	
			2 子どもが安全で快適な環境のもと学べるまちをつくれます					2 戸籍、住民基本台帳等が適切に管理されるまちをつくれます	
			3 子どもが健やかに育つことができるまちをつくれます		市民人権		3 一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちをつくれます		
			4 子どもの食を支えるまちをつくれます				4 暮らしの困りごとを身近に相談できるまちをつくれます		
		生涯学習	5 生涯にわたり学ぶことができ、学んだことが生かせるまちをつくれます				5 資源循環型社会への意識の高いまちをつくれます		
			6 気軽にスポーツを楽しめるまちをつくれます		環境		6 豊かな自然を保全・活用するまちをつくれます		
		歴史文化	7 生涯を通じて図書に親しめるまちをつくれます				7 環境への負荷を軽減するまちをつくれます		
			8 豊かな歴史・文化・伝統を生かすまちをつくれます		交通		8 交通環境の整ったまちをつくれます		
				政策6 共にづくり安全に暮らせるまち		防災消防防犯		1 災害に強く防犯意識の高いまちをつくれます	
								2 空家等が適正に管理されるまちをつくれます	

まち

行政経営

政策7
活力とにぎわいのあるまち

農林水産	1 活力と多様性のある農業水産が発展するまちをつくります
	2 森林や里山が適切に保全管理され資源を活用するまちをつくります
	3 安定した生産性の高い農業が継続できるまちをつくります
	4 農地の適切な維持と有効利用
商工労働	5 活発な産業が展開し生き生きと働くことができるまちをつくります
	6 元気で魅力ある企業が立地するまちをつくります
観光	7 多彩な魅力を感じ多くの人が訪れるまちをつくります

政策8
市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

道路河川	1 広域的な都市基盤が整ったまちをつくります
	2 道路・河川が整備されたまちをつくります
	3 道路・橋梁・河川が適切に維持管理されたまちをつくります
都市計画	4 計画的な土地利用を進め、良好な市街地が形成されたまちをつくります
	5 住まいの安全性が確保されたまちをつくります
	6 質の高い公共施設があるまちをつくります
住宅	7 快適な居住環境を支える公営住宅が整備されたまちをつくります

政策9
安全安心な上下水道のあるまち

水道	1 安定的に水道水が供給されるまちをつくります
下水道	2 水質が保全され快適で衛生的な生活環境があるまちをつくります
	3 農村下水道施設が適正に維持管理されたまちをつくります

政策10
戦略的な地域の創生

創生	1 計画的で効果的な行政運営
	2 重要施策や大規模プロジェクトの推進
	3 市政情報の効果的な発信

政策11
安定した行政経営

行政経営	1 公正で透明性の高い行政事務の推進
	2 職員力・組織力の向上
	3 健全な財政運営
	4 公有財産や公用車等の適正な管理
	5 公平で透明性の高い契約管理
	6 安定的で効率的な情報処理システムの構築
	7 公金の適正な管理

政策12
公平公正な課税と徴収

税	1 市民税の公正で適正な課税
	2 固定資産税の公正で適正な課税
	3 公正で適正な税の収納

政策13
議会・行政委員会

議会 行政委員会	1 円滑な議会運営と議会の活性化
	2 適正な選挙の執行
	3 正確な行政事務の監査
	4 適正な公平委員会の運営

第1章

ひと

～人と地域が共に成長できるまちづくり～

政策1 地域を愛し課題を解決する人材が育つまち

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
共生	1 地域の課題解決能力が育つまちをつくります	1 協働のまちづくりの推進 2 市民活動への支援 3 地域コミュニティへの支援 4 コミュニティセンターの適正な管理運営

共生



地域の課題解決能力が育つまちをつくります

■施策1・協働のまちづくりの推進

現状分析

地域課題が多様化し、複雑化する中、今後ますます増大する地域課題に対応するためには、行政だけでなく、地域の多様な主体が協働してまちづくりを行うことが必要です。

達成目標

「協働のまちづくり」の意識のもとに、多様な主体が情報を共有し、地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

具体的な取組

- ・郷土愛を育み、地域の困りごとを解決するため、知恵を出しあい、共に汗をかく人づくりを推進します。
- ・多様な主体が地域課題の解決に取り組む仕組みづくりを検討します。
- ・多様な主体が共に取り組める協働事業を拡大します。
- ・市民とともに協働事業の評価と改善を行います。
- ・コミュニティビジネスに取り組む団体等を支援します。
- ・市民活動の資金調達の仕組みづくりを行います。
- ・まちづくり協議会の地域包括的で自立的な活動ができるように支援します。
- ・市職員が積極的に地域活動に参加し、市民とともに知恵を出し、地域課題の解決に向け活動します。

主な事業

- ・協働のまちづくり事業
- ・まちづくり協議会支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
協働のまちづくりができていると考える市民の割合 (市民意識調査)	15.9%	18.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施



基本施策1

■施策2・市民活動への支援

現状分析

NPO等の市民活動団体の裾野が広がっていますが、活動する人材や活動資金が不足しています。

達成目標

多彩な人材と安定的な活動基盤をもった市民活動団体の活動が広がるまちを目指します。

具体的な取組

- ・市民活動団体設立や運営を支援します。
- ・市民活動団体が交流できる拠点施設の整備を検討します。
- ・市民活動情報を効果的に情報発信します。
- ・市民活動をコーディネートする中間支援組織を支援します。
- ・市民活動団体をコーディネートできる人材を育成します。
- ・市民活動を担う人材を発掘し、人材を活用できる体制をつくります。
- ・市民活動の資金調達に関する情報提供や支援を行います。

主な事業

- ・市民活動支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
市民活動への参加度(市民意識調査)	22.6%	25.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施



基本施策1

■施策3・地域コミュニティへの支援

現状分析

都市化の進展、少子高齢化等により市民の連帯感が希薄化し、地域での課題解決が難しくなっている地域が見られます。また、農村集落においても高齢化や集落離れが進行しており、自治会運営や集落機能の維持が難しくなってきています。

達成目標

一人一人が地域を意識し、自治会等の組織において、地域の課題を自ら解決する力を高めることを目指します。

具体的な取組

- 自治会加入の啓発に取り組みます。
- 自治会の活動を支援し、集落機能を維持する取組を推進します。
- 地区自治会連合会の活動を支援します。
- 地縁団体の設立を支援します。
- コミュニティ活動を支援します。

主な事業

- 自治振興事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
自治会加入率	80.7%	81.2%

表：自治会加入率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
81.9%	80.8%	81.2%	80.6%	80.7%



基本施策1

■ 施策4・コミュニティセンターの適正な管理運営

▶ 現状分析

市内14地区のコミュニティセンターは、各地区まちづくり協議会による指定管理で管理運営しています。ほとんどのコミュニティセンターは、老朽化が進行し、計画的な改修が必要となっています。

▶ 達成目標

市民活動の拠点として、身近で安全に安心して利用できるコミュニティセンターを目指します。

▶ 具体的な取組

- 地域の個性を生かしたコミュニティセンターの運営を進めます。
- 指定管理に係る労務管理等の助言を行います。
- コミュニティセンターで各種講座や講演を実施します。
- 時代に即し、地域課題の解決のためコミュニティセンターの必要な機能を検証し、整備改修を行います。

▶ 主な事業

- コミュニティセンター管理運営事業
- コミュニティセンター整備事業

▶ 成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
市民一人当たりの年間コミュニティセンター利用回数	3.6回	4.8回

表：市民一人当たりの年間コミュニティセンター利用回数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2.4回	2.6回	3.0回	3.3回	3.4回

■ 関連する主な個別計画

- 東近江市市民協働推進計画(平成26年度～平成35年度)

政策2 子どもが健やかに育つまち

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
子ども	1 様々な家庭の子育てを支援するまちをつくれます	1 子育て家庭への切れ目ない支援 2 学童保育の充実 3 ひとり親家庭への支援
	2 子育てへの悩みにきめ細かく対応できるまちをつくれます	1 子どもを守る地域ネットワークの強化 2 子育て家庭の不安の解消
	3 子どもが元気に育つ幼児教育・保育が充実したまちをつくれます	1 幼児教育・保育の充実 2 子育て支援拠点機能の強化
	4 多様化する子育てニーズに対応できる環境が整備されたまちをつくれます	1 幼児教育・保育施設の充実 2 学童保育施設の充実 3 子育て支援拠点施設の充実

子 ども



様々な家庭の子育てを支援するまちをつくります

■施策1・子育て家庭への切れ目ない支援

現状分析

核家族化に伴い地域とのつながりが希薄化し、育児不安を抱えながら孤立している家庭が増加しており、結婚や妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援が必要です。

達成目標

結婚や妊娠期から子育て期まで、切れ目ない子育て支援が充実したまちを目指します。

具体的な取組

- 子ども・子育て支援事業計画の進行管理を行います。
- 絵本を通じて赤ちゃんふれあうきかけづくり（ブックスタート）に取り組めます。
- 見守りおむつ宅配便など子育て家庭の経済的な負担の軽減と声かけ見守りを行います。
- 結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援します。
- 児童手当を対象家庭に支給します。

主な事業

- 児童福祉推進事業
- 次世代育成対策事業
- 児童手当支給事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
切れ目ない子育て支援拠点設置数	1箇所	5箇所

※切れ目ない子育て支援拠点は平成27年度から設置



基本施策1

■施策2・学童保育の充実

現状分析

保護者の就労、核家族化等により、放課後の子どもを見守る学童保育所を利用する児童が増加しています。また、学童保育における保育の質の向上や安定した事業運営が求められています。

達成目標

保護者の希望をかなえ、放課後における子どもの健全育成を図る学童保育所が充実したまちを目指します。

具体的な取組

- 学童保育所を適正に管理・運営します。
- 保護者会運営学童保育所の運営統合を支援します。
- 指導員研修の開催など指導員のスキルアップを図ります。
- 指導員の安定雇用を支援します。

主な事業

- 学童保育所運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
学童保育所利用児童数	1,178人	1,667人

表：学童保育所利用児童数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
768人	825人	856人	905人	996人	1,077人



基本施策1

■施策3・ひとり親家庭への支援

▶現状分析

ひとり親家庭は、経済的な課題や養育上の問題等を抱えていることが多く、仕事と子育ての両方を担っていることから多様なサポートを必要としています。

▶達成目標

ひとり親家庭の経済的な負担の軽減や子育てに関する不安が解消されるまちを目指します。

▶具体的な取組

- ・母子福祉団体の活動を支援します。
- ・ひとり親家庭の就業や自立を支援します。
- ・ひとり親家庭等の相談体制を充実します。
- ・母子父子福祉センターの運営内容の充実に努めます。
- ・児童扶養手当をひとり親の対象家庭に支給します。
- ・事故、病気等で父又は母を亡くされた遺児を支援します。
- ・経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を支援します。

▶主な事業

- ・母子・父子福祉事業
- ・児童扶養手当支給事業
- ・遺児福祉年金給付事業
- ・児童入所施設等措置事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
ひとり親家庭相談件数	2,213件	3,100件

表：ひとり親家庭相談件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,168件	1,261件	1,811件	2,433件	2,894件

■関連する主な個別計画

- ・東近江市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)



基本施策2

子育てへの悩みにきめ細かく対応できるまちをつくります

■施策1・子どもを守る地域ネットワークの強化

現状分析

子どもを取り巻く状況は、児童虐待や貧困と格差等の問題が複雑化・多様化しており、育児・養育・虐待に関する相談が増加しています。

達成目標

関係機関のネットワークが構築され、児童虐待が未然に防止されるなど子どもを守ることができる環境を目指します。

具体的な取組

- 虐待の早期発見と適切な初期対応を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会の体制を強化します。
- 子ども家庭相談センター等と連携し家庭への適切な支援や長期的な見守りの体制の構築に努めます。
- 緊急に児童の保護が必要な場合に、一定期間、養育及び保護する子育て短期支援事業を実施します。
- 児童虐待防止に対する市民の理解を深めるため、積極的な啓発活動を行います。
- 子どもへの適切なかわり方のスキルを身につけて指導できる人材の育成を行います。
- 里親会の活動を支援します。
- 子どもの貧困対策を推進します。

主な事業

- 児童虐待防止対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
児童虐待対応児童件数	873件	873件以下

表：児童虐待対応児童件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
535件	572件	740件	845件	840件



基本施策2

■ 施策2・子育て家庭の不安の解消

現状分析

家族形態の変化により、身近に相談相手がいないなどの要因から子育て家庭の不安が高まっているため、各家庭の状況に応じた支援が求められています。

達成目標

子育て家庭の不安が軽減され、子どもが健やかに育つ環境の確保を目指します。

具体的な取組

- 子どもの相談体制を充実します。
- 家庭児童相談員が不安を抱く養育者の相談に対応します。
- 養育不安を抱える親支援事業（オレンジルーム）を推進します。
- 養育に不安を抱える家庭に専門的な育児指導を行う専門的相談員を派遣します。
- 簡易な家事指導や育児相談を行う子ども家庭支援員を派遣します。
- 養育に不安を抱える家庭の児童に学生ボランティア等支援員を派遣します。

主な事業

- 家庭支援事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
家庭児童相談員の関わり件数	8,259件	14,109件

表：家庭児童相談員の関わり件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3,384件	4,558件	5,210件	5,628件	7,594件

■ 関連する主な個別計画

- 東近江市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）



子どもが元気に育つ幼児教育・保育が 充実したまちをつくります

■施策1・幼児教育・保育の充実

現状分析

保護者の就労環境の変化等により認定こども園等の入所希望者が増加するとともに、保育ニーズが多様化し、待機児童や保育に必要な職員の不足が生じています。

達成目標

待機児童が解消し、多様な保育ニーズに対応できる充実した幼児教育・保育が提供されるまちを目指します。

具体的な取組

- ・保育士資格又は幼稚園教諭免許の取得支援や免許保有者の掘り起しなど保育人材の積極的な確保を図ります。
- ・企業内保育など新たな保育の受け皿づくりを推進します。
- ・地域型保育や病児保育の充実を図ります。
- ・保育人材の育成を推進し、幼児教育・保育の質的向上を図ります。
- ・保育相談等に対応する保育アドバイザーの育成を図ります。
- ・幼児教育の拠点を設置します。
- ・乳幼児一人一人の発達に応じた支援の充実を図ります。
- ・家庭、地域、認定こども園・保育所・幼稚園等の連携による食育を推進します。
- ・民間認定こども園、保育所、小規模保育事業所等の職員の処遇改善や運営を支援します。

主な事業

- ・保育推進事業
- ・公立認定こども園・幼稚園・保育所等運営事業
- ・民間保育所等運営支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
待機児童数	72人	0人

表：待機児童数(毎年4月1日)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
2人	25人	20人	28人	34人	39人



基本施策3

■施策2・子育て支援拠点機能の充実

現状分析

家族形態の変化や核家族化により育児に不安を抱えている家庭や子育てと社会参加の両立を望む家庭に対する支援が求められています。

達成目標

気軽に子育て家庭の交流・相談や保護者が社会参加できる体制が整ったまちを目指します。

具体的な取組

- ・子育て中の親が、気軽に交流や相談ができる地域の子育て拠点の機能を充実します
- ・子育てコンシェルジュを配置し、関係機関と連携強化を図ります。
- ・ファミリーサポートセンター^{*}を組織し、地域での子育てや社会参加等を支援します。

主な事業

- ・地域子育て支援事業
- ・ファミリーサポートセンター運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
子育て支援拠点利用人数(親子)	68,002人	93,000人

表：子育て支援拠点利用人数(親子)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
19,018人	30,258人	54,919人	57,712人	65,198人

■関連する主な個別計画

- ・東近江市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)

※ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(協力会員)が会員登録し、センターのアドバイザーが橋渡し役となって、会員同士が有料で援助し合う会員組織



基本施策4

多様化する子育てニーズに対応できる環境が整備されたまちをつくります

■施策1・幼児教育・保育施設の充実

現状分析

待機児童の発生や施設の老朽化・耐震強度不足による建替えや改修が必要な園があります。

達成目標

誰もが幼児教育・保育を受けられる施設規模が確保され、安心して利用できる保育環境を目指します。

具体的な取組

- ・認定こども園の整備や既存施設の耐震化を図ります。
- ・病気の子を一時的に預かる病児保育室の整備を図ります。
- ・単独保育所や単独幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を図ります。
- ・待機児童の解消の役割が期待できる民間認定こども園の整備や運営を支援します。
- ・幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な維持管理を行います。

主な事業

- ・公立認定こども園・幼稚園・保育所等施設整備事業
- ・民間保育所施設整備支援事業
- ・公立認定こども園・幼稚園・保育所等施設管理事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
2号・3号認定の利用定員	2,055人	2,460人

表：2号・3号認定の利用定員

平成25年度	平成26年度	平成27年度
1,785人	1,795人	1,906人

※1号認定：旧制度の幼稚園利用(3歳以上児)

2号認定：旧制度の保育所利用(3歳以上児)

3号認定：旧制度の保育所利用(3歳未満児)



基本施策4

■施策2・学童保育施設の充実

現状分析

核家族化等の進行により、放課後の子どもを見守る保護者のいない家庭が増え、学童保育所への入所希望者の増加による施設の不足、老朽化による改修等が必要な施設があります。

達成目標

安心して利用できる学童保育所が整ったまちを目指します。

具体的な取組

- ・学童保育所の老朽化による改修・改築や整備を行います。
- ・学童保育所の適正な維持管理を行います。

主な事業

- ・学童保育所施設整備事業
- ・学童保育所施設管理事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
学童保育所数	29箇所	34箇所

表：学童保育所数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
22箇所	25箇所	26箇所	28箇所	28箇所



基本施策4

■施策3・子育て支援拠点施設の充実

▶現状分析

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、家族や地域における子育て機能が低下しています。

▶達成目標

家庭や地域での子育てを総合的に支援できる拠点が整ったまちを目指します。

▶具体的な取組

- 地域の身近な場所で乳幼児と保護者の交流、育児相談、情報提供等総合的に支援する地域子育て支援拠点施設を整備します。

▶主な事業

- 子育て支援拠点整備事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
地域子育て支援センター数	4箇所	6箇所

表：地域子育て支援センター数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

■関連する主な個別計画

- 東近江市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)

政策3 未来を創造するひとをつくるまち

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
教育	1 子どもと大人と地域が共に育つまちをつくれます	1 教育環境の支援
	2 子どもが安全で快適な環境のもと学べるまちをつくれます	1 教育環境の充実
	3 子どもが健やかに育つことができるまちをつくれます	1 児童・生徒の育成 2 教育内容の充実 3 特別支援教育の推進 4 教育相談体制の充実
	4 子どもの食を支えるまちをつくれます	1 学校給食の充実
生涯学習	5 生涯にわたり学ぶことができ、学んだことが生かせるまちをつくれます	1 人権教育・啓発の推進 2 青少年の健全育成 3 多様な学習機会の提供 4 文化芸術の振興
	6 気軽にスポーツを楽しめるまちをつくれます	1 スポーツの推進 2 国体等を見据えた競技スポーツの推進
	7 生涯を通じて図書に親しめるまちをつくれます	1 市民のための図書館づくり
歴史文化	8 豊かな歴史・文化・伝統を生かすまちをつくれます	1 地域文化の継承と創造 2 文化財の保存・継承 3 文化財の活用・愛護の普及

教 育



基本施策1

子どもと大人と地域が共に育つまちをつくります

■施策1・教育環境の支援

現状分析

教育課題の解決に向けた支援を積極的に進めていますが、教育を取り巻く環境は複雑で多様化・困難化しています。

達成目標

教育振興基本計画を着実に実施し、多様化し、困難化する教育課題に柔軟に対応でき、児童・生徒の教育環境が整うなど、子どもと大人と地域が共に育つまちを目指します。

具体的な取組

- ・積極的な情報公開による開かれた教育委員会を推進します。
- ・教育振興基本計画の着実な実施による教育行政を推進します。
- ・適正な就学援助による児童生徒の教育環境を支援します。
- ・通学路の安全対策の実施と関係機関との連携強化を図ります。

主な事業

- ・教育委員会運営事業
- ・教育総務管理事業
- ・就学援助事業
- ・通学路安全対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
通学路安全対策への満足度(市民意識調査)	34.5%	40.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施

■関連する主な個別計画

- ・東近江市教育振興基本計画(平成26年度～平成35年度)
- ・東近江市通学路交通安全プログラム(平成27年度～)



基本施策2

子どもが安全で快適な環境のもと学べるまちをつくります

■施策1・教育環境の充実

現状分析

全小中学校施設の耐震化は完了しましたが、老朽化への対応が必要です。

達成目標

小中学校の老朽化に対応できた安全で快適な学習環境を目指します。

具体的な取組

- 学校施設を適正に管理します。
- 学校施設長寿命化計画を策定し、計画的な老朽改修を行います。
- トイレの改修を計画的に行います。

主な事業

- 小中学校管理事業
- 小中学校施設整備事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
大規模改修が完了した義務教育施設	校舎25/31校	校舎31/31校

表：大規模改修が完了した義務教育施設

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
16/31校	19/31校	19/31校	20/31校	23/31校

■関連する主な個別計画

- 東近江市教育振興基本計画(平成26年度～平成35年度)
- 東近江市公立学校等施設整備計画(平成28年度～平成32年度)



基本施策3

子どもが健やかに育つことができるまちをつくります

■施策1・児童・生徒の育成

現状分析

家族の絆や地域での人間関係が希薄化の傾向にあり、ルールや社会性、人を思いやる心や感動する心など豊かな心が十分に育っていない子どもたちが増えています。

達成目標

児童生徒が、豊かな体験活動を積むことにより、規範意識や思いやりの心と望ましい職業観等の社会性や豊かな人間性を身につけ、心身共に健やかに育つことを目指します。

具体的な取組

- ・生きる力を育む豊かな体験活動や校外活動を支援します。
- ・市内小学校の水泳や陸上の記録会を支援します。
- ・自主的、実践的な態度を育てる中学校の生徒会活動や部活動を支援します。
- ・外国籍児童・生徒の学習を支援します。
- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び保護者と連携し適切な健康管理に努めます。
- ・学校管理下における事故等の災害に対して賠償や補償等事務を適切に行います。

主な事業

- ・小中学校教育振興事業
- ・外国人児童生徒等教育支援事業
- ・学校保健事業
- ・学校災害補償事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
児童・生徒の長期欠席率	小学校0.56% 中学校2.17%	小学校0.40% 中学校2.00%

表：児童・生徒の長期欠席率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校0.37% 中学校3.22%	小学校0.28% 中学校2.78%	小学校0.35% 中学校2.87%	小学校0.16% 中学校2.54%	小学校0.37% 中学校2.46%



基本施策3

■施策2・教育内容の充実

現状分析

国際化や情報化の進展に対応できる児童生徒の「生きる力」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）が求められています。

達成目標

子どもたち一人一人に、人として生きるうえで大切な道徳性や人を思いやる心を育み、子どもたちが将来にわたって幸せな生活を営んでいくための基礎的な力が育つことを目指します。

具体的な取組

- ・ICT環境を整備し、機器を活用した授業改善を推進します。
- ・学ぶ力の向上推進に取り組みます。
- ・保幼小中が地域と連携して育ちを支える取組を推進します。
- ・教材及び教師用教科書等を整備します。
- ・児童・生徒の読書環境を整備します。
- ・英語教育の推進と国際理解力の向上を図ります。
- ・美術や書写教育の振興と芸術性の向上を図ります。
- ・生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取組を推進します。
- ・基本的な生活習慣を身につける指導の充実を図ります。
- ・食に関する指導の充実を図ります。
- ・ふるさとへの愛着や誇りを醸成する取組を推進します。
- ・教職員の資質向上に資する事業を推進します。
- ・郷土学習の推進に取り組みます。

主な事業

- ・教育指導力向上事業
- ・幼小中連携推進事業
- ・小中学校教育環境整備事業
- ・英語教育振興事業
- ・豊かな情操育成事業
- ・教育研究所運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
児童・生徒の読書冊数	小学校6.9冊 中学校2.8冊	小学校10冊 中学校 5冊

表：児童・生徒の読書冊数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校7.2冊 中学校2.7冊	小学校6.8冊 中学校3.0冊	小学校7.4冊 中学校3.0冊	小学校6.8冊 中学校4.2冊	小学校7.5冊 中学校2.8冊



基本施策3

■施策3・特別支援教育の推進

現状分析

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しています。

達成目標

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の生活や学習に対する困難を克服し、自立する力の育成を目指します。

具体的な取組

- ・教職員の特別支援教育の研修の機会の充実を図ります。
- ・保幼小中が連携し特別支援教育の充実を図ります。
- ・発達相談員を配置します。
- ・通級による指導（通級指導教室）を実施します。

主な事業

- ・特別支援教育推進事業
- ・通級指導教室運営事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
個別の指導計画作成率	小学校81.6% 中学校81.4%	小学校90.0% 中学校90.0%

表：個別の指導計画作成率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校84.2% 中学校45.2%	小学校72.1% 中学校56.9%	小学校74.3% 中学校47.2%	小学校79.4% 中学校42.5%	小学校86.0% 中学校43.8%



基本施策3

■施策4・教育相談体制の充実

現状分析

学習や人間関係に対する不安など様々な要因により、学校に登校できない児童・生徒がいます。

達成目標

個々の相談や不登校支援において、きめ細かな対応ができる教育相談体制により、登校できる児童生徒の増加を目指します。

具体的な取組

- ・スクールソーシャルワーカー*及びスクールカウンセラー*を配置します。
- ・スクーリングケアサポーター*を配置します。
- ・学級アセスメントテスト*を実施します。
- ・不登校（傾向）にある児童生徒、保護者及び学校関係者への相談を実施します。
- ・適応指導教室*を開設し不登校児童生徒の学校復帰を支援します。
- ・子どもオアシスを管理運営します。

主な事業

- ・学校問題対策事業
- ・いじめ対策推進事業
- ・不登校児童生徒支援事業
- ・子どもオアシス管理運営事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
学校への復帰率	50.0%	60.0%

表：学校への復帰率

平成26年度
35.7%

■関連する主な個別計画

- ・東近江市教育振興基本計画（平成26年度～平成35年度）
- ・東近江市子ども読書活動推進計画第2次計画（平成25年度～平成29年度）
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン（平成28年度～平成33年度）

※スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等との連携や教員を支援する福祉の専門家

※スクールカウンセラー

学校において、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に対応するとともに、保護者や教師に対して助言を行う心理的な専門家

※スクーリングケアサポーター

小学校の不登校児童の家庭や学校、学校への復帰を促すための適応指導教室等で子ども相談相手となる大学生等の支援員

※学級アセスメントテスト

学校生活における児童個々の意欲や満足感及び学級集団の状態を質問紙によって測定するテスト

※適応指導教室

不登校児童生徒に対し、学校復帰を目指し、心をときほぐして生活意欲を高めるための指導・援助（教育相談や教科学習等）を行う学校以外の場所に設置される教室



基本施策4

子どもの食を支えるまちをつくります

■施策1・学校給食の充実

現状分析

加工食品への依存や野菜の摂取不足による食材の偏り、食習慣の乱れ等、食に関する様々な問題が引き起こされています。

達成目標

子どもたちの食に対する意識が高く、地場産農産物の利用等を通して適正な食習慣が身につくことを目指します。

具体的な取組

- ・衛生管理を徹底し、安全で安心な給食を提供します。
- ・学校給食への地場農産物の利用拡大を進めます。
- ・食文化に関心を深める郷土食、行事食を提供します。
- ・学校給食を通して、食育の充実を図ります。

主な事業

- ・学校給食センター管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
学校給食地場農産物利用率	43.7%	45.0%

表：学校給食地場農産物利用率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
29.4%	42.9%	38.2%	37.4%	38.7%

■関連する主な個別計画

- ・東近江市教育振興基本計画(平成26年度～平成35年度)
- ・東近江市学校給食基本計画(平成28年度～平成32年度)

生涯学習



基本施策5

生涯にわたり学ぶことができ、
学んだことが生かせるまちをつくります

■施策1・人権教育・啓発の推進

現状分析

日常生活の中には様々な人権課題があり、正しく理解されるよう啓発する必要があります。

達成目標

人権感覚を高め、人権尊重の精神を日常生活の場で実践し、全ての人の人権が守られるまちを目指します。

具体的な取組

- 人権のまちづくり推進員等の人材育成を図ります。
- 人権のまちづくり協議会の活動や町別懇談会の開催を推進します。
- 人権のまちづくり講座を開催します。
- 人権学習冊子を発行します。

主な事業

- 人権学習推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
人権に関する講座等に参加した人の割合(市民意識調査)	35.8%	41.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施



基本施策5

■施策2・青少年の健全育成

現状分析

家庭や地域の教育力の低下や子どもの生きる力を育む自然体験や社会体験が不足しています。また、就学、就労等に悩みをもつ青少年がいます。

達成目標

市民全体で健全な青少年が育成され、若者がいきいきと活躍するまちを目指します。

具体的な取組

- ・東近江少年センターを核とし、若者に就学や就労に関する助言、相談など青少年の立ち直りを支援します。
- ・青少年育成市民会議が実施する愛のパトロールやこども110番のくるま、こども110番の家の設置等の市民活動を支援します。
- ・東近江やまの子キャンプなど子どもの自然体験や青少年活動を推進します。
- ・青少年団体の支援、善行少年少女の表彰など青少年活動を推進します。

主な事業

- ・青少年育成推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
少年補導者数(東近江警察署管内の刑法犯)	63人/年	57人/年

表：少年補導者数(東近江警察署管内の刑法犯)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
119人/年	86人/年	90人/年	100人/年	99人/年



基本施策5

■施策3・多様な学習機会の提供

現状分析

多くの市民は、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、多様な学習の機会を求めており、市民や社会のニーズに応じた学習機会を提供する必要があります。

達成目標

いつでも、どこでも、だれでもが、主体的に個々に応じた適切な方法で学習でき、学習成果を社会で生かすことのできるまちを目指します。

具体的な取組

- ・社会教育に携わる人材の充実を図り、社会教育を推進します。
- ・社会教育団体への指導や助言を充実し、活動を推進します。
- ・多様な学習情報を提供します。
- ・学んだことを社会で生かせる機会を創出します。
- ・市民大学や生涯学習出前講座を開催します。

主な事業

- ・社会教育推進事業
- ・生涯学習推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
市民講師による生涯学習出前講座の実施回数	86回	100回

表：市民講師による生涯学習出前講座の実施回数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
69回	69回	58回	62回	62回



基本施策5

■施策4・文化芸術の振興

▶現状分析

市民の文化芸術活動の発表や鑑賞の場を提供しています。文化芸術活動により、心に豊かさや生きる活力をもたらすとともに、人と人との交流を生み、地域の活性化を図る必要があります。

▶達成目標

多様な文化芸術活動が育まれ、全ての市民が文化に触れ、心豊かで活力のあるまちを目指します。

▶具体的な取組

- ・美術展覧会や芸術文化祭を開催します。
- ・芸術文化活動団体の活動を推進します。
- ・文化振興施設を適正に管理します。
- ・文化振興施設を計画的に整備します。
- ・文化交流のあり方を再検討し、市民レベルの交流を推進します。

▶主な事業

- ・文化振興事業
- ・文化振興施設管理運営事業
- ・文化振興施設整備事業
- ・日韓文化交流事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
美術展覧会の入場者数	1,879人	2,200人

表：市美術展覧会の入場者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,663人	1,634人	1,608人	1,607人	1,584人

■関連する主な個別計画

- ・東近江市教育振興基本計画(平成26年度～平成35年度)
- ・東近江市人権施策基本計画(平成25年度～平成29年度)
- ・東近江市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)
- ・東近江市子ども読書活動推進計画第2次計画(平成25年度～平成29年度)



気軽にスポーツを楽しめるまちをつくります

■施策1・スポーツの推進

現状分析

総合型地域スポーツクラブの会員数が減少していますが、市民の健康やスポーツに対するニーズは高まっています。

達成目標

子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツを楽しめるまちを目指します。

具体的な取組

- 気軽に運動やスポーツに取り組む機運の醸成を図るとともに、身近な地域のスポーツ活動を支援します。
- 子どもの体力向上及び高齢者の健康寿命の延伸に取り組めます。
- 身近な地域でのスポーツやスポーツイベントに関する情報を広く発信します。
- プロスポーツ団体や大学等と連携し、スポーツに親しむ機会を充実します。
- スポーツリーダーを育成します。
- 体育協会、競技団体及びスポーツ少年団の活動を支援します。
- 各種スポーツ大会の開催を支援します。
- 総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- 学校体育施設を開放するなど、スポーツができる場を提供します。
- 体育施設を適正に管理します。
- 安全安心に利用できる施設整備に努めます。

主な事業

- 生涯スポーツ振興事業
- スポーツレクリエーション推進事業
- 総合型地域スポーツクラブ活動支援事業
- 学校体育施設開放事業
- 体育施設管理運営事業
- 社会体育施設整備事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
成人の週1回以上のスポーツ実施率(市民意識調査)	1回以上 23.4% 3回以上 8.7%	1回以上 65% 3回以上 30%

※市民意識調査は平成28年度から実施



基本施策6

■施策2・国体等を見据えた競技スポーツの推進

現状分析

平成36年に滋賀県で開催される第79回国民体育大会及び第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備体制が未整備のため、早急な整備が必要です。また、その関心や機運の醸成が必要です。

達成目標

滋賀国体及び全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備体制を整え、市民の国体等への関心と機運の醸成を目指します。

具体的な取組

- ・滋賀国体等の開催準備にかかる体制整備を進めます。
- ・市民の滋賀国体等への関心と機運の醸成を図るため、啓発活動を行います。
- ・滋賀国体等を見据え、地元スポーツ団体の競技力向上と地元選手の発掘育成に努めます。
- ・滋賀国体等を見据えた施設整備に努めます。

主な事業

- ・競技スポーツ推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
—	—	—

■関連する主な個別計画

- ・東近江市教育振興基本計画(平成26年度～平成35年度)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)



基本施策7

生涯を通じて図書に親しめるまちをつくります

■施策1・市民のための図書館づくり

現状分析

個々の利用者の状況により、図書館の利用頻度に差があります。また、施設の老朽化が進んでいます。

達成目標

誰にとっても親しみやすく利用しやすい図書館を目指します。

具体的な取組

- 常に鮮度の高い蔵書を維持し、市民の求める資料を提供します。
- 地元情報等の収集や発信を行います。
- 子どもたちがより多くの図書に出会える豊かな読書環境を整備します。
- 移動図書館車の巡回により、図書館への来館が困難な市民へのサービスの充実に取り組みます。
- 施設の計画的な改修を進め、利用環境を整備します。

主な事業

- 図書館管理運営事業
- 移動図書館事業
- 図書館施設整備事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
図書館実利用率	22.1%	23.3%

表：図書館実利用率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
25.3%	24.4%	23.8%	22.8%	21.9%

■関連する主な個別計画

- 東近江市教育振興基本計画(平成26年度～平成35年度)
- 東近江市子ども読書活動推進計画第2次計画(平成25年度～平成29年度)
- 東近江市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)
- 東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)

歴史文化



基本施策8

豊かな歴史・文化・伝統を生かすまちをつくります

■施策1・地域文化の継承と創造

現状分析

地域住民が主体となって自然・歴史・文化等を調べ、その成果を発信する取組が徐々に高まりをみせており、博物館は、豊かな歴史・文化・伝統を生かした活動の環境を整え支援していく使命があります。

達成目標

市内の各種学習施設が有効に活用され、いつでも、どこでも、だれもが、主体的に個々に応じた適切な方法で地域を調べ、得られた成果を発信し活用できるまちを目指します。

具体的な取組

- 個々の博物館等の機能を見直します。
- 市民学芸員の育成など新しい時代に向けた博物館運営を行います。
- 効率的かつ効果的な展示と各種講座等を行います。
- 民間を含む他の博物館との連携を図ります。

主な事業

- 博物館等管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成26年度)	目標値(平成33年度)
博物館利用(入館含)者数	17,996人	19,400人

表：博物館利用(入館含)者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
16,815人	17,528人	18,765人	21,303人	17,996人	10,140人 ※平成27年7月～ 平成28年3月 近江商人博物館休館

※博物館：近江商人博物館、西堀榮三郎記念探検の殿堂、能登川博物館、ガリ版伝承館、野口謙蔵記念館



基本施策8

■施策2・文化財の保存・継承

▶現状分析

少子化や高齢化など社会状況の変化により、地域に根ざした伝統文化や伝統的建造物の保存・継承が難しくなっています。

▶達成目標

市民の貴重な財産である文化財が未来へ継承されるまちを目指します。

▶具体的な取組

- ・伝統文化の調査、資料収集、支援等を行います。
- ・文化的景観の保存に取り組みます。
- ・歴史資料、出土品等を適正に管理します。
- ・未指定文化財の調査を行い、指定に取り組みます。
- ・開発等に伴う発掘調査を行います。
- ・発掘の記録保存や出土品を適正に管理します。
- ・史跡等を適切に保存します。
- ・伝統的建造物群の適切な保存を図ります。

▶主な事業

- ・文化財保護事業
- ・埋蔵文化財保護事業
- ・埋蔵文化財保護受託等事業
- ・史跡等管理運営事業
- ・伝統的建造物群保存事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
市指定文化財件数	202件	210件

表：市指定文化財件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
195件	198件	200件	200件	200件



基本施策8

■施策3・文化財の活用・愛護の普及

▶現状分析

文化財が地域資源として、十分に活用できていない状況にあります。

▶達成目標

文化財に親しむ機会が増え、郷土の歴史資産を大切にすまちを目指します。

▶具体的な取組

- ・文化財を顕在化し、歴史文化基本構想に沿った取り組みを進めます。
- ・日本遺産の普及啓発に取り組みます。
- ・埋蔵文化財保護の普及啓発に取り組みます。
- ・史跡の周知を図り、歴史学習や地域資源として活用します。
- ・文化財保護の普及啓発に取り組みます。
- ・貴重なふるさとの歴史や文化を守る心を育みます。
- ・文化財保護活動への市民参加を図ります。
- ・市史普及本（ビジュアル版）の編さんに取り組みます。

▶主な事業

- ・日本遺産活用事業
- ・埋蔵文化財活用事業
- ・埋蔵文化財センター管理運営事業
- ・市史資料活用事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
文化財啓発事業の参加者人数	1,800人	2,100人

表：文化財啓発事業の参加者人数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,260人	1,200人	1,250人	1,200人	1,600人

■関連する主な個別計画

- ・東近江市教育振興基本計画(平成26年度～平成35年度)
- ・五個荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画(平成17年2月～)
- ・東近江市歴史文化基本構想(平成29年度～)

第2章

くらし

～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

政策4 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
福祉	1 誰もが支え支えられ豊かに暮らせるまちをつくれます	1 地域福祉活動の推進 2 社会福祉活動の推進
	2 健康で文化的な生活ができるまちをつくれます	1 生活安定への支援
	3 住み慣れた地域で自立した暮らしができるまちをつくれます	1 地域包括ケアの推進 2 生活困窮者への自立支援
	4 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくれます	1 高齢者の生きがいづくりの推進 2 地域で暮らし続けるための支援の充実 3 介護保険制度の健全運営とサービスの充実
	5 障害者が笑顔でいきあうまちをつくれます	1 障害者の社会参加の促進 2 障害福祉制度の充実 3 地域生活支援体制の充実
	6 発達に障害のある人の個性が大切にされるまちをつくれます	1 発達障害に対する支援体制の充実
健康	7 健やかで心豊かに生活できるまちをつくれます	1 健康づくりの推進 2 保健予防活動の推進 3 介護予防活動の推進
医療	8 質の高い医療を受けられるまちをつくれます	1 地域医療の充実

福祉



基本施策1

誰もが支え支えられ豊かに暮らせるまちをつくります

■施策1・地域福祉活動の推進

現状分析

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地域のつながりの希薄化や担い手不足など社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題がますます多様化・複雑化しています。

達成目標

身近な地域で、互いに支え合いながら暮らせるまちを目指します。

具体的な取組

- 地域福祉計画の着実な推進と進行管理を行います。
- 社会福祉法人に対し、適正な指導監査を行います。

主な事業

- 地域福祉推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
地域での助け合いができていると思う市民の割合 (市民意識調査)	47.7%	50.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施



基本施策1

■施策2・社会福祉活動の推進

現状分析

少子高齢化や核家族化の進行により、福祉のニーズも多様化し、行政サービスだけでは応えきれない状況が生まれています。

達成目標

社会福祉団体と連携し、社会生活に配慮を必要とする人が安心して暮らせるまちを目指します。

具体的な取組

- ・社会福祉団体等の活動を支援します。
- ・戦傷病者や戦没者遺族に対する援護を行います。
- ・避難行動要支援者の避難支援を推進します。
- ・専門福祉避難所の適正配置を図ります。
- ・福祉センターの適正な管理を行います。
- ・民生委員児童委員の活動を支援します。

主な事業

- ・社会福祉推進事業
- ・福祉センター等管理運営事業
- ・民生委員児童委員活動事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
ボランティア活動参加者数	3,842人	3,850人

表：ボランティア活動参加者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3,332人	3,657人	3,742人	3,181人	3,313人

■関連する主な個別計画

- ・東近江市地域福祉計画(平成29年度～平成33年度)



基本施策2

健康で文化的な生活ができるまちをつくります

■施策1・生活安定への支援

現状分析

社会情勢や雇用情勢を反映し、生活保護受給者が増加傾向にあります。

達成目標

生活に困窮する市民に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目指します。

具体的な取組

- ・生活保護法に基づき、適正な保護を実施します。
- ・生活困窮世帯に生活保護費を支給します。
- ・中国残留邦人の生活困窮世帯に生活支援給付費を支給します。
- ・行旅病死人の救護等を行います。

主な事業

- ・生活保護事務
- ・生活保護費支給事業
- ・生活支援給付費支給事業
- ・行旅病死人救護費支給事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
訪問計画数達成割合	92.2%	100%

表：訪問計画数達成割合（※平成26年度から調査）

平成26年度
92.4%

■関連する主な個別計画

- ・東近江市地域福祉計画(平成29年度～平成33年度)



基本施策3

住み慣れた地域で自立した暮らしができるまちをつくります

■施策1・地域包括ケアの推進

現状分析

認知症高齢者をはじめ、単身や夫婦のみの高齢者世帯が、住み慣れた地域で生活を続けていくために、様々な支援が必要になっています。

達成目標

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもと、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちを目指します。

具体的な取組

- ・市民に身近な相談窓口を充実します。
- ・独居高齢者等の生活実態を把握します。
- ・高齢者虐待の未然防止、早期発見及び早期対応を行います。
- ・高齢者虐待防止のためのネットワークを強化します。
- ・高齢者の権利擁護や成年後見制度の相談を充実します。
- ・介護支援専門員の育成と支援を行います。
- ・地域ケア会議を開催します。
- ・在宅医療・介護に関する市民への啓発を行います。
- ・多職種連携による在宅等での介護や看取りの支援体制を構築します。
- ・生活支援サービス提供のための連携体制を整備します。
- ・認知症に対する早期相談と支援を行います。
- ・認知症の啓発を推進します。
- ・認知症サポーターを養成します。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・認知症のある方の地域見守り体制の構築を推進します。
- ・家族介護者のリフレッシュ事業や介護者の会への支援を行います。
- ・予防給付によるサービス等が適切に提供されるよう、自立支援につながるケアマネジメントを行います。
- ・介護予防のための訪問型サービス・通所型サービス等を実施します。

主な事業

- ・総合相談支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業
- ・認知症サポーター養成事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・家族介護支援事業
- ・介護予防支援給付ケアマネジメント事業
- ・介護予防・生活支援サービス事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
地域包括支援センターにおける相談件数	5,972件	6,600件

表：地域包括支援センターにおける相談件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3,202件	3,676件	4,007件	4,223件	3,520件



基本施策3

■施策2・生活困窮者への自立支援

現状分析

多様で複合的な課題を抱えた生活困窮者が増加しています。

達成目標

貧困の連鎖を防ぎ、生活困窮者が就労により自立できるまちを目指します。

具体的な取組

- 生活困窮者の自立に向けた伴走型の相談支援を行います。
- 離職者に対して家賃を助成（住居確保給付金）します。
- 家計再建に向けた相談支援を行います。
- 生活困窮家庭のこどもに対する学習支援を行います。
- 若者無業者等に対して段階に応じた就労支援を行います。
- 地域福祉権利擁護事業を推進します。

主な事業

- 自立相談支援事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
支援による就労決定件数	20件	30件

※就労支援は平成27年度から法制度化

■関連する主な個別計画

- 東近江市地域福祉計画（平成29年度～平成33年度）
- 東近江市高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）
- 東近江市介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）
- 東近江市地域生活支援計画（平成27年度～平成29年度）
- 東近江市障害者計画（平成27年度～平成32年度）



高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくります

■施策1・高齢者の生きがいがづくりの推進

現状分析

高齢者が増加する中、高齢者が求める居場所や活躍の場は多様化しています。

達成目標

地域に高齢者の居場所があり、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を発揮しながら活躍できるまちを目指します。

具体的な取組

- ・老人クラブ活動を支援します。
- ・高齢者慶祝・敬老事業を実施します。
- ・高齢者の生きがいがづくりなどの活動ができる場を充実します。
- ・高齢者が生きがいをもって活躍できる機会を創出します。
- ・地域サロン活動など高齢者の居場所づくりを支援します。

主な事業

- ・高齢者生きがいがづくり推進事業
- ・高齢者慶祝事業
- ・高齢者福祉施設管理運営事業
- ・地域介護予防活動支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
地域サロン事業の実施箇所数	227箇所	320箇所

表：地域サロン事業の実施箇所数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
221箇所	226箇所	225箇所	225箇所	228箇所



基本施策4

■施策2・地域で暮らし続けるための支援の充実

現状分析

高齢者の約7割が住み慣れた家で暮らし続けたいと思っていますが、環境が十分ではありません。

達成目標

高齢者が住み慣れた家で暮らし続けることができるまちを目指します。

具体的な取組

- ・養護老人ホームへの入所が必要な高齢者を措置します。
- ・高齢者生活支援施設の適正な管理運営を行います。
- ・社会福祉法人等が低所得者に対して実施する介護保険サービス利用者負担軽減に対して支援します。
- ・高齢者福祉施設等の整備を支援します。
- ・事業所の介護・福祉人材確保を支援します。
- ・緊急通報システム事業を行います。
- ・在宅生活の継続と介護家族の支援をします。
- ・認知症のある方に位置探索機の購入費用を助成します。

主な事業

- ・老人保護措置事業
- ・高齢者生活支援施設管理運営事業
- ・高齢者福祉事業
- ・地域自立生活支援等事業
- ・介護用品購入助成事業
- ・徘徊高齢者家族支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
地域密着型サービス施設整備率	90%	100%

表：地域密着型サービス施設整備率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
25%	125%	60%	80%	100%



基本施策4

■施策3・介護保険制度の健全運営とサービスの充実

現状分析

高齢者人口の増加に伴い要介護認定者や給付費は増大しており、介護保険財政を圧迫しています。

達成目標

介護保険制度の円滑な運営を目指します。

具体的な取組

- ・介護保険の運営管理を行います。
- ・介護保険による保険給付を行います。
- ・高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の進捗を管理します。
- ・適正な介護認定を行います。
- ・介護保険給付など費用の適正化を図ります。

主な事業

- ・介護保険一般管理事務
- ・介護保険給付
- ・介護保険運営協議会運営事業
- ・介護認定審査会運営事業
- ・介護給付費等費用適正化事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
給付費実績値の計画値に対する割合	91.0%	100%以下

表：給付費実績値の計画値に対する割合

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
91.6%	89.0%	97.1%	99.6%	102.0%

■関連する主な個別計画

- ・東近江市地域福祉計画(平成29年度～平成33年度)
- ・東近江市高齢者保健福祉計画(平成27年度～平成29年度)
- ・東近江市介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)



基本施策5

障害者が笑顔でいきあうまちをつくります

■施策1・障害者の社会参加の促進

現状分析

社会には、障害児（者）の地域活動や社会参加を阻む様々な課題があります。

達成目標

障害児（者）が地域活動等に参加しやすいまちを目指します。

具体的な取組

- 障害児（者）の社会参加を促進します。
- 障害者団体を支援します。
- 障害者のスポーツ活動を支援します。
- 障害者の余暇活動を支援します。

主な事業

- 障害者社会参加促進事業

成果指標

指標名	基準値（平成28年度）	目標値（平成33年度）
障害者に対する理解度（市民意識調査）	22.2%	30.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施



基本施策4

■施策2・障害福祉制度の充実

現状分析

障害児（者）のためのサービス基盤が不足しており、障害児（者）の生活基盤は必ずしも安定していません。

達成目標

障害児（者）の生活基盤が安定したまちを目指します。

具体的な取組

- 障害者のための安定したサービス基盤づくりに努めます。
- 障害者理解の啓発に努めます。
- 介助が必要な障害児（者）が安定した生活ができるよう手当を支給します。
- 能登川障害福祉センター等障害者施設を適正に管理します。
- 障害者施設整備を支援します。
- 通所施設利用者の自己負担を助成します。
- 障害者のための介助や訓練支援の充実に努めます。

主な事業

- 障害者福祉事業 • 特別障害者等手当支給事業 • 障害者施設管理・整備支援事業
- 障害者サービス等給付事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
障害者グループホーム利用者数	161人	186人

表：障害者グループホーム利用者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
94人	105人	106人	133人	149人



基本施策5

■施策3・地域生活支援体制の充実

現状分析

障害児（者）が地域で生活するための相談内容が、複雑化・多様化しています。

達成目標

障害児（者）の人権を尊重し、権利と財産が守られ、地域生活に対する不安が解消されるまちを目指します。

具体的な取組

- ・障害児（者）の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
- ・精神障害者の自立を支援します。
- ・成年後見制度の利用支援を行います。
- ・障害者虐待防止のためのネットワークを強化します。
- ・公平性が確保された障害支援区分の認定を行います。
- ・障害児（者）が能力と適性に応じて自立した日常・社会生活が営めるように切れ目のない適切なサービスを提供します。
- ・就労に向けた支援をします。
- ・障害児の地域活動を支援します。

主な事業

- ・地域生活相談支援事業
- ・地域生活サービス支援事業
- ・障害児地域生活支援事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
障害者の権利擁護事業利用者数	174人	204人

表：障害者の権利擁護事業利用者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
127人	139人	144人	152人	153人

■関連する主な個別計画

- ・東近江市地域福祉計画（平成29年度～平成33年度）
- ・東近江市障害者計画（平成27年度～平成32年度）
- ・東近江市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン（平成28年度～平成33年度）



基本施策6

発達に障害のある人の個性が大切にされるまちをつくります

■施策1・発達障害に対する支援体制の充実

現状分析

発達障害があり、生活していく上で困難さを抱えている人は増加傾向にあります。必要とされる支援は障害特性により多様であり、ライフステージによっても変化していきます。

達成目標

一人一人の障害に応じ、切れ目なくきめ細かい相談・支援ができるまちを目指します。

具体的な取組

- 発達相談や教育相談を充実します。
- 保育園、幼稚園、認定こども園、学校等への巡回訪問を充実します。
- サポートファイルを活用し、継続的に情報共有できる体制をつくります。
- 発達障害に対する正しい知識を普及啓発します。
- 医療相談や医療診療等地域医療と連携を進めます。
- 児童発達支援センター「めだかの学校」を充実します。
- ことばの教室を充実します。
- 障害児相談支援事業所「こころ」の運営を充実します。
- 個別指導計画及び教育支援計画を活用した特別支援を推進します。

主な事業

- 発達支援センター相談支援事業
- 発達支援センター療育支援事業
- 発達支援センター地域支援事業
- 発達支援センター学習支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
発達相談・教育相談の件数	2,302件	2,600件

表：発達相談・教育相談の件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,313件	1,514件	1,558件	1,857件	2,108件

■関連する主な個別計画

- 東近江市地域福祉計画(平成29年度～平成33年度)
- 東近江市障害者計画(平成27年度～平成32年度)
- 東近江市障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)
- 東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)

健康



健やかで心豊かに生活できるまちをつくります

■施策1・健康づくりの推進

現状分析

地域ぐるみで健康づくりについて考える機会が少なく、地域や個人での健康づくりの取組に差があります。また、中年期男性の肥満、若い女性の痩せ、高齢者の低栄養及び介護や支援を必要とする人が増えています。

達成目標

自分の健康に自らが関心を持ち、心身の健康づくりに積極的に取り組むまちを目指します。

具体的な取組

- ・市民健康づくり推進協議会等の各種団体と協働して健康づくりを推進します。
- ・健康推進員の育成と活動の支援を行います。
- ・健康に関する知識の普及や啓発を行います。
- ・自殺予防に対する正しい知識の普及や啓発を行います。
- ・食育推進計画に基づき、ライフステージに応じた食育を推進します。

主な事業

- ・地域保健衛生活動推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
健康づくりに取り組んでいる人の割合(市民意識調査)	42.3%	46.3%

※市民意識調査は平成28年度から実施



基本施策7

■施策2・保健予防活動の推進

現状分析

特定健診やがん検診の受診率が国の目標を下回っており、がん、循環器疾患及び糖尿病の人が増えています。また、地域のつながりの希薄化や核家族化により、妊娠・出産・子育てに不安を持つ人が増えてきています。

達成目標

全ての市民が、ライフステージに応じた保健予防活動に取り組むまちを目指します。

具体的な取組

- ・産前・産後事業の体制を充実します。
- ・乳幼児の健やかな発育を支援し親の育児力の向上に努めます。
- ・妊娠期から生活習慣病予防、重症化予防の支援を強化します。
- ・保育園、幼稚園、認定こども園及び小学校においてフッ化物洗口を行います。
- ・歯周疾患検診やライフステージにあった歯の健康教育や相談を行います。
- ・感染症予防の周知啓発や感染症対策を推進します。
- ・各種予防接種を推進します。
- ・健康教育、健康相談、成人健康診査やがん検診を推進し、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。
- ・保健センターを適正に管理運営します。
- ・保健センターを整備し、保健活動体制の構築を図ります。

主な事業

- ・母子保健事業
- ・歯科保健事業
- ・感染症予防対策事業
- ・成人保健事業
- ・保健センター管理事業
- ・保健センター整備事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
5大がん検診受診率	24.0%	36.0%

表：5大がん検診受診率（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
—	23.4%	23.5%	23.1%	23.6%

※平成23年度から肺がん検診を開始



基本施策7

■施策3・介護予防活動の推進

現状分析

高齢化の進行とともに介護保険の認定者数は増加を続け、今後も増えていくことが見込まれます。

達成目標

要介護や要支援状態になることを予防し、元気な高齢者が増えることを目指します。

具体的な取組

- ・要介護や要支援状態になることを予防します。
- ・介護予防の啓発を行います。
- ・高齢者の状態を把握し、介護予防につなげます。
- ・身近な地域での介護予防活動を支援します。

主な事業

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
要支援・要介護認定の新規認定者の平均年齢	男性：79.4歳 女性：81.4歳	男性：80.0歳 女性：82.8歳

表：要支援・要介護認定の新規認定者の平均年齢

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男性：79.3歳 女性：81.6歳	男性：79.6歳 女性：82.2歳	男性：79.0歳 女性：81.1歳	男性：79.4歳 女性：82.2歳	男性：78.3歳 女性：81.4歳

■関連する主な個別計画

- ・東近江市健康増進計画 健康ひがしおうみ21(第二次)(平成26年度～平成30年度)
- ・東近江市食育推進計画(平成26年度～平成30年度)
- ・特定健康診査等実施計画(平成25年度～平成29年度)
- ・東近江市地域福祉計画(平成29年度～平成33年度)
- ・東近江市高齢者保健福祉計画(平成27年度～平成29年度)
- ・東近江市介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)

医療



質の高い医療を受けられるまちをつくります

■施策1・地域医療の充実

現状分析

安定的に医療を提供する体制づくりに取り組んでいましたが、更に将来を見据えた持続できる医療体制の整備が求められています。

達成目標

必要なときに、安心して医療が受けられる地域医療体制を目指します。

具体的な取組

- ・夜間・休日の救急医療体制の充実・強化に努めます。
- ・小児医療や救急医療など不足する医療機能の強化に努めます。
- ・医師や看護師など医療スタッフの確保に努めます。
- ・市立能登川病院の医療機能の向上と施設の適正な管理を行います。
- ・国民健康保険診療所の安定した経営基盤の構築と老朽化する施設の適正な管理を行います。
- ・家庭医をはじめ、在宅医療を担う人材の育成に努めます。
- ・機能回復訓練等を行います。

主な事業

- ・救急医療体制整備事業
- ・地域医療確保対策事業
- ・市立病院管理運営事業
- ・国保診療所管理運営事業
- ・在宅医療強化事業
- ・湖東リハビリステーション管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
病院や救急時の医療体制に満足している人の割合 (市民意識調査)	46.2%	50.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施

■関連する主な個別計画

- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)

政策5 誰もが輝き快適な生活環境が整うまち

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
保険年金	1 安心して医療を受けられるまちをつくります	1 国民健康保険の健全運営 2 後期高齢者医療の円滑な運営 3 福祉医療費助成制度の推進 4 国民年金の啓発 5 介護保険財政の安定運営
市民人権	2 戸籍、住民基本台帳等が適切に管理されるまちをつくります	1 戸籍・住民基本台帳等の適正管理
	3 一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちをつくります	1 人権施策・啓発の推進 2 男女共同参画の推進
	4 暮らしの困りごとを身近に相談できるまちをつくります	1 市民相談体制の充実 2 消費生活相談・啓発の推進 3 在住外国人への窓口支援の推進
環境	5 資源循環型社会への意識の高いまちをつくります	1 環境美化の推進 2 ごみの適正処理
	6 豊かな自然を保全・活用するまちをつくります	1 森里川湖のつながり創生
	7 環境への負荷を軽減するまちをつくります	1 循環共生型まちづくりの推進 2 低炭素社会の推進 3 し尿の適正管理 4 公害防止対策の推進 5 斎場・墓地の適正管理 6 狂犬病予防対策の推進
交通	8 交通環境の整ったまちをつくります	1 交通安全運動の推進 2 公共交通の充実 3 公共交通の利用促進 4 公共交通関連施設の適切な管理

保 険 年 金



基本施策1

安心して医療を受けられるまちをつくります

■施策1・国民健康保険の健全運営

現状分析

加入者の低所得化や高齢化をはじめ医療の高度化の進行により、医療費が増大し、国民健康保険財政を圧迫しています。

達成目標

安心して医療を受けられる制度を確保し、国民健康保険事業の安定した運営と健康格差の縮小を目指します。

具体的な取組

- ・国民健康保険による医療給付を行います。
- ・国民健康保険の都道府県一元化により、滋賀県と連携を図ります。
- ・国民健康保険資格及び給付の受付相談を行います。
- ・国民健康保険被保険者の保健事業を推進します。
- ・国民健康保険被保険者の特定健診や特定保健指導の普及啓発を推進します。
- ・新たな納付手段の研究等国民健康保険料の収納率向上に努めます。
- ・国民健康保険医療費の適正化を推進します。

主な事業

- ・保険給付事業
- ・国民健康保険受付相談事業
- ・保健事業
- ・国保保険料収納対策事業
- ・医療費適正化特別対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
国民健康保険収納率	95.3%	95.3%

表：国民健康保険収納率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
95.0%	95.1%	95.1%	95.4%	95.3%



基本施策1

■施策2・後期高齢者医療の円滑な運営

現状分析

後期高齢者の医療費増大により、医療保険財政を圧迫しています。

達成目標

75歳以上等の高齢者が安心して医療を受けられる制度を確保し、健康格差の縮小を目指します。

具体的な取組

- ・後期高齢者医療制度の普及啓発を推進します。
- ・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携を図ります。
- ・新たな納付手段の研究など後期高齢者医療保険料の収納率向上に努めます。

主な事業

- ・後期高齢者医療事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
後期高齢者医療保険収納率	99.7%	99.7%以上

表：後期高齢者医療保険収納率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
99.7%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%



基本施策1

■施策3・福祉医療費助成制度の推進

現状分析

子どもや社会的弱者が経済的理由により必要な医療が受けられず、重い病気や生命に関わる病気に発展するようなことは防がなければなりません。

達成目標

対象者の福祉の向上と健康の増進を目指します。

具体的な取組

- 子ども、障害者、母子家庭、高齢者等の対象者に対して医療費の一部助成を行います。
- 持続可能な医療費助成制度を検討します。

主な事業

- 福祉医療助成事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
医療費受給券資格管理率	100%	100%

表：医療費受給券資格管理率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
100%	100%	100%	100%	100%



基本施策1

■施策4・国民年金の啓発

現状分析

年金の未加入者や未納者が増加しつつあります。

達成目標

無年金者が無い、安定した国民年金制度を目指します。

具体的な取組

- 国民年金制度の啓発を行います。
- 国民年金に関する相談業務を行います。
- 国民年金を受給できない在日外国人に対して、老齢福祉金及び障害者福祉金を支給します。

主な事業

- 国民年金事業
- 在日外国人福祉金支給事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
国民年金制度広報回数	12回/年	12回/年

表：国民年金制度広報回数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
9回/年	12回/年	12回/年	11回/年	12回/年



基本施策1

■施策5・介護保険財政の安定運営

現状分析

介護保険のサービス利用の増加により、介護財政を圧迫しています。

達成目標

介護保険料の適正な賦課・徴収を目指します。

具体的な取組

- 新たな納付手段の研究等介護保険料の収納率向上に努めます。
- 介護保険資格業務を適切に行います。

主な事業

- 介護保険料収納対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
介護保険料収納率	99.4%	99.4%

表：介護保険料収納率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
99.3%	99.4%	99.2%	99.4%	99.3%

■関連する主な個別計画

- 特定健康診査等実施計画(平成25年度～平成29年度)
- 東近江市介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)
- 東近江市保健事業実施計画(データヘルス計画)(平成27年度～平成29年度)

市 民 人 権



基本施策2

戸籍、住民基本台帳等が適切に管理されるまちをつくります

■施策1・戸籍・住民基本台帳等の適正管理

現状分析

法令順守を徹底し、適正かつ公平な執行に努めています。マイナンバー制度の導入により住民異動など一部の手続きにおいて来客者の待ち時間が増加しています。

達成目標

戸籍や住民基本台帳が適正に管理され、利便性が向上し窓口手続きが迅速かつ正確に処理される窓口を目指します。

具体的な取組

- ・戸籍と住民基本台帳の正確な管理を図ります。
- ・手続き処理の利便性の向上を図ります。
- ・証明書自動発行サービスなど交付方法を充実します。
- ・マイナンバー制度を周知します。

主な事業

- ・戸籍・住民基本台帳管理事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
証明書自動発行(住民票・印鑑証明)の割合	52.2%	64.2%

表：証明書自動発行(住民票・印鑑証明)の割合

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
25.5%	26.6%	34.2%	47.5%	49.9%

**基本施策3****一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまちをつくります****■施策1・人権施策・啓発の推進****現状分析**

社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が顕著化するとともに、未だ解決されていない多くの人権問題が存在しています。

達成目標

市民一人一人が様々な人権課題に対し理解を深め、人権が尊重されるまちを目指します。

具体的な取組

- ・人権擁護委員の人権擁護活動を支援し、人権相談や啓発活動を充実します。
- ・人権施策基本計画に基づき、施策の計画的な推進に取り組みます。
- ・関係機関と連携のもと、人権意識の向上を目指し啓発活動に取り組みます。

主な事業

- ・人権施策推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
東近江市は人権が尊重されているまちだと思う割合 (市民意識調査)	32.5%	37.5%

表：東近江市は人権が尊重されているまちだと思う割合

平成18年度	平成23年度
23.1%	28.4%

※平成18、23、28年度は東近江市人権及び男女参画に関する市民意識調査



基本施策3

■施策2・男女共同参画の推進

現状分析

固定的な性別役割分担意識の解消が十分に進んでいません。また、ワーク・ライフ・バランス^{*}について、理想と現実には差があり、女性の就業継続が困難な状況などの課題が残っています。

達成目標

ワーク・ライフ・バランスの実現と男女が共に社会のあらゆる分野に参画できるまちを目指します。

具体的な取組

- ・男女共同参画に対する理解と意識の浸透を図るための啓発に取り組みます。
- ・女性の活躍を支援するための基盤づくりを推進します。
- ・長時間労働を抑制し働き方を見直し、その啓発をするなどワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。
- ・家庭や地域における男女共同参画を推進します。
- ・男女の人権尊重と誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

主な事業

- ・男女共同参画推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に共感しない割合 (市民意識調査)	57.5%	70.0%

※東近江市市民意識調査は平成28年度から実施

表：「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に共感しない割合

平成23年度	平成27年度
男38.2%	50.3%
女51.0%	

※平成23年度は東近江市人権及び男女参画に関する市民意識調査

※平成27年度は東近江市男女参画に関する市民意識調査

■関連する主な個別計画

- ・東近江市人権施策基本計画(平成25年度～平成29年度)
- ・東近江市男女共同参画推進計画(平成29年度～平成33年度)

※ワーク・ライフ・バランス

誰もが人生の段階に応じて、仕事、家庭、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態



基本施策4

暮らしの困りごとを身近に相談できるまちをつくります

■施策1・市民相談体制の充実

現状分析

市民を取り巻く生活課題や相談が多様化・複合化しています。

達成目標

多様化し、複合化する生活課題に対応できる市民相談を目指します。

具体的な取組

- 弁護士等の有職者による相談を充実します。
- 関係機関との連携強化を図り、市民相談への適切な支援に取り組みます。
- 市役所案内窓口の丁寧な案内に努めます。

主な事業

- 市民相談事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
市民相談実施件数	622件	690件

表：市民相談実施件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
703件	695件	732件	744件	701件



基本施策4

■施策2・消費生活相談・啓発の推進

現状分析

消費者問題が増加しており、消費者に関するトラブルや多重債務相談が多く寄せられています。

達成目標

消費者意識が高く、消費者トラブルが少ないまちを目指します。

具体的な取組

- 消費生活相談員の資質向上、弁護士による相談など消費生活相談体制の充実を図ります。
- 消費生活啓発員養成講座、消費生活啓発員定例会の開催など啓発員の育成や活動の支援に取り組みます。
- タイムリーな消費者問題を取り上げ市民に啓発し、消費者トラブルを予防します。
- 消費者セミナー等を開催します。

主な事業

- 消費生活対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
消費生活啓発員登録者数	55人	60人

表：消費生活啓発員登録者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
30人	35人	35人	31人	86人



基本施策4

■施策3・在住外国人への窓口支援の推進

現状分析

在住外国人で行政手続きの際に通訳等を必要とされる方があります。

達成目標

行政手続き等における在住外国人の負担の軽減を目指します。

具体的な取組

- ・市役所案内窓口に外国語通訳者を配置し、通訳支援に取り組みます。
- ・市広報紙、市施策等を外国語に翻訳し、情報を提供します。

主な事業

- ・在住外国人支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
在住外国人通訳・受付相談件数	3,744件	4,300件

表：在住外国人通訳・受付相談件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
—	3,952件	3,438件	3,566件	3,651件

環 境



基本施策5

資源循環型社会への意識の高いまちをつくります

■施策1・環境美化の推進

現状分析

不法投棄や散在性ごみが後を絶たないため、美観が損なわれています。

達成目標

不法投棄や散在性ごみの減少を目指します。

具体的な取組

- 廃棄物不法投棄監視員によるパトロールを強化します。
- 不法投棄重点箇所の監視や取締りを強化します。
- 環境美化推進員による散在性ごみの回収や啓発を推進します。
- ボランティアや地域団体によるごみ回収を支援します。
- 環境美化活動を啓発します。

主な事業

- 美化推進対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
不法投棄件数	110件	80件

表：不法投棄件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
151件	159件	114件	117件	64件



基本施策5

■施策2・ごみの適正処理

現状分析

資源ごみのリサイクル率が伸び悩んでいます。

達成目標

ごみと資源の分別が徹底され、リサイクル率の増加を目指します。

具体的な取組

- ・中部清掃組合、湖東広域衛生管理組合及び愛知郡広域行政組合においてごみを適正に処理します。
- ・広域行政組合の合理化と分別方法の統一化に向けて取り組みます。
- ・ごみの出し方や分別を啓発します。
- ・ごみステーションの設置を支援します。
- ・家庭ごみの有料化を検討します。
- ・ごみ減量化システムの構築を検討します。
- ・資源回収や資源分別活動を推進します。
- ・生ごみの減量化や堆肥化を推進します。

主な事業

- ・廃棄物処理対策事業
- ・廃棄物減量化推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成26年度)	目標値(平成33年度)
ごみのリサイクル率	11.3%	14.3% (平成31年度)

表：ごみのリサイクル率

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
14.1%	13.2%	12.9%	12.4%	12.9%

■関連する主な個別計画

- ・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成19年度～平成34年度)
- ・湖東地域一般廃棄物処理基本計画(ごみ・生活排水)(平成18年度～平成32年度)
- ・東近江市生ごみ等リサイクル基本方針(平成19年3月～)



基本施策6

豊かな自然を保全・活用するまちをつくります

■施策1・森里川湖のつながり創生

現状分析

本市では、多様な生態系をもつ自然の中で、豊かな生活、多様な文化等が育まれてきましたが、これらの地域資源は、社会やライフスタイルの変化により、暮らしとのつながりが希薄化しています。

達成目標

鈴鹿山脈から琵琶湖まで、一つの水系としての森・里・川・湖のつながりが保全され、人と自然の関わりが深化するまちを目指します。

具体的な取組

- ・森・里・川・湖のつながりの保全や創造を推進します。
- ・地域資源の賢明な利用を推進します。
- ・人と人、人と自然を自立してつなぐ仕組みを構築します。
- ・森・里・川・湖の魅力を発信する機会を提供します。
- ・森に人が集まる場所づくり事業を推進します。
- ・生物多様性の保全及び情報発信をします。
- ・豊かな自然を活用した環境学習を推進します。
- ・里山を素材にした環境学習の場づくりを推進します。
- ・市民による里山の保全活動を支援します。
- ・緑のまちづくりを推進します。

主な事業

- ・森里川湖のつながり創生事業
- ・森里川湖次世代育成事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
自然と関わる人の割合(市民意識調査)	48.8%	58.8%

※市民意識調査は平成28年度から実施

■関連する主な個別計画

- ・東近江市環境基本計画(平成29年度～平成37年度)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)



基本施策7

環境への負荷を軽減するまちをつくります

■施策1・循環共生型まちづくりの推進

現状分析

生活様式の変化や地球温暖化等により自然が損なわれるとともに、人と自然の関わりが希薄化することで、多様な生態系の恵みが享受できなくなっています。

達成目標

豊かな自然と市民の営みが有機的につながり、市民が豊かさを感じる循環共生型のまちを目指します。

具体的な取組

- 環境基本計画の進捗管理を行い、環境政策を推進します。
- 環境関係団体協議会の活動を支援し、資源循環活動を普及推進します。
- 自然環境や生態系の保全活動に取り組みます。
- 伊庭内湖の保全活動と特定外来水生植物駆除に取り組みます。
- 鈴鹿国定公園の施設及び登山道等の維持管理に取り組みます。
- 自然を活用した環境学習施設を整備します。

主な事業

- 循環共生型まちづくり推進事業
- 生物多様性保全再生事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
自然環境・環境保全に対する満足度(市民意識調査)	23.1%	28.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施



基本施策7

■施策2・低炭素社会の推進

現状分析

地球温暖化防止のための取組を行っていますが、CO₂排出量は増加傾向にあります。

達成目標

市民の温暖化防止に関する意識を更に高め、ライフスタイルの転換を促進し、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

具体的な取組

- 菜の花エコプロジェクトを推進し、BDF*の利用拡大に努めます。
- あいとうエコプラザ菜の花館の拠点施設機能を充実します。
- 資源循環の啓発学習を推進します。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- 再生可能エネルギーの調査研究及び啓発を進めます。
- 市有施設管理において環境マネジメントシステムに取り組みます。

主な事業

- 菜の花エコプロジェクト推進事業
- 地球温暖化対策・再生可能エネルギー促進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
太陽光発電設備導入件数	4,694件	7,900件

表：太陽光発電設備導入件数（資源エネルギー庁公表数値）

平成26年度
4,156件

※BDF

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用の燃料



基本施策7

■施策3・し尿の適正管理

現状分析

し尿収集量の減少に伴い広域行政組合の処理施設の維持管理が難しくなっており、さらに施設も老朽化しています。また、浄化槽の法定検査受検率は、浄化槽区域外では低いため伸び悩んでいます。

達成目標

し尿処理施設や浄化槽の機能が維持され、衛生的に処理されるまちを目指します。

具体的な取組

- ・八日市布引ライフ組合及び湖東広域衛生管理組合でし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理します。
- ・広域行政組合の合理化と処理施設の改修を検討します。
- ・浄化槽法定検査の受検推進を指導啓発します。
- ・下水道区域外における浄化槽による污水处理を支援します。

主な事業

- ・污水处理対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
浄化槽法定検査(法第11条)受検率	39.1%	55.0%

表：浄化槽法定検査(法第11条)受検率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
23.2%	30.9%	31.9%	26.0%	36.9%



基本施策7

■施策4・公害防止対策の推進

現状分析

工場や事業所では、環境保全のため各種環境基準等を守り、経済活動が行われていますが、法規制対象にならない苦情等が発生しています。

達成目標

公害による不安のない良好な市民生活の環境を維持し、苦情が少ないまちを目指します。

具体的な取組

- 公害の発生源の調査と指導を行います。
- 工場に対してパトロールや指導を行います。
- 公害の防止、緑の確保等に関する協定を事業者と締結します。
- 河川、大気、水質等の環境調査を実施します。
- 公害防止を啓発します。

主な事業

- 環境調査事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
公害苦情件数	170件	140件

表：公害苦情件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
249件	273件	251件	250件	175件



基本施策7

■施策5・斎場・墓地の適正管理

現状分析

斎場施設の老朽化が進んでいます。

達成目標

火葬需要に対応できるまちを目指します。

具体的な取組

- ・八日市布引ライフ組合及び愛知郡広域行政組合にて、火葬を適正に執行します。
- ・広域行政組合の合理化と施設の改修を行います。
- ・布引山霊苑及び能登川墓地公園を適正に管理します。
- ・市内墓地の適正管理を指導します。

主な事業

- ・斎場・墓地管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
広域行政組合の合理化に伴う利用拡大	—	完了 (平成30年度)



基本施策7

■施策6・狂犬病予防対策の推進

現状分析

畜犬登録の死亡等の手続きの認識不足から正確な登録数を把握することが難しく、狂犬病予防注射の接種率も伸び悩んでいます。また、犬の放し飼いや散歩時のふんの放置に対する苦情があります。

達成目標

畜犬登録の精度と狂犬病予防注射の接種率が向上し、飼い主のマナーやモラルが良いまちを目指します。

具体的な取組

- 畜犬登録を推進します。
- 狂犬病予防接種を推進します。
- 犬の飼育に関する市民啓発に取り組みます。

主な事業

- 狂犬病予防事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
狂犬病予防注射接種率	60.1%	70%

表：狂犬病予防注射接種率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
63.0%	63.6%	63.0%	62.7%	60.7%

■関連する主な個別計画

- 東近江市環境基本計画(平成29年度～平成37年度)
- 東近江市生活排水処理基本計画(平成24年度～平成33年度)

交通



基本施策8

交通環境の整ったまちをつくります

■施策1・交通安全運動の推進

現状分析

交通事故の件数は減少傾向にありますが、高齢者の事故件数とその内約4分の1を占めています。

達成目標

幼児や高齢者といった交通弱者をはじめ全ての人の交通事故が減少する、交通の安全が守られたまちを目指します。

具体的な取組

- 交通安全教室など啓発を充実します。
- 関係機関と連携し、交通安全施策を推進します。
- 交通安全団体の活動を支援します。
- 高齢者の交通安全対策の充実を図ります。
- 高齢者の運転免許自主返納を推進します。

主な事業

- 交通安全啓発事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
市内の交通事故件数	416件	380件

表：市内の交通事故件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
665件	668件	604件	588件	433件



基本施策8

■施策2・公共交通の充実

現状分析

近江鉄道やバス路線は、利用者の減少による慢性的な赤字運営が続いています。また公共交通間の乗り継ぎ不具合等により、利用者の満足度が低い状況にあります。

達成目標

公共交通が確保維持され、便利で満足度の高いまちを目指します。

具体的な取組

- 需要動向に合った効率的なコミュニティバスを運行します。
- 路線バスの確保維持を図るため事業者への支援を行います。
- 高齢者など交通弱者が利用しやすい交通環境整備を行います。
- 低床バス導入や駅舎バリアフリー化に対して支援します。
- 新八日市駅、太郎坊宮前駅及び駅周辺を整備します。
- びわこ京阪奈線（仮称）鉄道建設構想の推進を図ります。

主な事業

- バス・鉄道活性化事業

成果指標

指標名	基準値（平成28年度）	目標値（平成33年度）
バス、鉄道等の公共交通に対する満足度（市民意識調査）	16.7%	22.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施



基本施策8

■施策3・公共交通の利用促進

現状分析

コミュニティバス利用者は、年々減少傾向にあります。近江鉄道や路線バスについても利用が低迷しています。

達成目標

バスや鉄道をより多くの人が利用しやすい環境を目指します。

具体的な取組

- 沿線企業、商店街及び交通事業者と連携し、公共交通を利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- エコ通勤等マイカーからの利用転換を啓発します。
- 地域に根ざした公共交通利用啓発を実施します。

主な事業

- 公共交通利用促進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
コミュニティバス利用者数	166,732人	172,000人

表：コミュニティバス利用者数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ちょこっとバス	146,536人	147,865人	149,438人	147,990人	141,607人	138,688人
ちょこっとタクシー	8,604人	29,393人	28,729人	29,728人	28,373人	28,044人
計	155,140人	177,258人	178,167人	177,718人	169,980人	166,732人



基本施策8

■施策4・公共交通関連施設の適切な管理

現状分析

公共交通関連施設については、自転車駐車場、駅舎の老朽化、放置自転車対策等の課題があります。

達成目標

公共交通関連施設が適切に管理され、快適に利用できる交通環境を目指します。

具体的な取組

- 放置自転車の解消に向けて監視を強化します。
- 自転車駐車場を計画的に改修します。
- 駅関連施設の適切な改修や保守管理に努めます。

主な事業

- 公共交通関連施設管理事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
放置自転車撤去台数	149台	90台

表：放置自転車撤去台数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
38台	31台	87台	190台	237台

※八日市駅周辺に加えて平成25年度から能登川駅自由通路及び駅口広場の放置自転車撤去を開始した。

■関連する主な個別計画

- 東近江市第10次交通安全計画(平成28年度～平成32年度)
- 東近江市コミュニティバス第4次再編計画(平成29年度～平成33年度)
- 東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)

政策6 共にづくり安全に暮らせるまち

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
防災 消防 防犯	1 災害に強く防犯意識の高いまちをつくれます	1 防災・減災対策の充実 2 消防体制の充実 3 防犯対策の充実
	2 空家等が適正に管理されるまちをつくれます	1 空家等対策の推進

防災 消防 防犯



基本施策1

災害に強く防犯意識の高いまちをつくります

■施策1・防災・減災対策の充実

現状分析

大規模災害時における被害の拡大を防ぐためには、国、県及び市の対応だけでなく、地域住民による自主防災活動が必要です。また、近年、滋賀県内で大規模な自然災害が発生していないため、防災意識が低いことが懸念されています。

達成目標

自主防災体制と危機管理体制が整った、防災意識の高いまちを目指します。

具体的な取組

- ・防災訓練の実施や防災研修会を開催します。
- ・自主防災組織の設置促進と活動を支援します。
- ・防災リーダーを養成し、防災を担う人材を育成します。
- ・防災マップを普及啓発します。
- ・自主防災組織の資機材整備を支援します。
- ・「地域防災計画」を適宜・適切に見直します。
- ・業務継続計画（BCP）の実行性を高めます。
- ・災害用資機材を整備します。
- ・災害用備蓄食料等の確保を進めます。
- ・災害時応援協定の締結を推進します。
- ・防災行政無線を適正に管理します。
- ・防災情報告知放送システムを整備します。
- ・避難所等防災拠点施設の整備に努めます。
- ・県防災ヘリコプターの運航を支援します。

主な事業

- ・防災対策事業
- ・防災施設整備事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
自主防災組織の組織率	84.6%	90.0%

表：自主防災組織の組織率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
72.2%	76.4%	79.2%	80.4%	83.7%



基本施策1

■施策2・消防体制の充実

現状分析

火災発生件数の大幅な増減は見られません。

達成目標

消防力や市民の火災予防意識が高く、火災が少ないまちを目指します。

具体的な取組

- 東近江行政組合の構成市町と連携し、常備消防力を維持します。
- 消防団員の確保を図り、消防団活動を継続します。
- 防火意識の啓発を強化します。
- 消防団活動拠点、消防車両等を計画的に整備します。
- 消火栓や耐震性防火水槽の整備を推進します。
- 地域の消防防災設備の整備を支援します。

主な事業

- 常備消防事業
- 非常備消防事業
- 非常備消防施設整備事業
- 消防水利施設整備事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
人口1万人当たりの出火件数(出火率)	3.1件	2.0件

表：人口1万人当たりの出火件数(出火率)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2.4件	3.5件	1.9件	2.0件	3.7件



基本施策1

■施策3・防犯対策の充実

現状分析

刑法犯認知件数は、減少傾向ですが、犯罪が多様化しています。

達成目標

市民の防犯に対する意識が高く、犯罪のないまちを目指します。

具体的な取組

- ・東近江・愛知地区防犯自治会の活動を支援します。
- ・自治会、学校等への防犯活動を推進します。
- ・安全なまちづくり自主活動団体の活動を支援します。
- ・関係機関と連携し、防犯体制の強化を図ります。
- ・犯罪抑止情報を発信し、防犯意識の高揚を図ります。
- ・犯罪を抑止する環境整備を推進します。
- ・防犯灯のLED化を推進します。

主な事業

- ・防犯活動推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
人口1万人当たりの刑法犯認知件数(犯罪率)	68.4件	63.0件

表：人口1万人当たりの刑法犯認知件数(犯罪率)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
100.7件	83.1件	99.3件	95.3件	79.8件

■関連する主な個別計画

- ・東近江市地域防災計画(平成17年11月～)
- ・東近江市国民保護計画(平成19年2月～)
- ・東近江市国土強靱化計画(平成28年3月～)
- ・東近江市業務継続計画(BCP)【震災編】(平成28年2月～)
- ・東近江市辺地総合整備計画(平成25年度～平成29年度)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)



基本施策2

空家等が適正に管理されるまちをつくります

■施策1・空家等対策の推進

現状分析

適正に管理されていない空家等が増加し、防犯、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

達成目標

空家等が適正に管理されるまちを目指します。

具体的な取組

- 空家等の実態把握を行います。
- 特定空家等に対する措置を行います。
- 空家等の適正な管理方法、相談窓口等の啓発を行います。
- 適切に管理されていない空家等について、効果的な措置をとるよう情報提供、助言等を行います。
- 空家等の活用について、市民、地域、事業者、NPO、大学、市等が得意分野を生かし協働して取組を進めます。
- NPO等による空家等管理サービスの支援を行います。
- 空家等に新たな可能性を生み出す活動の支援を行います。
- 空家等を除却し、跡地を活用する活動の支援を行います。
- 空家等の特性に応じた活用の推進を行います。
- 市街化調整区域等での空家等の活用策の検討を行います。

主な事業

- 空家等対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
適正に管理されている空家等率	78.4%	80%

※特定空家等の対策については平成28年度から実施

■関連する主な個別計画

- 東近江市空家等対策計画(平成28年度～平成32年度)

政策7 活力とにぎわいのあるまち

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施 策
農林水産	1 活力と多様性のある農業水産が発展するまちをつくれます	1 農地の保全 2 農業担い手育成 3 農業生産・特産品の振興 4 環境農業の推進 5 畜産の振興 6 水産業の振興 7 食育・地産地消の推進
	2 森林や里山が適切に保安全管理され資源を活用するまちをつくれます	1 林業の振興 2 有害鳥獣対策
	3 安定した生産性の高い農業が継続できるまちをつくれます	1 農業生産基盤の整備 2 農業の多面的機能の維持・発揮
	4 農地の適切な維持と有効利用	1 農業委員会
商工労働	5 活発な産業が展開し生き生きと働くことができるまちをつくれます	1 企業内人権教育・啓発の推進 2 企業支援の推進 3 勤労者支援の推進 4 雇用機会の充実 5 商店街等の活性化
	6 元気で魅力ある企業が立地するまちをつくれます	1 企業立地の促進
観光	7 多彩な魅力を感じ多くの人が訪れるまちをつくれます	1 観光産業の高度化 2 観光地づくりの支援

農 林 水 産



基本施策1

活力と多様性のある農業水産が発展するまちをつくります

■施策1・農地の保全

現状分析

耕作放棄地や低利用農地の存在、優良農地への転用圧力の高まりなどから、生産性の高い優良農地の保全・確保が必要です。

達成目標

農業振興地域整備計画の適正運営と耕作放棄地対策を実施し、生産性の高い優良農地が保全されるまちを目指します。

具体的な取組

- 農業振興地域整備計画と農地法に基づき、農地を計画的に保全します。
- 耕作放棄地対策を推進し農地の有効利用を図ります。

主な事業

- 農業振興地域整備計画等管理運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
農業振興地域内農用地の面積	9,089ha	9,002ha

表：農業振興地域内農用地の面積

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
9,090ha	9,082ha	9,097ha	9,094ha	9,091ha



基本施策1

■施策2・農業担い手育成

現状分析

農家戸数や農業従事者数が共に減少傾向であり、農業従事者の高齢化や担い手不足など生産体制の脆弱化が進んでいます。

達成目標

安定的な経営体として認定農業者、特定農業団体、法人をはじめ多様な経営体を育成し、地域農業の生産体制の確立したまちを目指します。

具体的な取組

- ・農業関係団体を支援します。
- ・認定農家を育成・支援します。
- ・集落営農組織の法人化を推進します。
- ・女性や新規就農者等の担い手を育成します。
- ・NPO等と協力し新規就農希望者の相談活動や空き農地の斡旋等を行います。
- ・新たに地域社会を活性化する若者の雇用を進めます。
- ・農業経営基盤強化資金の利子補給など制度融資を推進します。
- ・担い手への農用地の利用集積を促進します。

主な事業

- ・農業総務管理事業
- ・担い手支援事業
- ・地域おこし協力隊推進事業
- ・農用地利用集積促進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
農用地の担い手への利用集積率	66.6%	74.6%

表：農用地の担い手への利用集積率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
47.0%	49.0%	50.0%	52.0%	57.0%



基本施策1

■施策3・農業生産・特産品の振興

現状分析

消費者が求める安全で安心な需要に即した野菜や果樹など農産物の生産量が不安定です。米作中心の農業経営では所得の増加は見込めません。

達成目標

近江米をはじめとする農産物の品質向上とともに、収益性の高い野菜や特産物の安定的かつ計画的な生産が行われる農業を目指します。

具体的な取組

- ・近江米の品質向上と販路拡大を図ります。
- ・売れる米づくりと水田を有効活用した麦・大豆・野菜等の産地づくりを推進します。
- ・収益性の高い野菜（加工用業務野菜等）の作付けを拡大します。
- ・生産調整作物の作付けの団地化等を推進します。
- ・地場農産物の栽培面積の拡大と、生産機械の導入支援を行います。
- ・地場農産物のブランド化と加工品開発、農商工連携を図ります。
- ・農林水産まつりを開催し、生産者と消費者の交流を進めます。
- ・ひがしおうみ晴耕塾を開催し、先進的な農業情報の提供を進めます。
- ・農水産業に関する資源や人材、情報発信等を総合的にマネジメントします。

主な事業

- ・米政策支援推進事業
- ・特産品生産振興事業
- ・農産物販路拡大事業
- ・農業振興啓発事業
- ・農林水産創造・ネットワーク事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
水田加工業務用野菜の作付面積	38ha	70ha

表：水田加工業務用野菜の作付面積

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
—	0.5ha	5.0ha	19.0ha	29.0ha



基本施策1

■施策4・環境農業の推進

現状分析

安全で安心な農産物に対する意識が高まっており、農薬や化学肥料の使用を削減し環境への負荷を低減した農業が求められています。

達成目標

安全で安心な農産物を生産し、琵琶湖の水環境保全と地球温暖化防止につながる環境農業がさかんなまちを目指します。

具体的な取組

- 環境こだわり農業を推進します。
- 濁水防止を推進します。
- 農業用廃棄プラスチック及び廃棄農薬を回収します。
- 資源循環型農業を推進します。
- バイオマス資源の利活用を推進します。
- 環境保全型農業の取組を支援します。

主な事業

- 環境農業推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
環境こだわり農産物の栽培面積	2,680ha	3,100ha

表：環境こだわり農産物の栽培面積

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2,648ha	2,753ha	2,390ha	2,547ha	2,653ha



基本施策1

■施策5・畜産の振興

現状分析

家畜の飼養環境等による環境問題、飼料等の価格変動、家畜伝染病などのリスクにより、生産や流通環境が変化し、安定した生産・供給体制の整備や新規参入が難しい状況です。

達成目標

生産コストの低減が図られ、安定的な畜産経営が行えるまちを目指します。

具体的な取組

- 東近江市産畜産物のPRを推進します。
- 飼料作物の増産を推進します。
- 家畜の伝染病対策を推進します。
- 畜産の環境対策を推進します。

主な事業

- 畜産振興事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
乳牛・肉用牛の飼養頭数	2,858頭	3,741頭

表：乳牛・肉用牛の飼養頭数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3,034頭	3,024頭	2,935頭	2,856頭	2,800頭



基本施策1

■施策6・水産業の振興

現状分析

外来魚やカワウによる食害、異常繁茂した水草等による漁場環境の悪化や漁業者の高齢化等による後継者不足が深刻です。

達成目標

ホンモロコの特産品化と水産資源が持続的に利用できる環境を目指します。

具体的な取組

- 漁場環境づくりを支援します。
- カワウ防除対策を推進します。
- ホンモロコの特産化を推進します。

主な事業

- 水産業振興対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
ホンモロコの漁獲高	234kg	1,500kg

表：ホンモロコの漁獲高

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,549kg	1,577kg	396kg	不明	116kg



基本施策1

■施策7・食育・地産地消の推進

▶現状分析

社会経済状況の変化に伴い、食生活の乱れによる生活習慣病の増加や食文化の衰退、食糧自給率の低下など多くの食に関する問題がある中で、消費者の食の安全や安心に対する関心が高まっています。

▶達成目標

地域でとれた農産物を地域で消費し、生産者と消費者の顔が見える中で、食の大切さへの関心が高く、安全で安心な食文化があるまちを目指します。

▶具体的な取組

- ・学校給食及び直売所への地場農産物の供給拡大を推進します。
- ・地産地消の推進と啓発活動を行います。
- ・食育講座や農業体験講座を開催し、食育学習を推進します。
- ・都市と農村の心ふれあう機会の創出を図ります。

▶主な事業

- ・食農・食育推進事業
- ・地産地消関連施設管理運営事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
農産物直売所の販売額	702百万円	726百万円

表：農産物直売所の販売額

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
679百万円	674百万円	707百万円	700百万円	686百万円

■関連する主な個別計画

- ・東近江市農村振興基本計画 アグリプラン(平成28年度～平成37年度)
- ・農業振興地域整備計画(平成29年度～平成33年度)
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成22年度～平成32年度)
- ・東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画(平成23年度～平成32年度)
- ・東近江市地産地消推進計画(平成19年3月～)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)



基本施策2

森林や里山が適切に保全管理され資源を
利活用するまちをつくります

■施策1・林業の振興

現状分析

木材価格の低迷等による森林所有者の森林離れが進み、適切な維持管理が行われていない森林が多くなっています。また、市内産木材の有効利用が図られていない状況です。

達成目標

適切な維持管理がされた森林が拡大し、市内産木材が有効利用されるまちを目指します。

具体的な取組

- 関係機関、周辺自治体及び集落と連携して森林保全に取り組みます。
- 市内産木材の利活用促進を図ります。
- 地域資源の流通の確立と販売促進を図ります。
- 林業関係団体を支援します。
- 山林境界の明確化を推進します。
- 施業の集約化による効率的な森林管理を推進します。
- 森林の保全と育成を支援します。
- 森林病害虫防除を行います。
- 林道の適正な管理と整備を行います。

主な事業

- 林業総務管理事業
- 地域産材利活用事業
- 林業振興対策事業
- 森林環境保全事業
- 林道整備事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
搬出材積	5,110m ³	10,000 m ³

表：搬出材積

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
930m ³	2,120m ³	3,180m ³	3,230m ³	5,000m ³



基本施策2

■施策2・有害鳥獣対策

現状分析

里山に手が入らなくなったことなどにより、イノシシ、シカ、ニホンザル、カラス等による農作物や地域環境等への被害が続いています。

達成目標

野生鳥獣による農作物被害等のないまちを目指します。

具体的な取組

- 有害鳥獣の捕獲や個体数調整を行います。
- 追払い活動など集落ぐるみの取組を推進します。
- 侵入防止柵や電気柵の施設整備を支援します。
- 広域鳥獣被害対策協議会等の関係機関と連携した対策を図ります。
- 林辺の緩衝帯整備を行います。

主な事業

- 鳥獣対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
農作物被害金額	7,171千円	5,000千円

表：農作物被害金額

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
19,285千円	14,382千円	6,168千円	8,716千円	10,971千円

■関連する主な個別計画

- 東近江市農村振興基本計画 アグリプラン(平成28年度～平成37年度)
- 東近江市森林整備計画(平成25年度～平成34年度)
- 特定間伐等促進計画(平成25年度～平成32年度)
- 森林病虫害等防除法に基づく地区実施計画(平成24年12月～)
- 東近江市辺地総合整備計画(平成25年度～平成29年度)
- 東近江地域鳥獣被害防止計画(平成29年度～平成31年度)



基本施策3

安定した生産性の高い農業が継続できるまちをつくります

■施策1・農業生産基盤の整備

現状分析

ほ場が未整備なため効率的な農業ができない地域が残っています。また、農道、用排水路等の老朽化により、補修や更新を必要とする地域が増加しています。

達成目標

安定した生産性の高い農業を継続できる生産基盤の整ったまちを目指します。

具体的な取組

- 用排水路や農道を適正に管理します。
- 土地改良区等の運営を支援します。
- 基幹水利施設を適正に管理します。
- 基幹水利施設を計画的に更新整備します。
- 大区画ほ場を整備します。
- 畑作が可能な水田を整備します。

主な事業

- 土地改良施設維持管理事業
- 農道維持管理事業
- 国営関連かんがい排水事業
- 大中の湖地区基幹水利施設管理事業
- 団体営・県営・国営土地改良事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
農業生産基盤の整備(ほ場整備)ができた割合	90.5%	91.0%

表：農業生産基盤の整備(ほ場整備)ができた割合

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
88.9%	89.3%	89.6%	90.4%	90.5%



基本施策3

■施策2・農業の多面的機能の維持・発揮

現状分析

集落機能の低下により、農業用排水路等の適切な維持管理が難しくなっています。また、耕作されていない農地や利用が低い農地等が増加傾向にあります。

達成目標

農業生産基盤が適切に維持管理され、農地が有効利用されるまちを目指します。

具体的な取組

- ・農道、用排水路等の施設が適正に維持管理されるよう支援します。
- ・耕作放棄地対策を推進し、農地の有効利用を図ります。
- ・中山間地域の集落単位による農業の生産活動等を支援します。

主な事業

- ・農用地環境保全事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
世代をつなぐ農村まるごと向上対策取組面積	7,247ha	7,277ha

表：世代をつなぐ農村まるごと向上対策取組面積

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
6,604ha	4,877ha	6,411ha	6,460ha	7,505ha

※平成27年度から法制度等の変更により面積が減少

■関連する主な個別計画

- ・東近江市農村振興基本計画 アグリプラン(平成28年度～平成37年度)
- ・農業農村整備事業管理計画(平成29年度～平成33年度)



基本施策4

農地の適切な維持と有効利用

■施策1・農業委員会

現状分析

優良農地であっても耕作放棄される農地もあり、適正に農地が利用されることが難しくなってきました。

達成目標

優良農地が確保され、農地が適正に利用されるまちを目指します。

具体的な取組

- 農地等の利用の最適化を推進します。
- 農地の売買や賃借の許可事務を行います。
- 農地転用案件への許認可業務等を行います。
- 遊休農地の発生防止と解消に向けた活動を行います。
- 違反転用に対して適正に対応します。

主な事業

- 農業委員会運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
再生利用が可能な荒廃農地面積	11.6ha	9.1ha

表：再生利用可能な荒廃農地面積

平成24年度	平成25年度	平成26年度
14.2ha	15.6ha	12.7ha

■関連する主な個別計画

- 東近江市農村振興基本計画 アグリプラン(平成28年度～平成37年度)
- 農業振興地域整備計画(平成29年度～平成33年度)

商 工 労 働



基本施策5

活発な産業が展開し生き生きと働くことができる
まちをつくります

■施策1・企業内人権教育・啓発の推進

現状分析

企業における人権課題が多様化し、不適切な事案がみられます。

達成目標

企業の社会的責任として誰もが働きやすい明るい職場環境が整ったまちを目指します。

具体的な取組

- ・事業所内における公正採用選考及び人権啓発活動を支援します。
- ・企業の人権教育や啓発活動の推進に取り組みます。

主な事業

- ・企業内人権啓発推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
東近江市企業内人権教育推進協議会加入事業所数	102事業所	200事業所

※八日市企業内人権教育推進協議会を平成28年4月から東近江市企業内人権教育推進協議会として組織を見直し対象地域を市内全域に拡大。成果指標の基準値(平成27年度)は、八日市企業内人権推進協議会に加入していきたい事業所数。



基本施策5

■施策2・企業支援の推進

現状分析

経済の低迷により中小企業の経営は不安定であり、景気の先行きも不透明な状況が続いています。

達成目標

安定した中小企業の経営ができるまちを目指します。

具体的な取組

- 中小企業の事業経営の安定に努めます。
- 中小企業の後継者育成を支援します。
- 経営相談や経営指導活動を支援します。
- 金融機関や経済団体など様々な機関と連携した企業支援を推進します。
- 地場産業の需要開拓を支援します。
- 起業を支援します。

主な事業

- 中小企業対策事業
- 商工振興対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
東近江市利子補給制度の利用件数	81件	105件

表：東近江市利子補給制度の利用件数

平成25年度	平成26年度
18件	43件

※利子補給期間は3年間/件



基本施策5

■施策3・勤労者支援の推進

現状分析

勤労者を取り巻く環境が厳しさを増す中、事業所における勤労者の福利厚生が不十分な状況です。

達成目標

勤労者の福利厚生が確保されたまちを目指します。

具体的な取組

- 勤労者関係施設の適正な管理を支援します。
- 勤労者団体の事業支援を行います。
- 雇用保険や中小企業退職共済制度への加入促進に努めます。
- 勤労者関係融資制度を推進します。

主な事業

- 勤労者施設管理運営事業
- 勤労者支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
勤労者互助会の加入者数	2,871人	2,900人

表：勤労者互助会の加入者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2,548人	2,569人	2,901人	2,674人	2,731人



基本施策5

■施策4・雇用機会の充実

現状分析

不安定な雇用状況の中、高齢者、障害者、子育て中の女性、外国人労働者等の雇用環境は厳しく、継続的な就労が困難な若年者も増加しています。

達成目標

就労を希望する全ての市民が地域で役割を持って働き、暮らすことのできる、活力あるまちを目指します。

具体的な取組

- ・シルバー人材センターの活動を支援します。
- ・市内事業所の若手人材の確保、育成及び定着を支援します。
- ・障害者の就労を支援する団体と連携し、法定雇用率の遵守を支援します。
- ・女性の雇用機会の拡大に向けた取組を支援します。
- ・外国人労働者の受入を事業所に啓発します。
- ・庁内外の関係機関と連携し、就労対策協議会の充実を図ります。
- ・庁内就労ネットワーク会議の充実を図り、しごとづくり応援センター事業を推進します。

主な事業

- ・雇用対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
事業所と求職者のマッチング件数 (東近江市しごとづくり応援センター)	18件	36件

※東近江市しごとづくり応援センターは平成27年度から事業を開始



基本施策5

■施策5・商店街等の活性化

▶現状分析

近年のライフスタイルの多様化や商業機能の郊外化等により、空店舗の増加や後継者不足が深刻化しています。

▶達成目標

空店舗が活用され、商店街が賑わうまちを目指します。

▶具体的な取組

- ・空店舗対策を推進します。
- ・商店街や商業活性化イベントを支援します。
- ・魅力ある商店等の創出を支援します。
- ・地域おこし協力隊を導入し、商店街の活性化に取り組みます。
- ・文化交流施設風物時代館の管理運営を支援します。
- ・チャレンジショップを支援します。
- ・まちかど情報館の管理運営を支援します。
- ・中心市街地の空店舗改修を支援します。
- ・八日市公設地方卸売市場の安定した経営に取り組みます。

▶主な事業

- ・商店街等活性化事業
- ・中心市街地活性化対策事業
- ・卸売市場管理運営事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
空店舗バンクマッチング件数	0件	7件

※空店舗バンクは平成28年度から事業を開始

■関連する主な個別計画

- ・東近江市中心市街地活性化基本計画(平成29年度～平成33年度)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)



基本施策6

元気で魅力ある企業が立地するまちをつくります

■施策1・企業立地の促進

現状分析

企業の経常利益は好調に推移している一方で、国内外市場の不確実性の影響から投資が抑制され、今後も横ばい状態とどまる状況にあります。

達成目標

新規企業誘致の推進、既存企業の事業拡大や経営安定化を図り、雇用機会の拡大と地域経済の活性化を目指します。

具体的な取組

- ・工業団地や商業施設用地等の創出など企業進出用地の確保に努め企業誘致活動を推進します。
- ・新規企業の立地、既存企業の事業拡大、設備投資や市民の雇用に対する支援を行います。

主な事業

- ・企業立地促進対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
新規企業立地件数	—	延べ5件

表：新規企業立地件数(累計)

平成25年度	平成26年度	平成27年度
1件	3件	5件

■関連する主な個別計画

- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)

観光



基本施策7

多彩な魅力を感じ多くの人を訪れるまちをつくります

■施策1・観光産業の高度化

現状分析

地域経済への波及効果を意識した戦略的な取組が十分ではありません。

達成目標

観光業に携わる人が増加し、地域経済に好影響を与える観光産業の成長を目指します。

具体的な取組

- 観光戦略に基づき戦略的な施策推進を図ります。
- 本市の風土、文化等の地域資源を生かしたプロモーションを推進します。
- 戦略的な観光情報の発信に努めます。
- 観光による地域経済への波及効果の拡大を図ります。
- 観光協会と連携し、効果的な観光施策を推進します。
- 地域固有の資源を新たに活用した体験交流型の振興を行います。

主な事業

- 観光戦略推進事業
- ニューツーリズム推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
東近江市観光協会会員数	307会員	357会員

表：東近江市観光協会会員数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
326会員	383会員	342会員	340会員	306会員



基本施策7

■施策2・観光地づくりの支援

▶現状分析

観光資源は多くありますが、十分に生かされていない状況にあり、観光客は大きく増加していません。

▶達成目標

東近江市固有の資源に魅力を感じ、多くの観光客が訪れるまちを目指します。

▶具体的な取組

- 観光施設の適正な維持管理と必要な改修を行います。
- 道の駅等を観光情報の発信拠点として充実します。
- 観光客の安全・安心を確保するため観光機能の強化を行います。
- 観光地へスムーズな誘客を行うため、効果的なサインの設置を行います。
- 観光ボランティアガイドの育成を支援します。
- 関係市町と連携した広域的な観光の振興を図ります。
- 観光客の増加につながるイベントを実施します。
- 観光資源のブランド化に取り組みます。
- 特産品の販売拡大を支援します。
- 自然、歴史等テーマ性のある観光ルートを設定します。
- 日本遺産を活用した観光推進を図ります。

▶主な事業

- 観光施設管理運営事業
- 観光機能強化事業
- 観光イベント実施事業
- 観光資源ブランド化推進事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
東近江市を訪れた観光客数	1,905,800人/年 うち宿泊75,300人/年	2,600,000人/年 うち宿泊100,000人/年

表：東近江市を訪れた観光客数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
観光客数	1,962,000人/年	1,630,542人/年	1,672,400人/年	1,689,200人/年	1,708,300人/年
うち宿泊	29,000人/年	38,400人/年	8,900人/年	11,700人/年	40,600人/年

※平成24年度から滋賀県観光入込客数調査の集計基準が変更

■関連する主な個別計画

- 東近江市観光戦略(平成29年度～平成33年度)
- 東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)

政策8 市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
道路河川	1 広域的な都市基盤が整ったまちをつくれます	1 主要幹線道路の整備 2 一級河川の整備
	2 道路・河川が整備されたまちをつくれます	1 地域内道路の整備 2 雨水排水の整備
	3 道路・橋梁・河川が適切に維持管理されたまちをつくれます	1 道路の安全と快適性の確保 2 河川・水路の管理 3 砂防等の災害対策の推進
都市計画	4 計画的な土地利用を進め、良好な市街地が形成されたまちをつくれます	1 良好な景観の形成 2 適正な公園の整備・維持管理 3 計画的な土地利用の推進
	5 住まいの安全性が確保されたまちをつくれます	1 耐震化の推進
	6 質の高い公共施設があるまちをつくれます	1 適正な公共施設整備
住宅	7 快適な居住環境を支える公営住宅が整備されたまちをつくれます	1 市営住宅の計画的な整備

道 路 河 川



基本施策1

広域的な都市基盤が整ったまちをつくります

■施策1・主要幹線道路の整備

現状分析

主要幹線道路（国道・県道）において、交通集中による渋滞が発生しているところや道路幅員が狭い箇所があり、通行に支障があります。

達成目標

地域内の交通の利便性が高く、円滑な交通が確保できるまちを目指します。

具体的な取組

- 国道や県道の改良、バイパス整備等を推進します。
- 滋賀県道路整備アクションプログラムの見直しに積極的に取り組みます。
- 蒲生スマートインターチェンジの周辺道路整備を推進します。
- 名神名阪連絡道の整備を推進します。

主な事業

- 主要幹線道路整備促進事業

成果指標

指標名	基準値（平成28年度）	目標値（平成33年度）
—	—	—



基本施策1

■施策2・一級河川の整備

▶現状分析

愛知川、日野川、蛇砂川等市内の一級河川の中に、氾濫、堤防決壊、浸水等の危険性が存在しています。

▶達成目標

安全で、良好な一級河川の環境が整ったまちを目指します。

▶具体的な取組

- 一級河川愛知川や日野川の改修事業の早期実現を推進します。
- 蛇砂川の本川改修と八日市新川全川の早期通水を推進します。
- 一級河川の定期的な維持管理による安全確保を推進します。

▶主な事業

- 河川・砂防整備推進事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
—	—	—

■関連する主な個別計画

- 東近江市道路整備基本計画(平成25年度～平成44年度)
- 東近江市国土強靱化計画(平成28年3月～)



基本施策2

道路・河川が整備されたまちをつくります

■施策1・地域内道路の整備

現状分析

地域内幹線道路（市道）において、道路幅員が狭く、車両の円滑な離合ができないところがあります。

達成目標

人にやさしくだれもが安全で快適に移動できる道路環境が整ったまちを目指します。

具体的な取組

- 道路整備計画を見直し、未整備路線を整備します。
- カーブミラーなど交通安全施設の整備や踏切道の安全対策を行います。

主な事業

- 地域内幹線道路整備促進事業
- 道路新設改良事業
- 街路事業
- 交通安全施設整備事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
道路整備計画路線の整備率	19.6 %	44.7%

表：道路整備計画路線の整備率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
8.1%	12.8%	15.9%	16.6%	17.2%



基本施策2

■施策2・雨水排水の整備

▶現状分析

都市化の進展に伴い、雨水の流出量が増大し、集中豪雨時等における家屋への浸水や道路冠水等の局地的な都市型の浸水被害が多くなっています。

▶達成目標

安全な生活環境を確保し、良好な雨水排水環境が整ったまちを目指します。

▶具体的な取組

- 計画的な雨水排水対策を行います。

▶主な事業

- 排水対策事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
雨水排水整備が十分ではないと思う市民の割合 (市民意識調査)	24.4%	12.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施

■関連する主な個別計画

- 東近江市道路整備基本計画(平成25年度～平成44年度)
- 東近江市道路整備アクションプログラム(平成26年度～平成35年度)
- 東近江市浸水対策下水道(雨水)基本計画(平成18年度～)
- 東近江市辺地総合整備計画(平成25年度～平成29年度)
- 東近江市国土強靱化計画(平成28年3月～)
- 東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)
- 東近江市通学路交通安全プログラム(平成27年3月～)



道路・橋梁・河川が適切に維持管理されたまちをつくります

■施策1・道路の安全と快適性の確保

現状分析

道路や橋梁の定期的な点検の結果、修繕が必要な箇所があります。

達成目標

道路や橋梁の安全と快適性が確保されたまちを目指します。

具体的な取組

- 橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検及び計画的な修繕をします。
- 道路を適正に管理します。
- 道路管理事務の効率化を図ります。
- 市道の維持修繕をします。
- 道路関連施設を適正に管理します。
- 自治会が行う集落周辺道路整備を支援します。
- 道路の除雪や融雪対策を推進します。

主な事業

- 橋梁・道路長寿命化対策事業
- 土木総務管理事業
- 道路維持管理事業
- 道路関連施設維持管理事業
- 生活道路等環境整備事業
- 雪寒対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
橋梁修繕実施率	0%	26.0%

表：橋梁修繕実施率（平成25年度に橋梁長寿命化計画を策定）

平成26年度

0%



基本施策3

■施策2・河川・水路の管理

現状分析

地域住民が身近な河川や水路に関心を持ち、除草、水路整備等が地域住民自らの手で行われています。

達成目標

河川や水路が安全で、良好に維持管理されたまちを目指します。

具体的な取組

- 水辺空間整備を支援します。
- 河川愛護活動を支援します。
- 河川の浚渫や除草を行います。

主な事業

- 水辺空間整備支援事業
- 河川維持管理事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
河川愛護活動取組団体数	207団体	212団体

表：河川愛護活動取組団体数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
204団体	205団体	206団体	207団体	207団体



基本施策3

■施策3・砂防等の災害対策の推進

現状分析

山間部等における土砂災害や市街地における水害の危険性がある箇所があります。

達成目標

土砂災害等の危険性について住民の意識が高く、災害に備えたまちを目指します。

具体的な取組

- 土のうステーションを設置します。
- 洪水ハザードマップを活用し、浸水災害の啓発に取り組みます。
- 急傾斜地対策を推進します。
- 土砂災害警戒区域の指定に向けた取組を推進します。
- 土砂災害危険箇所の周知と警戒避難発令時の対応に取り組みます。

主な事業

- 水防活動事業
- 急傾斜地崩壊対策事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
土砂災害警戒区域等の指定率	88.0%	100%

表：土砂災害警戒区域等の指定率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
64%	69%	73%	79%	84%

■関連する主な個別計画

- 東近江市道路整備基本計画(平成25年度～平成44年度)
- 東近江市橋梁長寿命化修繕計画(平成26年度～平成44年度)
- 東近江市国土強靱化計画(平成28年3月～)
- 東近江市辺地総合整備計画(平成25年度～平成29年度)

都市計画



基本施策4

計画的な土地利用を進め、良好な市街地が形成されたまちをつくります

■施策1・良好な景観の形成

現状分析

鈴鹿の山々から琵琶湖まで多様で個性豊かな風景に恵まれていますが、人々の価値観の多様化、生活様式の変化や都市化の進展に伴って、恵まれた風景が損なわれる危険性があります。

達成目標

市民共有の財産である景観を次世代へ継承するとともに、更に魅力ある風景があるまちを目指します。

具体的な取組

- 周辺景観と調和した建築を誘導します。
- 地区計画等を活用し、良好な街並景観を形成します。
- 景観形成重点地域や景観形成重点地区を指定します。
- 歴史的街道景観形成計画を策定します。
- 景観重要建造物や景観重要樹木を指定します。
- 屋外広告物の適正な設置を指導します。
- 屋外広告物条例(ガイドライン)を制定します。

主な事業

- 景観形成事業
- 屋外広告物指導事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
景観重要建造物の指定数	0地区	5地区

表：景観重要建造物の指定数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0地区	0地区	0地区	0地区	0地区



基本施策4

■施策2・適正な公園の整備・維持管理

現状分析

都市公園等の遊具・施設の老朽化対策や市街地での公園整備が必要となっています。

達成目標

市民の憩いの場となり、子どもが安心して遊べる安全で良好な公園があるまちを目指します。

具体的な取組

- 都市公園やその他の公園を適正に管理します。
- 市街地における都市公園を整備します。
- 自治会による児童遊園の管理を支援します。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園内の遊具及び施設を更新し、適正に管理します。

主な事業

- 公園緑地管理事業
- 公園遊具安全対策事業
- 公園施設長寿命化対策支援事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
都市公園の面積	80.9ha	82.1ha

表：都市公園の面積

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
78.9ha	80.9ha	80.9ha	80.9ha	80.9ha



基本施策4

■施策3・計画的な土地利用の推進

現状分析

都市機能と居住の誘導を進めるべき市街化区域内に利用度の低い土地（空閑地）が存在しています。

達成目標

豊かな自然環境や優良農地が保全され、市街地内の賑わいの創出と各地区の特性を生かした計画的な土地利用がされるまちを目指します。

具体的な取組

- ・都市計画区域の再編について方針を定めます。
- ・都市計画区域外の無秩序な開発を防止する土地利用の自主条例を制定します。
- ・区域区分や用途地域を見直します。
- ・市街化区域内の空閑地整序に取り組みます。
- ・市街化調整区域の地区計画運用基準に基づき、良好な市街地形成を誘導します。
- ・歩いて暮らせる「まちなか居住」を推進します。
- ・立地適正化計画に基づき、都市機能が集約した市街地整備に取り組みます。
- ・国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出処理を行います。
- ・適切な開発指導、開発許可を行います。
- ・地域の実情に適合した有効な土地利用が図れるよう開発許可基準等を見直します。
- ・地籍調査を計画的に実施します。

主な事業

- ・都市計画整備推進事業
- ・土地利用規制対策事業
- ・開発指導事業
- ・地籍調査事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
市街化区域内の未利用率	9.8%	8.0%

表：市街化区域内の未利用率（住居系、商業系及び工業系（工業専用地域は除く。））

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
15.0%	14.3%	13.6%	11.8%	10.4%

■関連する主な個別計画

- ・東近江市国土利用計画（平成20年度～平成29年度）
- ・東近江市都市計画マスタープラン（平成22年5月～平成32年）
- ・東近江市景観計画（平成23年4月～）
- ・東近江市公園施設長寿命化計画（平成27年度～平成36年度）
- ・東近江市国土強靱化計画（平成28年3月～）
- ・東近江市風景づくり基本計画（平成22年5月～）
- ・東近江市立地適正化計画（平成29年3月～）



基本施策5

住まいの安全性が確保されたまちをつくります

■施策1・耐震化の推進

現状分析

市内には旧耐震基準の住宅が全体の約3割存在しています。

達成目標

地震災害に強い住まいが整ったまちを目指します。

具体的な取組

- 旧耐震基準の木造住宅の耐震診断及び改修を支援します。
- 緊急輸送道路沿道住宅の耐震改修を支援します。
- 高齢者世帯の耐震改修を支援します。
- 滋賀県産材を活用した耐震改修を支援します。
- 建築物の耐震化を啓発し、支援制度を周知します。
- 建築基準法に基づく審査を行い、適正な建築計画を指導します。
- 狭あい道路の拡幅整備を促進します。

主な事業

- 建築物地震対策推進事業
- 建築確認事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
住宅の耐震化率	72.4%	90.0%

表：住宅の耐震化率(住宅土地統計調査を基に推計)

平成20年度	平成25年度
67.8%	70.4%

■関連する主な個別計画

- 東近江市国土強靱化計画(平成28年3月～)
- 東近江市既存建築物耐震改修促進計画(平成28年度～平成37年度)



基本施策6

質の高い公共施設があるまちをつくります

■施策1・適正な公共施設整備

現状分析

市内の公共施設には旧耐震基準の建築物が全体の約1割存在しています。

達成目標

災害に強い公共建築物が整備されたまちを目指します。

具体的な取組

- 公共建築物の耐震化を推進します。
- 公共建築物の大規模改修や更新（建替）を行います。
- 公共建築物の点検や診断を実施します。
- 公共建築物の適正な維持管理に資するよう整備します。

主な事業

- 公共施設営繕事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
公共施設耐震化率	97.3%	100%

表：公共施設耐震化率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
13.6%	37.8%	62.2%	67.6%	86.5%

■関連する主な個別計画

- 東近江市既存建築物耐震改修促進計画（平成28年度～平成37年度）
- 東近江市国土強靱化計画（平成28年3月～）

住 宅



基本施策7

快適な居住環境を支える公営住宅が整備されたまちをつくります

■施策1・市営住宅の計画的な整備

現状分析

市営住宅は、小規模団地が多く維持管理効率が悪くなっています。また、耐用年数を経過した住宅が多く、更新時期を迎えています。

達成目標

入居者が安全で快適に暮らせる市営住宅の供給を目指します。

具体的な取組

- ・市営住宅の統廃合を図り、適正な維持管理を行います。
- ・長寿命化計画に基づき、市営住宅の改修、建替等の整備をします。
- ・債権の適正な管理を推進します。

主な事業

- ・市営住宅管理事業
- ・市営住宅整備事業
- ・住宅新築資金等貸付金償還事務

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率	87.0%	100% (平成32年度)

表：長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
41.8%	51.0%	57.9%	77.9%	82.8%

※長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率

■関連する主な個別計画

- ・東近江市国土強靱化計画(平成28年3月～)
- ・地域住宅計画(東近江市地域)(平成26年度～平成30年度)
- ・東近江市公営住宅等長寿命化計画(平成23年度～平成32年度)

政策9 安全安心な上下水道のあるまち

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
水道	1 安定的に水道水が供給されるまちをつくります	1 水道の安定供給
下水道	2 水質が保全され快適で衛生的な生活環境があるまちをつくります	1 公共下水道の整備と普及促進
	3 農村下水道施設が適正に維持管理されたまちをつくります	1 汚水の適正処理

水 道



基本施策1

安定的に水道水が供給されるまちをつくります

■施策1・水道の安定供給

現状分析

大規模災害に備えた耐震化への対応や施設の老朽化による維持管理経費が水道経営を圧迫しています。

達成目標

水道事業の健全な経営がされ、安全な水道水を安定的に供給することができるまちを目指します。

具体的な取組

- 水道水源の保全を図ります。
- 水道水の水質を適正に管理します。
- 配水池、老朽管等の施設の更新と耐震化に取り組みます。
- 中長期的な整備計画と経営計画により、健全経営を図ります。

主な事業

- 水道事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
水道事業有収率	87.8%	88.0%

※平成27年度の基準値は、水道事業と簡易水道事業を統合したと仮定した数値。なお、平成28年度から事業統合を行っている。

表：水道事業有収率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
水道	88.9%	88.7%	89.9%	89.9%	89.6%	89.3%
簡易水道	73.4%	61.1%	80.6%	77.6%	77.9%	72.3%

■関連する主な個別計画

- 東近江市水道事業ビジョン(平成27年度～平成37年度)
- 東近江市水道事業施設整備計画(アセットマネジメント)(平成30年度～平成44年度)
- 東近江市国土強靱化計画(平成28年3月～)

下水道



基本施策2

水質が保全され快適で衛生的な生活環境があるまちをつくります

■施策1・公共下水道の整備と普及促進

現状分析

公共下水道整備により、公共用水域の水質保全と快適で衛生的な生活環境の確保がされてきましたが、水洗化が伸び悩む中、施設の維持管理経費が下水道経営を圧迫しています。

達成目標

公共用水域の水質保全と快適で衛生的な生活環境が確保され、安定した公共下水道の経営を目指します。

具体的な取組

- 下水道未整備箇所の解消に取り組みます。
- 農村下水道の公共下水道への接続に取り組みます。
- 下水道施設を適正に管理します。
- 下水道施設の長寿命化、耐震化を進めます。
- 水洗化の促進を図ります。
- 下水道事業の安定経営に取り組みます。

主な事業

- 下水道事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
下水道水洗化率(人口)	87.3%	88.5%

表：下水道水洗化率(人口)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
78.0%	79.0%	81.2%	83.4%	87.1%

■関連する主な個別計画

- 琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区) 東近江市公共下水道全体計画(昭和52年度～平成37年度)
- 琵琶湖流域下水道(東北部処理区) 東近江市公共下水道全体計画(平成22年度～平成37年度)
- 東近江市国土強靱化計画(平成28年3月～)



基本施策3

農村下水道施設が適正に維持管理されたまちをつくります

■施策1・汚水の適正処理

現状分析

老朽化が進んでいる農村下水道処理施設の適正な施設管理に努める必要があります。

達成目標

水質の保全と快適で衛生的な生活環境が確保され、農村下水道処理施設が適正に維持管理されたまちを目指します。

具体的な取組

- ・維持管理経費軽減のため、農村下水道の公共下水道への接続に取り組みます。
- ・農村下水道処理施設の適正な維持管理を行います。
- ・農村下水道管渠施設や宅内配管を点検調査します。

主な事業

- ・農業集落排水事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
農村下水道不明水率	15.0%	12.0%

表：農村下水道不明水率

平成24年度	平成25年度	平成26年度
16.0%	16.0%	16.0%

■関連する主な個別計画

- ・東近江市国土強靱化計画(平成28年3月～)

第4章

行政経営

～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

政策10 戦略的な地域の創生

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
創生	1 計画的で効果的な行政運営	1 計画的な行政運営の推進 2 広域連携による事業の推進 3 持続可能な地域づくりに向けた施策の推進 4 多文化共生の推進 5 市民主体の国際交流の推進 6 統計調査の確実な実施と活用
	2 重要施策や大規模プロジェクトの推進	1 総合的な政策の推進 2 中心市街地のにぎわいの創出
	3 市政情報の効果的な発信	1 広報・広聴の充実

創 生



基本施策1

計画的で効果的な行政運営

■施策1・計画的な行政運営の推進

現状分析

人口減少や高齢化の進展により、市税の減少、社会保障費の増加、老朽化した公共施設の維持管理費等による厳しい財政状況の中で、市民福祉の低下が懸念されます。

達成目標

社会経済情勢の変化や市民ニーズの動向が的確に把握され、多様な視点による計画的な課題の解決を目指します。

具体的な取組

- 総合計画の着実な推進と進行管理を行います。
- 大学等との連携により地域課題の解決に取り組みます。
- 公共施設の適正な配置と運営の効率化を図ります。
- 補助金等の整理統合を図ります。
- 空き施設（学校含む）や既存施設の有効活用を図ります。
- 事務事業の見直し、民間委託や指定管理者制度の推進を図ります。

主な事業

- 企画調整事業
- 行財政改革推進事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
産官学金労官等との多様な連携	3件	15件



基本施策1

■施策2・広域連携による事業の推進

現状分析

単独の自治体だけでは解決できない課題への対応や業務の効率化を図る必要があります。

達成目標

近隣市町と一体的な取組による市民サービスの向上を目指します。

具体的な取組

- 広域行政組合を近隣市町と協力連携し、共同で運営します。
- 近隣市町と連携し、広域的な地域振興を図ります。

主な事業

- 広域行政推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
—	—	—



基本施策1

■施策3・持続可能な地域づくりに向けた施策の推進

現状分析

歴史、文化、自然など豊かな地域資源を活用した取組を進める一方、人口減少等の地域課題に対応する取組を進めています。

達成目標

地域に伝わる歴史、文化、伝統、自然等の魅力を再認識し発信することで、「ふるさと東近江市」への愛着を高めるまちづくりを目指します。

具体的な取組

- ・地域資源に磨きをかけ、まちづくりに生かす取組を支援します。
- ・定住移住の推進施策の効果的な情報発信を行います。
- ・空家バンクの運営により、空家活用の推進と相談体制を充実します。
- ・転入や多世代同居・近居に対し、住宅取得や住宅改修を支援します。
- ・定住移住を推進し、地域課題の解決や地域の担い手の確保を行います。
- ・地域活性化に向けて地域おこし協力隊を導入します。
- ・木地師やまの子の家の活用検討を進めます。
- ・ふるさと寄附制度による歳入確保と特産品PR等による地域経済の活性化を図ります。

主な事業

- ・地域活性化事業
- ・定住移住推進事業
- ・地域おこし協力隊推進事業
- ・ふるさと寄附推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
東近江市に対しての愛着度(市民意識調査)	61.5%	63.5%

※市民意識調査は平成28年度から実施

表：まちづくりアンケート「東近江市に対しての愛着度」

平成27年度

61.7%



基本施策1

■施策4・多文化共生の推進

現状分析

在住外国人の中には、日本語の理解が十分でないために、必要とする情報の取得をはじめ生活する上で様々な困難が生じています。

達成目標

在住外国人が生活する上で必要な情報が得られ、在住外国人と市民がお互いの文化、習慣等をそれぞれ理解し、認め合う暮らしやすいまちを目指します。

具体的な取組

- 行政情報の多言語化を推進します。
- 日本語教室の開催や日本語指導ボランティアの育成を支援します。
- 在住外国人に対して、不法就労、不法滞在、犯罪防止等を啓発します。
- 在住外国人と市民との交流活動を支援します。

主な事業

- 多文化共生推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
日本語指導ボランティアの登録者数	41人	45人

表：日本語指導ボランティアの登録者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
38人	38人	60人	50人	48人



基本施策1

■施策5・市民主体の国際交流の推進

現状分析

姉妹都市・友好都市関係にある都市と相互に交流を図っていますが、市民を中心にした交流を更に推進する必要があります。

達成目標

市民が身近に国際社会を感じ、本市の魅力を国外に積極的に発信することができる活発な国際交流があるまちを目指します。

具体的な取組

- ・市民による姉妹都市・友好都市交流を支援します。
- ・姉妹都市・友好都市との産業・文化交流を推進します。
- ・東近江国際交流協会の活動を支援します。

主な事業

- ・国際交流事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
国際交流事業における協力通訳者数	34人	38人

表：国際交流事業における協力通訳者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
30人	31人	31人	32人	33人



基本施策1

■施策6・統計調査の確実な実施と活用

現状分析

国勢調査等の基幹統計調査の結果やビッグデータが十分に生かしきれていません。

達成目標

国勢調査等の基幹統計調査の結果が広く有効に活用されることを目指します。

具体的な取組

- 統計調査を円滑に進めるため調査員を育成します。
- 基幹統計調査を適切に実施します。
- 統計調査の結果をホームページ等で公表します。
- 統計書の作成など、統計結果が活用されるよう公開します。

主な事業

- 統計事業
- 基幹統計調査事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
市ホームページにおける統計に関する情報へのアクセス数	10,032件	15,000件

表：市ホームページにおける統計に関する情報へのアクセス数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
8,311件	8,760件	8,540件

■関連する主な個別計画

- 東近江市行財政改革計画(平成25年度～平成29年度)
- 東近江市公共施設等総合管理計画(平成29年度～平成38年度)
- 東近江市辺地総合整備計画(平成25年度～平成29年度)
- 東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)



基本施策2

重要施策や大規模プロジェクトの推進

■施策1・総合的な政策の推進

現状分析

地方の活力低下が全国的に進んでおり、地方創生を推進することが求められています。

達成目標

本市の多様な地域資源を生かし、更に磨きをかけ、まちの魅力を高め、誰もが安心して暮らせるいきいきとした東近江市の創生を目指します。

具体的な取組

- 総合計画の適正な見直しや各種施策の調整、推進を図ります。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画的な推進を図ります。
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）など官民連携による地方創生を推進します。

主な事業

- 政策推進事業

成果指標

指標名	基準値（平成28年度）	目標値（平成33年度）
住みごこちに関する満足度（市民意識調査）	75.4%	80%

※市民意識調査は平成28年度から実施

表：まちづくりアンケート「住みごこちに関する満足度」

平成18年度	平成23年度	平成27年度
62.4%	68.6%	77.1%



基本施策2

■施策2・中心市街地のにぎわいの創出

現状分析

中心市街地の居住人口は、本市全体の人口と同様に減少傾向にあり、高齢化率は全市の平均値を上回っています。また、中心市街地内の商店街の商店数や年間商品販売額も年々減少しています。

達成目標

暮らし続けたいと思える良好な住環境が整い、誰もが訪れたい、商いをしたい魅力的な中心市街地のにぎわいの創出を目指します。

具体的な取組

- ・八日市駅周辺の地域資源（延命公園、延命新地等）を活用したまちづくりを行います。
- ・中心市街地の空家改修や移住等を推進します。
- ・公園の再生や子育て環境の充実など住環境の向上を推進します。
- ・道路の美装化等街なみ景観の形成を図ります。
- ・空店舗活用や空家再生など魅力的な店舗を創出します。
- ・八日市駅前未利用地の有効活用を図ります。
- ・マルシェ等イベントの開催による来訪者の増加を図ります。

主な事業

- ・中心市街地にぎわい創出事業

成果指標

指標名	基準値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
中心市街地の往来者の人数	7,471人	8,218人

※歩行者自転車通行量調査は平成27年度に実施

■関連する主な個別計画

- ・東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン（平成28年度～平成33年度）
- ・東近江市中心市街地活性化基本計画（平成29年度～平成33年度）



基本施策3

市政情報の効果的な発信

■施策1・広報・広聴の充実

現状分析

市民への情報提供や市民の声を聞くための施策に対するニーズが大きくなっています。また、本市には人を呼び込む資源があるにもかかわらず、魅力が全国に十分伝えられていません。

達成目標

行政情報や地域情報が更に市民に届き、市民の声が市政に反映されるとともに、本市の知名度やイメージの向上を目指します。

具体的な取組

- ・広報ひがしおうみ、市ホームページ、東近江スマイルネットなどの様々な媒体を利用し、行政情報や地域情報を幅広く発信します。
- ・本市の情報を全国に効果的に発信する等シティプロモーションを推進します。
- ・市民の意見を聞く機会を充実します。

主な事業

- ・広報活動事業
- ・広聴事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
広報ひがしおうみの内容満足度(市民意識調査)	51.7%	62.0%

※市民意識調査は平成28年度から実施

■関連する主な個別計画

- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)

政策11 安定した行政経営

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
行政経営	1 公正で透明性の高い行政事務の推進	1 適正な法制執務の推進 2 適正な公文書の保存・管理 3 適正かつ円滑な情報公開
	2 職員力・組織力の向上	1 適正な人事・定員管理 2 職員の保健・福利厚生への推進 3 職員の人材育成の推進
	3 健全な財政運営	1 市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応する財政運営の推進
	4 公有財産や公用車等の適正な管理	1 適正な資産管理
	5 公平で透明性の高い契約管理	1 公共工事入札・物品調達契約の適正化
	6 安定的で効率的な情報処理システムの構築	1 地域情報化・電子自治体の推進 2 ケーブルネットワークの活用促進
	7 公金の適正な管理	1 公金の適正な管理・運用

行政経営



公正で透明性の高い行政事務の推進

■施策1・適正な法制執務の推進

現状分析

透明性の高い行政事務が求められています。

達成目標

公正で透明性の高い行政事務を目指します。

具体的な取組

- 議案等の調製を行います。
- 法律問題等に対して顧問弁護士と調整し、対応します。
- 例規を適正に整備します。
- 職員の法規研修等を実施します。

主な事業

- 総務一般管理事務
- 文書法規事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
職員の法規研修受講者数	80人	200人

表：職員の法規研修受講者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
78人	64人	104人	92人	74人



基本施策1

■施策2・適正な公文書の保存・管理

現状分析

年々増加する公文書により、公文書センターでの保存容量が不足しつつあります。

達成目標

公文書の適正な保存管理を目指します。

具体的な取組

- 公文書を適正に保存管理します。
- 保存スペース確保のため、搬入済箱の整理・選別を進めます。
- 新規保存文書の精査が徹底されるよう職員周知を図ります。
- 歴史的文書のデジタル化を推進します。
- 歴史的文書の公開を行います。

主な事業

- 公文書管理事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
保存文書箱数	14,455箱	15,000箱

表：保存文書箱数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
12,745箱	13,149箱	13,440箱	15,338箱	14,455箱



基本施策1

■施策3・適正かつ円滑な情報公開

現状分析

多様化し、複雑化する社会の中で、様々な事項に対して情報公開を求められていることから、適正かつ円滑に処理する必要があります。

達成目標

情報公開条例等に基づき、適正かつ円滑な処理を目指します。

具体的な取組

- ・情報公開制度を適正かつ円滑に運用します。
- ・個人情報の取扱いに十分配慮します。
- ・パブリックコメントを推進します。

主な事業

- ・情報公開・個人情報保護事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
情報公開平均処理日数	12日	9日

表：情報公開平均処理日数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
11日	10日	12日	8.5日	9日



基本施策2

職員力・組織力の向上

■施策1・適正な人事・定員管理

現状分析

地方分権が進む中、権限移譲や行政需要の変化により、今以上の職員数削減は、困難な状況にあります。また、地方公務員法の改正による人事考課制度の義務化に伴い、考課結果に基づく適切な処遇反映とより納得度の高い制度運用が求められています。

達成目標

定員適正化計画に基づき、本市の行政運営に必要な職員数の適正化を目指します。また、公平・公正で、更に納得度の高い人事考課制度の確立を目指します。

具体的な取組

- ・職員の定員管理の適正化を図ります。
- ・人事考課制度の運用改善と考課者の資質向上を図ります。
- ・職員行動指針の浸透を図ります。
- ・支所機能の充実を図ります。

主な事業

- ・人事・給与管理事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
職員数	994人	995人

表：職員数(毎年4月1日)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1,187人	1,137人	1,091人	1,049人	1,046人	1,000人



基本施策2

■施策2・職員の保健・福利厚生の推進

現状分析

業務の多様化・複雑化、時間外勤務の増加等により、心身に不調をきたす職員の増加が懸念されます。また、子育て、介護など、家庭と仕事の両立を図りながら、仕事で能力を発揮できる環境整備が必要です。

達成目標

職員の疾病予防と早期発見、メンタル不調の未然防止など心身の健康管理の向上や職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事において十分に能力を発揮できる職場を目指します。

具体的な取組

- 職員の健康診査を実施します。
- ストレスチェックを実施します。
- メンタルヘルス相談室を開設します。
- 職員の福利厚生を推進します。
- みんなで支えあう仕事と家庭の両立プランを推進します。

主な事業

- 職員健康管理・福利厚生事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
職員の健康診査受診率	97.5%	100.0%

表：職員の健康診査受診率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
94.4%	95.3%	94.1%	95.7%	98.5%



基本施策2

■ 施策3・職員の人材育成の推進

現状分析

退職者の増加等により職員が若年化する中、多様化・複雑化する地域課題の解決を担う職員の育成が急務です。

達成目標

本市の組織を支え、分権時代の地域経営を担える職員の着実な育成を目指します。

具体的な取組

- ・職員研修や自学の支援により、職員の能力開発・向上を図ります。
- ・人事考課制度の運用により、仕事を通じた人材育成を図ります。
- ・地域のまちづくりについて、市民とともに市民目線で仕事をする現場主義の人材育成を図ります。

主な事業

- ・人材育成事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
職員研修受講率	94.0%	97.0%

表：職員研修受講率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
90.0%	91.7%	91.0%	92.0%	96.0%

■ 関連する主な個別計画

- ・東近江市人材育成基本方針(平成29年度～)
- ・東近江市定員適正化計画(平成29年度～平成33年度)
- ・東近江市職員力向上・組織活性化プラン(平成26年度～平成30年度)
- ・東近江市特定事業主行動計画「みんなで支えあう仕事と家庭の両立プラン」(平成28年度～平成32年度)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)



基本施策3

健全な財政運営

■施策1・市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応する財政運営の推進

現状分析

厳しい財政状況の中で、施設の老朽化対策費、社会保障費及び事業実施に伴う公債費の増大により、歳出に占める経常的経費の割合は依然高く、財政の硬直化により直面する課題解決のための財源不足が懸念されます。

達成目標

財源の最適配分を図り、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努め、社会情勢や市民ニーズの変化を的確につかみ、市民満足度の向上や、公平性・透明性の高い財政運営の実現を目指します。

具体的な取組

- ・ 経常収支や公債費負担に着目した財政運営を行います。
- ・ 統一的な基準による財務書類等を作成し、分析、評価及び活用する総合的な取組を行います。

主な事業

- ・ 財政運営事業
- ・ 新公会計制度推進事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
経常収支比率	85.5%	95%以下

表：経常収支比率

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
78.5%	83.1%	87.1%	83.2%	83.6%

■関連する主な個別計画

- ・ 東近江市行財政改革計画(平成25年度～平成29年度)



公有財産や公用車等の適正な管理

■施策1・適正な資産管理

現状分析

公有財産の安全性を確保するため事故防止に努め、公有財産の適切な維持管理を行うことが必要です。

達成目標

車両、土地、建物等の公有財産の適切な維持管理を目指します。

具体的な取組

- ・遊休地の処分等により、公有財産の適正な資産管理に努めます。
- ・公有財産台帳の精度を高めます。
- ・庁舎等を適正に維持管理します。
- ・庁舎等維持管理コストの削減に努めます。
- ・公用車と市有バスの適正な運行管理を行います。

主な事業

- ・公有財産管理事業
- ・本庁舎支所等管理事業
- ・公用車運行管理事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
管理瑕疵による事故件数	0件	0件

表：管理瑕疵による事故件数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0件	0件	0件	0件	0件



基本施策5

公平で透明性の高い契約管理

■施策1・公共工事入札・物品調達契約の適正化

現状分析

公共工事や物品調達については、市内業者の競争力の向上が望めます。

達成目標

公共工事や物品調達に関し、市内業者の競争力が向上するとともに公平性、透明性及び競争性が高く適正な入札契約を目指します。

具体的な取組

- 検査評定要領や点数の公表等により、市内業者の技術力の向上を図ります。
- 多様な契約方式を導入し、公平性、透明性及び競争性の向上を図ります。
- 適正な予定価格や最低制限価格の設定、計画的な発注、適切な工期設定等に努めます。

主な事業

- 契約検査事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
—	—	—



基本施策6

安定的で効率的な情報処理システムの構築

■施策1・地域情報化・電子自治体の推進

現状分析

庁内の電算システムは、制度改正に伴うコストの増大、情報セキュリティの確保、災害時の情報システム復元作業の長期化など様々な問題が残されています。

達成目標

クラウド化を見据えたシステム更新など総合的なコスト削減や情報セキュリティ対策が高く、災害に強い情報システムの構築を目指します。

具体的な取組

- ・地域課題の解決を図る効果的で効率的なICTの利活用を推進します。
- ・情報セキュリティ対策を徹底します。
- ・災害時にも必要なシステムの稼働ができる体制を整えます。
- ・情報システムのクラウド化を図ります。
- ・電算システムを最適化し、維持管理コストの低減を図ります。

主な事業

- ・情報システム管理事業

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
電算システムで処理する業務数	81業務	100業務

表：電算システムで処理する業務数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
76業務	77業務	77業務	77業務	80業務



基本施策6

■施策2・ケーブルネットワークの活用促進

▶現状分析

地域情報格差を是正するために整備したケーブルネットワークは、地域情報の道となっています。

▶達成目標

ケーブルネットワークの安定的運用と安定した東近江ケーブルネットワークの経営を目指します。

▶具体的な取組

- ・ケーブルネットワークを適切に維持管理します。
- ・情報の道を活用した事業の展開を図ります。

▶主な事業

- ・ケーブルネットワーク施設管理事業

▶成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
情報の道を活用する事業者件数	9件	14件

表：情報の道を活用する事業者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
7件	8件	8件	9件	9件

■関連する主な個別計画

- ・東近江市情報セキュリティ基本方針(平成28年1月～)
- ・東近江市情報セキュリティ対策基準(平成28年1月～)
- ・東近江市定住自立圏共生ビジョン(平成28年度～平成33年度)



基本施策7

公金の適正な管理

■施策1・公金の適正な管理・運用

現状分析
 厳しい経済状況の中で公金の安全かつ効率的な運用に努めています。

達成目標
 公金の安全かつ効率的な保管と運用を目指します。

具体的な取組
 ・公金の安全かつ効率的な管理と運用を行います。

主な事業
 ・会計管理事務

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
—	—	—

政策12 公平公正な課税と徴収

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
税	1 市民税の公正で適正な課税	1 適正な市民税の課税
	2 固定資産税の公正で適正な課税	1 適正な資産税の課税
	3 公正で適正な税の収納	1 税収納率の向上

税



基本施策1

市民税の公正で適正な課税

■施策1・適正な市民税の課税

現状分析

市民税収入は経済状況の影響を受けやすく、加えて生産年齢人口の減少により、市財政の安定的な税源の確保がますます難しい状況です。また、地方税法は毎年複雑化・高度化しています。

達成目標

社会経済情勢の的確な把握に努めるとともに、複雑化する税法に適切に対応し、個人・法人の市民税の適正な課税を目指します。

具体的な取組

- 市民税の公正で適正な賦課を行います。
- 申告受付事務における体制の整備を行います。
- 税の賦課事務能力の向上を図ります。
- 特別徴収義務者の指定強化を行い、納税者の納付負担の軽減に努めます。

主な事業

- 市民税等賦課事務

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
給与所得者の給与特別徴収による賦課割合	80.2%	90.0%

表：給与所得者の給与特別徴収による賦課割合

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
73.0%	73.7%	74.5%	74.9%	76.4%



基本施策2

固定資産税の公正で適正な課税

■施策1・適正な資産税の課税

現状分析

地番図及び家屋図と空中写真の細部のずれ、過去の課税資料がデータ化されていないなど、課税資料の適正な整備が必要になっています。

達成目標

課税資料が適正に整備され、正確で効率的な適正課税を目指します。

具体的な取組

- 固定資産税の公正で適正な賦課を行います。
- 課税資料のデータ化を図ります。

主な事業

- 固定資産税賦課事務

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
固定資産税課税資料のデータ化率	0%	50%

表：データ化が必要な固定資産税課税資料件数

平成27年度
22,542件



基本施策3

公正で適正な税の収納

■施策1・税収納率の向上

現状分析

安定的な自主財源の確保のため、税の徴収はその根幹となるものであり、公平で公正な徴収事務が必要となります。

達成目標

公正で適正な徴収事務による収納率の向上を目指します。

具体的な取組

- 公正で適正な収納と滞納整理の強化を図ります。
- 納税意識の向上を図ります。
- 新たな納付手段の研究等収納率向上に努めます。

主な事業

- 納税管理事務

成果指標

指標名	基準値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
市税収納率(現年分・過年度分)	97.9%	98.1%

表：市税収納率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
現年分	99.0%	99.1%	99.0%	99.1%	99.1%	99.1%
過年度分	34.4%	30.9%	33.7%	31.1%	33.2%	37.2%
計	96.4%	96.8%	97.0%	97.3%	97.6%	97.9%



政策13 議会・行政委員会

分野	基本施策：政策の基本的な方向性	施策
議会	1 円滑な議会運営と議会の活性化	1 議会
行政委員会	2 適正な選挙の執行	1 選挙
	3 正確な行政事務の監査	1 監査
	4 適正な公平委員会の運営	1 公平委員会

議 会



基本施策1

円滑な議会運営と議会の活性化

■施策1・議会

現状分析

地方分権が進む中、政策を立案し、それを実行性のあるものにしていく能力を持つとともに、市民に開かれた議会が求められています。

達成目標

社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確に把握し、積極的かつ能動的に政策立案ができるとともに、市民にわかりやすい議会運営を目指します。

具体的な取組

- 議会を円滑に運営し、議会活動の活性化を図ります。
- 市民と議会の意見交換の場を設け、議会活動や審議内容の周知を図るとともに、市民の声を政策の立案や提案につなげます。
- 議会中継や議会だよりによる広報を充実します。

主な事業

- 議会運営事業
- 議会広報活動事業

成果指標

指標名	基準値 (平成28年度)	目標値 (平成33年度)
—	—	—

行政委員会



基本施策2

適正な選挙の執行

■施策1・選挙

現状分析

投票環境の改善と効率的な選挙の管理執行のために実施した投票区見直しにより、投票率の低下を招かないよう、様々な対策を講じる必要があります。

達成目標

公平かつ公正な選挙の管理執行と投票率の向上を目指します。

具体的な取組

- 選挙管理委員会を適正に運営します。
- 投票環境の改善と効率的な選挙の管理執行を行います。
- 効果的な選挙啓発を行います。

主な事業

- 選挙管理委員会運営事業
- 選挙啓発事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
—	—	—



基本施策3

正確な行政事務の監査

■施策1・監査

現状分析
行政の事務が効率的かつ適正に法令を順守し、実施されているか検証する必要があります。

達成目標
行政の事務事業の適正かつ正確な監査を目指します。

具体的な取組
・事務事業の監査を実施し、適正な予算・事務執行を管理します。

主な事業
・監査事業

成果指標		
指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
—	—	—



基本施策4

適正な公平委員会の運営

■施策1・公平委員会

現状分析

市の職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障する必要があります。

達成目標

市の職員の利益の保護と公平な人事権の行使の保障を目指します。

具体的な取組

- 公平委員会を適正に運営します。

主な事業

- 公平委員会運営事業

成果指標

指標名	基準値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
—	—	—



計画の推進

1 総合的な施策の推進

時代の変化や厳しい社会経済情勢に的確に対応するため、本基本計画においては施策を細分化し、課題と施策目標を明確にするよう整理していますが、将来都市像を実現するためには、組織の縦割りによる施策の実施ではなく、関連する施策や事業の連携を図り総合的に取組を推進していかなければなりません。

そのため、組織横断的な事業の立案や運営を行うとともに、市政の重要な企画、調査及び研究を行うプロジェクトチームを設置するなど、複数の部局が関わる仕組みを構築し、問題点や課題を行政職員一人一人が共有し諸問題を解決する総合的な施策の推進を図ります。

2 責任ある行財政運営の推進

少子高齢化が進み人口減少社会が到来する中、多様化する課題に的確に対応し市民のまちづくりへの満足度を高める一方で、行政サービスの効率化にも努めなければなりません。そのためには、市民、団体、行政等が互いに知恵と力を出し合いながら、地域の個性を生かした持続可能なまちづくりを共に進めていくことが必要です。

こうした市民、自治会、まちづくり協議会、事業者等との協働によるまちづくりの推進のためには、行政職員が積極的に地域に参画し状況を把握する中で、行政が責任をもってまちづくりを進めていくとともに、市民等を主体とした地域活動を積極的に支援し自立的なまちづくりを行います。

また、行政の情報収集力や分析力を高めるとともに、スピード感をもって様々な課題に対応できる行政組織の構築や将来を見据えた行財政改革に努め、総合計画を具現化する個別計画等の策定や事業を計画から実行、評価のサイクルで見直す行財政マネジメントシステムの機能強化を行い、中長期的な視点を持った責任ある行財政運営の推進を図ります。

3 多様な連携の推進

様々な行政課題を解決するため、国、県及び近隣市町との連携を強化し、道路等の基盤整備や環境保全をはじめ広域的な視点による行政経営を進めます。

また、ごみ処理、消防、斎場等に共同で取り組む広域行政組合については、構成市町と連携し安定的に事業を実施するとともに、運営の効率化や組合業務の合理化を進めます。

さらに、新たな産業の創出、交流人口の増加、だれもが安心して暮らせるまちづくりなどを進めるため、産業、経済、金融、学術等の様々な機関との連携強化、圏域を越えた観光の活性化や防災体制の強化など、多様な連携の推進を図ります。



資料編

成果指標一覧

総合計画に関する主な個別計画一覧

東近江市総合計画策定条例

東近江市総合計画策定条例施行規則

審議会諮問文

審議会答申文

東近江市総合計画策定委員会規程

東近江市政策推進戦略本部要綱

東近江市総合計画審議会 委員名簿

東近江市総合計画策定体制

策定経過

成果指標一覧

第1章 ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

■政策1・地域を愛し課題を解決する人材が育つまち

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	協働のまちづくりができていていると考える市民の割合	15.9%	18.0%	市民意識調査で、「協働のまちづくり」について「できている」「ある程度できている」と回答した人の割合	協働のまちづくりができていているかを見る指標として設定する。	1割増を目指す。			
1-2	市民活動への参加度	22.6%	25.0%	市民意識調査で、「自治会やまちづくり協議会等の地域活動又はNPOやボランティア等の活動」について「積極的に参加している」「できる限り参加している」と回答した人の割合	市民活動の広がりを見る指標として設定する。	1割増を目指す。			
1-3	自治会加入率	80.7% (H27)	81.2%	毎年度10月1日現在の自治会加入世帯÷市内の世帯数×100	地域組織への参加意識の高さを見る指標として設定する。	平成24年度の水準を目指す。	95.5% 67.2%	H26 H23	守山市 大津市
1-4	市民一人当たりの年間コミュニティセンター利用回数	3.6回 (H27)	4.8回	コミュニティセンター利用者数÷人口	地域住民にとって身近で安心して利用できているかを見る指標として設定する。	年0.2回増を目指す。			

■政策2・子どもが健やかに育つまち

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	切れ目ない子育て支援拠点設置数	1箇所	5箇所	切れ目ない子育て支援拠点の設置数	切れ目ない支援が充実しているかを見る指標として設定する。	東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき設定。			
1-2	学童保育所利用児童数	1,178人	1,667人	毎年度4月1日現在の学童保育所利用児童数	放課後における子どもの健全な育成が図れているかを見る指標として設定する。	東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき設定。			
1-3	ひとり親家庭相談件数	2,213件 (H27)	3,100件	ひとり親家庭の年間相談件数(DV相談含む)	ひとり親家庭の支援が充実しているかを見る指標として設定する。	過去5年間の最高相談件数の10%増を目指す。			
2-1	児童虐待対応児童件数	873件 (H27)	873件以下	情報提供のあった要保護児童対策地域協議会管理ケースの件数	児童虐待が未然に防止されているかを見る指標として設定する。	増加傾向にある中で現在の水準より減少を目指す。			
2-2	家庭児童相談員の関わり件数	8,259件 (H27)	14,109件	情報提供における家庭児童相談員の関わり件数(来所・訪問・電話)	子育て家庭への不安が軽減できているかを見る指標として設定する。	市民の早期の気づきによる件数の増を目指す。 (平成22年度から平成27年度の増加割合と同程度の伸び率)			
3-1	待機児童数	72人	0人	毎年度4月1日における認定こども園、保育所等の待機児童数	充実した幼児教育・保育が提供できているかを見る指標として設定する。	東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき設定。			
3-2	子育て支援拠点利用人数(親子)	68,002人 (H27)	93,000人	子育て支援拠点施設の年間延べ利用人数	子育て支援体制が充実しているかを見る指標として設定する。	東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき設定。			
4-1	2号・3号認定の利用定員	2,055人	2,460人	2号・3号認定の利用定員	保育サービスが充実しているかを見る指標として設定する。	東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき設定。			
4-2	学童保育所数	29箇所 (H27)	34箇所	学童保育所数	安心して利用できる学童保育所が整っているかを見る指標として設定する。	東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき設定。	小学校数 227 学童保育所数 246	H29	滋賀県内の整備状況

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
4-3	地域子育て支援センター数	4箇所	6箇所	利用者支援事業に対応できる地域子育て支援センター数	子育て支援環境が整っているかを見る指標として設定する。	東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき設定。			

■政策3・未来を創造するひとをつくるまち

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	通学路安全対策への満足度	34.5%	40.0%	市民意識調査で、「児童生徒の通学路の安全の確保」について「できている」「どちらかといえばできている」と回答した人の割合	通学路安全が確保されているかを見る指標として設定する。	年1%の増加を目指す。			
2-1	大規模改修が完了した義務教育施設	校舎 25/31校	校舎 31/31校	義務教育施設(小学校22校中学校9校)の中で大規模改修が完了した施設の割合	安全で快適な学習環境を提供できているかを見る指標として設定する。	全学校施設の完了を目指す。			
3-1	児童・生徒の長期欠席率	小学校 0.56% 中学校 2.17% (H27)	小学校 0.40% 中学校 2.00%	病期休暇等を除き30日以上欠席している小中学校の児童・生徒の割合	子どもたちにとって魅力ある学校となっているかを見る指標として設定する。	小学校は平成26年全国平均値、中学校は1割減を目指す。	小学校 1.14% 中学校 4.01%	H26	全国平均
3-2	児童・生徒の読書冊数	小学校 6.9冊 中学校 2.8冊 (H27)	小学校 10冊 中学校 5冊	子どもの読書活動に関する調査(毎年5月1箇月間の読書冊数)	読書によって生きる力を育み、本に親しんでいるかを見る指標として設定する。	平成27年全国平均値を目指す。	小学校 11.2冊 中学校 4.0冊	H27	全国平均
3-3	個別の指導計画作成率	小学校 81.6% 中学校 81.4% (H27)	小学校 90.0% 中学校 90.0%	学校が気になる子と認識するケースにおける個別の指導計画書の作成率	支援が必要な子どもにきめ細かい対応ができているかを見る指標として設定する。	家庭事情により作成できないケースを除く全てのケースの作成を目指す。			
3-4	学校への復帰率	50.0% (H27)	60.0%	子どもオアシスに通室している児童・生徒の内、年度末の時点で定期的に学校に登校できるようになった割合	きめ細かな支援ができているかを見る指標として設定する。	毎年60%以上を目指す。			
4-1	学校給食地場農産物利用率	43.7% (H27)	45.0%	学校給食で地場産農産物が使用されている割合	地産地消の推進状況を見る指標として設定する。	現況及び取組状況から45%の利用率を目指す。	24.5%	H24	滋賀県公立小中学校地場産物活用状況
5-1	人権に関する講座等に参加した人の割合	35.8%	41.0%	市民意識調査で、「この1年間に職場、市又は地区等が開催する人権に関する講座や講演、研修等」について、「参加した」と回答した人の割合	人権学習に対する意識の高さを見る指標として設定する。	年1%の増加を目指す。			
5-2	少年補導者数(東近江警察署管内の刑法犯)	63人/年 (H27)	57人/年	東近江警察署管内(東近江市、日野町及び愛荘町)の年間刑法犯少年数	健全に青少年を育成できているかを見る指標として設定する。	平成27年度の1割減を目指す。			
5-3	市民講師による生涯学習出前講座の実施回数	86回 (H27)	100回	生涯学習出前講座のうち市民講師による講座の実施回数	学習成果が社会で生かされているかを見る指標として設定する。	平成27年度の2割増を目指す。			
5-4	美術展覧会の入場者数	1,879人 (H27)	2,200人	市美術展覧会の入場者数	文化芸術に対する意識の高さを見る指標として設定する。	平成27年度の2割増を目指す。			
6-1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	1回以上 23.4% 3回以上 8.7%	1回以上 65% 3回以上 30%	市民意識調査で、「スポーツやレクリエーション等の運動」について「週3回以上」「週1回～2回」と回答した人の割合(ただし、1回以上は、「週3回以上」と「週1～2回」の合計)	スポーツが気軽にされているかを見る指標として設定する。	スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画に定める目標値を目指す。			

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値（他市・県等）		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
7-1	図書館実利用率	22.1% (H27)	23.3%	全市民に占める、1年に1回以上図書館を利用した人の割合	図書館の利用状況を見る指標として設定する。	年0.2%増を目指す。			
8-1	博物館利用（入館含）者数	17,996人 (H26)	19,400人	博物館5館の年間入館者数	博物館利用状況を見る指標として設定する。	平成22年度から平成26年度の平均の5%増を目指す。			
8-2	市指定文化財件数	202件 (H27)	210件	市指定文化財件数	文化財が将来へ継承されているかを見る指標として設定する。	年2件の新規指定を目指す。			
8-3	文化財啓発事業の参加者人数	1,800人 (H27)	2,100人	講演会・見学会・講座等の参加者人数	文化財に対する意識の高さを見る指標として設定する。	2割増を目指す。			

第2章 くらし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

■政策4・共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値（他市・県等）		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	地域での助け合いができていると思う市民の割合	47.7%	50.0%	市民意識調査で、「身近な地域で住民同士の助け合い」について「できている」「どちらかといえばできている」と回答した人の割合	地域の福祉力向上の度合いを見る指標として設定する。	5割を目指す。			
1-2	ボランティア活動参加者数	3,842人 (H27)	3,850人	社会福祉協議会におけるボランティア保険加入人数	ボランティア活動など地域福祉への意識の高さを見る指標として設定する。	平成27年度の維持を目指す。			
2-1	訪問計画数達成割合	92.2% (H27)	100%	訪問計画数に対する実績の割合	受給者の実態が適正に把握できているかを見る指標として設定する。	100%を目指す。			
3-1	地域包括支援センターにおける相談件数	5,972件 (H27)	6,600件	年間相談件数	相談件数の増加を地域包括ケア体制の充実度を見る指標として設定する。	年120件の増加を目指す。			
3-2	支援による就労決定件数	20件 (H27)	30件	就労支援対象者のうち、就労に結びついた件数	生活困窮からの脱却を見る指標として設定する。	就労支援対象者7人×42%×12月。(H28国の定める基準：人口10万人)			
4-1	地域サロン事業の実施箇所数	227箇所 (H27)	320箇所	地域サロンの実施箇所数	地域に高齢者の居場所があり、地域で活躍できているかを見る指標として設定する。	年15箇所の増加を目指す。			
4-2	地域密着型サービス施設整備率	90% (H27)	100%	地域密着型サービス施設総数の実績数÷計画数×100	住み慣れた地域で暮らすための施設整備の進捗状況を見る指標として設定する。	毎年度100%を目指す。			
4-3	給付費実績値の計画値に対する割合	91.0% (H27)	100%以下	保険給付費実績値÷保険給付費計画値×100	介護保険事業が円滑に運営できたかどうかを見る指標として設定する。	保険給付費の実績値が計画値以内を目指す。			
5-1	障害者に対する理解度	22.2%	30.0%	市民意識調査で、「障害者に対する理解」について「かなり進んできた」「ある程度進んできた」と回答した人の割合	障害者に対する理解の進捗を見る指標として設定する。	障害者差別解消法の施行を受け3割を目指す。			
5-2	障害者グループホーム利用者数	161人 (H27)	186人	年間のグループホーム利用者数	障害者が自立生活を送ることができているかを見る指標として設定する。	定員5人×5施設の新設・利用増を目指す。			
5-3	障害者の権利擁護事業利用者数	174人 (H27)	204人	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用者数	障害児（者）が安心して生活できる権利が保障されているかを見る指標として設定する。	毎年5人の新規利用を目指す。			

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
6-1	発達相談・教育相談の件数	2,302件 (H27)	2,600件	年間の発達相談と教育相談の件数	切れ目なくきめ細かい相談・支援ができているかを見る指標として設定する。	年50件の増加を目指す。			
7-1	健康づくりに取り組んでいる人の割合	42.3%	46.3%	市民意識調査で、「健康づくりの取組」について「取り組んでいる」と回答した人の割合	健康づくりへの意識の高さを見る指標として設定する。	健康日本21(第2次)における伸び率に合わせ4%の増加を目指す。			
7-2	5大がん検診受診率	24.0% (H27)	36.0%	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん及び乳がん検診の平均受診率	がん予防、早期発見に対する意識の高さを見る指標として設定する。	健康日本21(第2次)においてがん検診受診率の目標値が50%であることや、検診受診ががんの早期発見につながることから、毎年2%の向上を目指す。			
7-3	要支援・要介護認定の新規認定者の平均年齢	男性：79.4歳 女性：81.4歳 (H27)	男性：80.0歳 女性：82.8歳	介護保険新規認定者の平均年齢	自立した日常生活を送っている実態を見る指標として設定する。	国の指針に合わせ、新規認定者の平均年齢を1歳上げることを目指す。			
8-1	病院や救急時の医療体制に満足している人の割合	46.2%	50.0%	市民意識調査で、「病院や救急時の医療体制の満足度」について「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	地域で良質な医療が提供できているかを見る指標として設定する。	5割を目指す。			

■政策5・誰もが輝き快適な生活環境が整うまち

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	国民健康保険収納率	95.3% (H27)	95.3%	国民健康保険料収納額(現年度分)÷調定額×100	国民健康保険が安定して運営できているかを見る指標として設定する。	滋賀県国民健康保険広域化等支援方針で各市町ごとに示された目標収納率を目指す。	95.2%	H29	滋賀県国民健康保険広域化等支援方針に定める目標収納率
1-2	後期高齢者医療保険収納率	99.7% (H27)	99.7%以上	後期高齢者医療保険料収納額(現年度分)÷調定額×100	後期高齢者医療制度が安定して運営できているかを見る指標として設定する。	平成27年度の収納率の維持を目指す。	99.6%	H26	滋賀県
1-3	医療費受給券資格管理率	100% (H27)	100%	受給券対象者案内から判定後の受給券対象者÷受給券発行者数×100	医療費助成事業該当者を継続、新規を問わず、適正に管理しているかを見る指標とする。	平成27年度の実績値の維持を目指す。			
1-4	国民年金制度広報回数	12回/年 (H27)	12回/年	年間の広報回数	国民年金制度の周知の広がりや定期的な広報の効果を見る指標とする。	毎月の市の広報誌への掲載を目指す。			
1-5	介護保険料収納率	99.4% (H27)	99.4%	介護保険料収納額(現年度分)÷調定額×100	介護保険制度が安定して運営できているかを見る指標として設定する。	平成27年度の収納率の維持を目指す。			
2-1	証明書自動発行(住民票・印鑑証明)の割合	52.2% (H27)	64.2%	証明書自動発行サービスでの証明書交付件数÷全体の証明書交付件数×100	利便性が向上し窓口手続きの負担が軽減されているかを見る指標として設定する。	過去の実績から年2%の増加を目指す。			
3-1	東近江市は人権が尊重されているまちだと思う割合	32.5%	37.5%	市民意識調査で、「東近江市は人権が尊重されるまちになっているか」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	人権が尊重された明るく住みよいまちであるかを見る指標として設定する。	過去の実績から年1%の増加を目指す。			

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値（他市・県等）		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
3-2	「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に共感しない割合	57.5%	70.0%	市民意識調査で、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に共感しない割合	男女共同参画への意識の高さを見る指標として設定する。	滋賀県の平成32年度目標値70%を目指す。	(目標) 70% 75% 75%	H32 H31 H31	大津市 草津市 野洲市
4-1	市民相談実施件数	622件 (H27)	690件	年間の相談件数	身近な相談窓口になっているかを見る指標として設定する。	平成27年度の10%程度の増加を目指す。			
4-2	消費生活啓発員登録者数	55人 (H27)	60人	消費生活啓発員養成講座受講修了者及び継続者数	消費者問題への意識の高さを見る指標として設定する。	平成27年度の1割程度の増加を目指す。			
4-3	在住外国人通訳・受付相談件数	3,744件 (H27)	4,300件	窓口の外国人への支援回数	在住外国人の負担を軽減できているかを見る指標として設定する。	過去の実績から年3%程度の増加を目指す。			
5-1	不法投棄件数	110件	80件	市によせられた不法投棄件数	不法投棄の防止への市民意識を見る指標として設定する。	毎年5件の減少を目指す。			
5-2	ごみのリサイクル率	11.3% (H26)	14.3% (H31)	総資源化量÷年間ごみ総排出量×100	リサイクルに対する市民意識の高さを見る指標として設定する。	年0.5%の増加を目指す。			
6-1	自然と関わる人の割合	48.8%	58.8%	市民意識調査で、「日々の営みの中で自然環境との関わり」について「感じている」「どちらかといえば感じている」人の割合	人が自然に関わる度合いを見る指標として設定する。	年2%の増加を目指す。			
7-1	自然環境・環境保全に対する満足度	23.1%	28.0%	市民意識調査で、「自然環境の保全の取組」について「満足している」「どちらかといえば満足している」人の割合	自然環境や環境保全に対する市民の満足度を見る指標として設定する。	年1%の増加を目指す。			
7-2	太陽光発電設備導入件数	4,694件 (H27)	7,900件	固定価格買取制度における太陽光発電設備導入件数	市民の温暖化防止に関する意識の高さを見る指標として設定する。	平成26年度から平成27年度の増加件数と同程度の伸びを目指す。			
7-3	浄化槽法定検査（法第11条）受検率	39.1% (H27)	55.0%	浄化槽法定検査（法第11条）の受検数の割合	し尿等が衛生的に処理されているかを見る指標として設定する。	近隣市町の実績を上回る目標値を設定する。	52.5% 53.3%	平成 27年	近江八幡市 竜王町
7-4	公害苦情件数	170件 (H27)	140件	年間公害苦情件数	公害のない良好な市民生活の環境が確保されているかを見る指標として設定する。	毎年5件の減少を目指す。			
7-5	広域行政組合の合理化に伴う利用拡大	—	完了 (H30)	—	火葬が適切に対応できる状態であるかを見る指標として設定する。	広域行政組合の合理化として、愛東地区と湖東地区の火葬について、愛知郡広域行政組合から八日市布引ライフ組合での火葬に変更することを完了する。			
7-6	狂犬病予防注射接種率	60.1% (H27)	70%	全畜犬登録数における狂犬病予防注射接種率	飼い主のマナーの高さを見る指標として設定する。	日本獣医師会が提言する接種率70%を目指す。			
8-1	市内の交通事故件数	416件 (H27)	380件	滋賀県警本部発表の交通事故件数	交通の安全対策が確保されているかを見る指標として設定する。	年6件の減少を目指す。			
8-2	バス、鉄道等の公共交通に対する満足度	16.7%	22.0%	市民意識調査で、「市内の鉄道やバス等の公共交通機関」について「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	公共交通の利便性を見る指標として設定する。	年1%の増加を目指す。			
8-3	コミュニティバス利用者数	166,732人 (H27)	172,000人	東近江市コミュニティバスの年間の利用者数	公共交通の利用促進状況を見る指標として設定する。	年間1,000人の利用者増を目指す。			
8-4	放置自転車撤去台数	149台 (H27)	90台	年間の放置自転車撤去台数	公共交通関連施設の管理状況を見る指標として設定する。	年10台減を目指す。			

■政策6・共につくり安全に暮らせるまち

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	自主防災組織の組織率	84.6% (H27)	90.0%	組織されている地域の世帯数÷全世帯数×100	防災意識の高さを見る指標として設定する。	年1%の増加を目指す。	74.4% 75.5% 77.4% 77.9% 80.0%	H22 H23 H24 H25 H26	全国平均
1-2	人口1万人当たりの出火件数(出火率)	3.1件 (H27)	2.0件	年間出火件数÷人口(1月1日現在住基)×10,000人	火災予防意識の高さを見る指標として設定する。	全国で最も低い出火率を目指す。(参考:平成27年 富山県2.0件)	3.05件 2.85件	H27	全国平均 滋賀県
1-3	人口1万人当たりの刑法犯認知件数(犯罪率)	68.4件 (H27)	63.0件	年間犯罪認知件数÷人口(1月1日現在住基)×10,000人	防犯意識の高さを見る指標として設定する。	年1件の削減を目指す。	78件 67件 16.7件	H28	全国平均 滋賀県 長浜市
2-1	適正に管理されている空家等率	78.4% (H27)	80%	(そのまま活用できる空家等数+修繕すれば活用できる空家等)÷総空家等数×100	適正に管理されている空家等の割合を見る指標として設定する。	総空家数等の80%を目指す。			

第3章 まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

■政策7・活力とにぎわいのあるまち

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	農業振興地域内農用地の面積	9,089ha (H27)	9,002ha	毎年末の農振農用地区域内農地(耕地)面積	農振農用地区域内農地(耕地)の保全状況を見る指標として設定する。	滋賀県農業振興地域整備基本方針に基づき設定。(10年間で1.6%減)			
1-2	農用地の担い手への利用集積率	66.6% (H27)	74.6%	年度末の担い手農家(個人・団体)利用権設定・作業受託を行う農用地の面積	地域農業の生産体制が確立されているかを見る指標として設定する。	東近江市農村振興基本計画に基づき設定。(平成37年度80%)			
1-3	水田加工業務用野菜の作付面積	38ha (H27)	70ha	野菜の契約栽培による作付面積	収益性の高い農産物が安定的に生産されているかを見る指標として設定する。	平成35年度に契約栽培野菜の年間販売額2億円を目指す。(25万円/a×80ha)			
1-4	環境こだわり農産物の栽培面積	2,680ha (H27)	3,100ha	環境こだわり農産物の栽培面積	環境農業の推進状況を見る指標として設定する。	総農地面積のうち転作分を除いた面積の半分程度の環境こだわり農産物の栽培面積を目指す。			
1-5	乳牛・肉用牛の飼養頭数	2,858頭 (H27)	3,741頭	毎年2月1日現在の飼養頭数	飼育頭数の維持拡大の状況を見る指標として設定する。	東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき設定。(平成37年度4,329頭)			
1-6	ホンモロコいの漁獲高	234kg (H27)	1,500kg	能登川漁業協働組合における年間のホンモロコイ漁獲高	ホンモロコイの特産品化の状況を見る指標として設定する。	直近の漁獲高で高かった水準(平成22年度、平成23年度)を目指す。			
1-7	農産物直売所の販売額	702百万円 (H27)	726百万円	市内農産物を取り扱う直売所の年間販売額	地産地消の推進状況を見る指標として設定する。	東近江市農村振興基本計画に基づき設定。(平成37年度目標750万円)			
2-1	搬出材積	5,110m ³ (H27)	10,000 m ³	1年間で森林から搬出された木材の体積	安定的な林業の経営と木材の利活用状況を見る指標として設定する。	理想的な伐採適期での伐採量の概ね2分の1を目指す。			

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値（他市・県等）		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
2-2	農作物被害金額	7,171千円 (H27)	5,000千円	野生鳥獣による1年間の農作物被害額	農作物被害等の状況を見る指標として設定する。	東近江地域鳥獣被害防止計画等に基づき設定。			
3-1	農業生産基盤の整備（ほ場整備）ができた割合	90.5% (H27)	91.0%	ほ場整備実施済み面積の割合	効率的な農業ができているかを見る指標として設定する。	平成33年度までのほ場整備予定面積を考慮し設定。			
3-2	世代をつなぐ農村まるごと向上対策取組面積	7,247ha (H27)	7,277ha	世代をつなぐ農村まるごと向上対策の取組面積	農業施設の適切な維持管理が行われ、有効利用されているかを見る指標として設定する。	平成33年度までに新規に世代をつなぐ農村まるごと向上対策に取り組む予定地区を考慮し設定。			
4-1	再生利用が可能な荒廃農地面積	11.6ha (H27)	9.1ha	農地利用状況全体調査による再生利用が可能な荒廃農地	農地が適正に利用されているかを見る指標として設定する。	年0.5haの解消を目指す。			
5-1	東近江市企業内人権教育推進協議会加入事業所数	102事業所 (H27)	200事業所	毎年度末の東近江市企業内人権教育推進協議会加入事業所数	誰もが働きやすい明るい職場づくりがされているかを見る指標として設定する。	倍増を目指す。			
5-2	東近江市利子補給制度の利用件数	81件 (H27)	105件	東近江市利子補給制度の利用件数（経営改善・新規開業合算）	安定的な企業経営、起業への支援の状況を見る指標として設定する。	直近（平成26年度から平成27年度）の利用者件数の伸び率の維持を目指す。			
5-3	勤労者互助会の加入者数	2,871人 (H27)	2,900人	毎年度末東近江勤労者互助会の加入者数	勤労者の福利厚生が受けやすい環境にあるかを見る指標とする。	平成24年度の加入者数の水準を目指す。			
5-4	事業所と求職者のマッチング件数（東近江市しごとづくり応援センター）	18件 (H27)	36件	しごとづくり応援センター利用者の採用が決まった1年間の件数	雇用機会が増加しているかを見る指標として設定する。	2倍を目指す。			
5-5	空店舗バンクマッチング件数	0件 (H27)	7件	空店舗バンクにおいて契約が成立した1年間の件数	空店舗が活用されているかを見る指標として設定する。	東近江市中心市街地活性化基本計画に基づき設定。（新規出店15件中空店舗バンク利用7件）			
6-1	新規企業立地件数	—	延べ5件	工場進出等に市が関わった数	企業誘致の推進を見る指標として設定する。	年1社の企業誘致を目指す。	28件	H27	工場立地動向調査結果に基づく新設立地件数（滋賀県分）
7-1	東近江市観光協会会員数	307会員 (H27)	357会員	毎年度末の東近江市観光協会の会員数	観光が産業としてなっているのを見る指標として設定する。	年10会員前後の新規会員の増を目指す。（過去の平均新規会員数の2倍）			
7-2	東近江市を訪れた観光客数	1,905,800人/年 うち宿泊75,300人/年	2,600,000人/年 うち宿泊100,000人/年	1月から12月における滋賀県観光入込状況調査報告	観光客動向を見る指標として設定する。	観光戦略に基づき設定。			

政策8・市民の暮らしを支える都市機能が整ったまち

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の 設定根拠	参考数値（他市・県等）		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
2-1	道路整備計画路線の整備率	19.6 % (H27)	44.7%	改良済み延長÷道路整備計画（アクションプログラム）延長×100	地域内交通の安全性と利便性の向上を見る指標として設定する。	平成33年度整備率（目標）。全延長L=20.38km 改良済み延長L=9.10km (44.7%)			

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
2-2	雨水排水整備が十分ではないと思う市民の割合	24.4%	12.0%	市民意識調査で、「雨水排水の整備(身近な水路等)」について「不満」「どちらかといえば不満」と回答した市民の割合	市民の安全な雨水排水整備の進捗状況を見る指標として設定する。	5割減を目指す。			
3-1	橋梁修繕実施率	0% (H27)	26.0%	橋梁修繕実施数÷15m以上で修繕が必要な橋梁数×100	安全な道路(橋梁)の確保の状況を見る指標として設定する。	橋梁長寿命化修繕計画に基づく平成33年度末の実施数11橋を目指す。			
3-2	河川愛護活動取組団体数	207団体 (H27)	212団体	河川愛護活動取組団体数	地域での河川や水路の維持管理に関する市民意識の高さを見る指標として設定する。	年1団体増を目指す。			
3-3	土砂災害警戒区域等の指定率	88.0% (H27)	100%	土砂災害警戒区域等指定箇所数÷土砂災害危険箇所数×100	土砂災害地域への市民意識の高さを見る指標として設定する。	土砂災害危険箇所全ての区域指定を目指す。(7箇所/年)			
4-1	景観重要建造物の指定数	0 地区 (H27)	5 地区	景観重要建造物として指定した数	良好な景観形成が図れているかを見る指標として設定する。	景観審議会の議論等から5件の指定を目指す。			
4-2	都市公園の面積	80.9 ha (H27)	82.1 ha	都市公園開設面積の合計	市民の憩いの場の確保の状況を見る指標として設定する。	都市公園条例に定める標準値を目指す。(人口一人当たり都市公園面積)	8.76 m ² /人	H26	滋賀県
4-3	市街化区域内の未利用率	9.8% (H27)	8.0%	市街化区域(工業専用地域は除く)に占める空地の割合	都市機能の集約に向け、市街化区域内の未利用地の解消を見る指標として設定する。	空地において、年2haの利用増加を目指す。			
5-1	住宅の耐震化率	72.4% (H27)	90.0%	住宅土地統計調査を基に昭和56年6月以前に建築されたもので耐震性が不十分な建築物を除いた住宅の割合	地震災害に強い住まいがあるかを見る指標として設定する。	東近江市既存建築物耐震改修促進計画に基づき設定する。			
6-1	公共施設耐震化率	97.3% (H27)	100%	指定避難所となる公共建築物の耐震化が完了した割合	公共建築物の耐震整備状況を見る指標として設定する。	災害時の指定避難所となる全公共建築物の耐震化を目指す。			
7-1	長寿命化計画に基づく市営住宅の改善率	87.0% (H27)	100% (H32)	公営住宅等長寿命化計画に基づき、個別修繕、建替等の整備をしていく市営住宅のうち、その整備が完了した市営住宅の割合	安全で快適に暮らせるよう整備された市営住宅の割合を見る指標として設定する。	公営住宅等長寿命化計画に基づき設定する。			

政策9・安全安心な上下水道のあるまち

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	水道事業有収率	87.8% (H27)	88.0%	年間総有収水量(料金収入の水量)÷年間総配水量×100	安定した水道経営状況を見る指標として設定する。	平成26年度の類似団体の有収率を目指す。	89.8%	H26	全国平均
2-1	下水道水洗化率(人口)	87.3% (H27)	88.5%	処理区域内水洗化人口÷処理区域内人口×100	衛生的な生活環境が確保され、公共下水道が安定的に経営されているかを見る指標として設定する。	直近(平成26年度から平成27年度)の下水道水洗化率の伸び率の維持を目指す。			
3-1	農村下水道不明水率	15.0% (H27)	12.0%	(年間実処理排水量-年間有収水量)÷年間実処理排水量×100	適正な維持管理がされているかを見る指標として設定する。	平成27年度の3%減を目指す。			

第4章 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

■政策10・戦略的な地域の創生

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	産官学金労言等との多様な連携	3件 (H27)	15件	産官学金労言等との連携実績	地域課題や市民ニーズを的確に把握し、多様な視点を用いて課題解決が図れているかを見る指標として設定する。	年間2件の連携事業を目指す。			
1-3	東近江市に対する愛着度	61.5%	63.5%	市民意識調査で、「東近江市に対する愛着」について「とても愛着がある」「やや愛着がある」と回答した人の割合	東近江市への愛着の高さを見る指標として設定する。	2%の増加を目指す。			
1-4	日本語指導ボランティアの登録者数	41人 (H27)	45人	日本語指導ボランティアの登録者数	在住外国人と市民がお互いの文化や習慣等の理解を深めることができるかを見る指標として設定する。	年1人の増加を目指す。			
1-5	国際交流事業における協力通訳者数	34人 (H27)	38人	国際交流事業等で通訳・翻訳協力として依頼できる人数	国際交流を活発に行うことができるかを見る指標として設定する。	年1人の増加を目指す。			
1-6	市ホームページにおける統計に関する情報へのアクセス数	10,032件 (H27)	15,000件	市ホームページのアクセス数	統計資料が広く活用されているかを見る指標として設定する。	1.5倍の増加を目指す。			
2-1	住みごころに関する満足度	75.4%	80%	市民意識調査で、「東近江市の住みごころ」について「良い」「どちらかといえば良い」と回答した人の割合	東近江市の魅力や住みやすさを見る指標として設定する。	過去の調査の推移から80%を目指す。			
2-2	中心市街地の往來者の人数	7,471人 (H27)	8,218人	歩行者自転車通行量調査における駅前商業施設、市役所前、八日市図書館前、延命新地入り口付近の平日12時間歩行者、自転車通行者の合計数	中心市街地のにぎわいを見る指標として設定する。	1割増を目指す。			
3-1	広報ひがしおうみの内容満足度	51.7%	62.0%	市民意識調査で、「市の広報紙「広報ひがしおうみ」の内容」について「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合	行政情報や地域情報が広く市民に届いているかを見る指標として設定する。	2割増を目指す。			

■政策11・安定した行政経営

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	職員の法規研修受講者数	80人 (H27)	200人	年間の法規研修を受講した職員数	適正な法制執務を推進できる体制を整えているかを見る指標として設定する。	研修回数の増等により、2.5倍の受講者の増加を目指す。			
1-2	保存文書箱数	14,455箱 (H27)	15,000箱	保存文書箱数	公文書の保存管理が精査できているかどうかを見る指標として設定する。	公文書センターにおける適正な保存文書箱数を目指す。			
1-3	情報公開平均処理日数	12日 (H27)	9日	年間処理した件数の公文書公開請求書受付日から公開日までの期間の合計日数÷件数	情報公開の進捗状況を見る指標として設定する。	平成26年度の水準を目指す。			
2-1	職員数	994人	995人	年度ごとの定年退職者推計と採用計画による職員推計により算出した数値	安定的かつ効率的な行政運営が行われているかを見る指標として設定する。	定員適正化計画に基づき設定。			

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
2-2	職員の健康診査受診率	97.5% (H27)	100.0%	健康診査受診者(人間ドック含む)÷健康診査受診対象者×100	職員の健康管理が行われているかを見る指標として設定する。	全職員の受診を目指す。			
2-3	職員研修受講率	94.0% (H27)	97.0%	職員研修受講者÷職員研修受講対象者×100	人材育成に向けた職員研修の推進状況を見る指標として設定する。	過去の水準を上回る受講率を目指す。			
3-1	経常収支比率	85.5% (H27)	95%以下	経常経費に充当された経常一般財源の額÷経常一般財源総額×100(3カ年平均)	財政構造の弾力性を見る指標として設定する。	中期財政推計から経常収支比率は99%が見込まれるが、財政健全化の観点から95%以下を目指す。			
4-1	管理瑕疵による事故件数	0件 (H27)	0件	管理瑕疵による事故件数	車両、土地、建物等の公有財産を安全に利活用できているかを見る指標として設定する。	無事故を目指す。			
6-1	電算システムで処理する業務数	81業務 (H27)	100業務	電算システムで処理している事務数	総合的なコスト削減ができているかを見る指標として設定する。	年間3業務程度の電算処理への移行を目指す。			
6-2	情報の道を活用する事業者件数	9件 (H27)	14件	情報の道を活用して事業を行う事業者数	ケーブルネットワークが有効に活用されているかを見る指標として設定する。	年間1事業者程度の新たな活用を目指す。			

政策12・公平公正な課税と徴収

施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
		H28年度	H33年度				値	年度	内容
1-1	給与所得者の給与特別徴収による賦課割合	80.2% (H27)	90.0%	給与所得者の内の特別徴収に係る納税義務者の割合	適正な賦課事務ができているかを見る指標として設定する。	特別徴収義務者(事業所)の指定強化を継続することにより1割増を目指す。			
2-1	固定資産税課税資料のデータ化率	0% (H27)	50%	データ化が必要な固定資産税課税資料件数に対するデータ化された資料件数の割合	課税資料の適正な整備状況を見る指標として設定する。	50%を目指す。			
3-1	市税収納率(現年分・過年度分)	97.9% (H27)	98.1%	市税調定額に対する収納額の割合	公平で公正な市税の徴収ができているかを見る指標として設定する。	平成27年度収納率の0.2%増を目指す。			

総合計画に関する主な個別計画一覧

政策 一 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	期間	計画期間	県計画等(関連計画)	根拠法令等	所管部	備考
1-1	東近江市市民協働推進計画	H25	10年	H26～H35		東近江市協働のまちづくり条例第19条	総務部	
2-1 2-2 2-3 2-4 3-5 3-7	東近江市子ども・子育て支援事業計画	H26	5年	H27～H31		子ども・子育て支援法第61条	子ども未来部	
2-1 2-3 3-3 3-6 3-7 4-5 4-6 4-7 4-8 5-6 5-8 6-1 7-1 7-5 7-6 7-7 8-2 10-1 10-2 10-3 11-2 11-6	東近江市定住自立圏共生ビジョン	H27	6年	H28～33		定住自立圏構想推進要綱第6	企画部	
3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8	東近江市教育振興基本計画	H25	10年	H26～H35		教育基本法第17条	教育部	
3-1 8-2	東近江市通学路交通安全プログラム	H26				任意	教育部	
3-2	東近江市公立学校等施設整備計画	H27	5年	H28～H32		義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条	教育部	国庫補助対象事業計画(毎年更新)
3-3 3-5 3-7	東近江市子ども読書活動推進計画第2次計画	H24	5年	H25～H29	滋賀県子ども読書活動推進計画	子ども読書活動の推進に関する法律第9条	教育部	
3-4	東近江市学校給食基本計画	H27	5年	H28～H32		食育基本法第18条	教育部	
3-5 5-3	東近江市人権施策基本計画	H24	5年	H25～H29	滋賀県人権施策基本方針	東近江市人権尊重のまちづくり条例第4条	市民環境部	
3-8	五箇荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画	H17				文化財保護法第143条	教育部	
3-8	東近江市歴史文化基本構想	H28				任意	教育部	
4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7	東近江市地域福祉計画	H28	5年	H29～H33	滋賀県地域福祉支援計画	社会福祉法第107条	教育部	
4-3 4-4 4-7	東近江市高齢者保健福祉計画	H26	5年	H27～H29	レイカディア滋賀高齢者福祉プラン 健康いきいき21ー健康しが推進プランー	老人福祉法第20条の8	健康福祉部	
4-3 4-4 4-7 5-1	東近江市介護保険事業計画	H26	5年	H27～H29	レイカディア滋賀高齢者福祉プラン 健康いきいき21ー健康しが推進プランー	介護保険法第117条	健康福祉部	

政策 一 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	期間	計画期間	県計画等(関連計画)	根拠法令等	所管部	備考
4-3	東近江市地域生活支援計画	H26	3年	H27～H29		任意	健康福祉部	
4-3 4-5 4-6	東近江市障害者計画	H26	5年	H27～H32	滋賀県障害者プラン	障害者基本法第11条	健康福祉部	
4-5 4-6	東近江市障害者福祉計画	H26	3年	H27～H29	滋賀県障害者プラン	障害者自立支援法第88条	健康福祉部	
4-7	東近江市健康増進計画 健康ひがしおつみ21(第二次)	H25	5年	H26～H30	健康いきいき21ー健康しが推進プランー	健康増進法第8条	健康福祉部	
4-7	東近江市食育推進計画	H25	5年	H26～H30	滋賀県食育推進計画	食育基本法第18条	健康福祉部	
4-7 5-1	特定健康診査等実施計画	H24	5年	H25～H29		高齢者の医療の確保に関する法律第19条	市民環境部	
5-1	東近江市保健事業実施計画(データヘルス計画)	H26	3年	H27～H29		国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針第4	市民環境部	
5-3	東近江市男女共同参画推進計画	H28	5年	H29～H33	パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～	男女共同参画社会基本法第9条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 東近江市男女共同参画推進条例第8条	市民環境部	
5-5	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H19	16年	H19～H34	滋賀県廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	市民環境部	滋賀県一般廃棄物広域化計画(H10～H29)(参考)
5-5	湖東地域一般廃棄物処理基本計画(ごみ・生活排水)	H18	15年	H18～H32	滋賀県廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	市民環境部	滋賀県一般廃棄物広域化計画(H10～H29)(参考)
5-5	東近江市生ごみ等リサイクル基本方針	H18				任意	市民環境部	
5-6 5-7	東近江市環境基本計画	H28	10年	H29～H37		東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例第9条	市民環境部	
5-7	東近江市生活排水処理基本計画	H23	10年	H24～H33	滋賀県廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	市民環境部	
5-8	東近江市第10次交通安全計画	H28	5年	H28～H32	滋賀県交通安全計画	交通安全対策基本法第18条	市民環境部	
5-8	東近江市コミュニティバス第4次再編計画	H28	5年	H29～H33		任意	市民環境部	
6-1	東近江市地域防災計画	H17			滋賀県地域防災計画	災害対策基本法第5条	総務部	随時見直し
6-1	東近江市国民保護計画	H19			滋賀県国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第5条	総務部	随時見直し
6-1 8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 9-1 9-2 9-3	東近江市国土強靱化計画	H27			滋賀県国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条	企画部	随時見直し
6-1	東近江市業務継続計画(BCP)【震災編】	H27				任意	総務部	随時見直し
6-2	東近江市空家等対策計画	H27	5年	H28～H32		空家等対策の推進に関する特別措置法第6条	総務部	

政策 ー 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	期間	計画期間	県計画等(関連計画)	根拠法令等	所管部	備考
7-1 7-2 7-3 7-4	東近江市農村振興基本計画 アグリプラン	H28	10年	H28～H37		任意	農林水産部	
7-1 7-4	農業振興地域整備計画	H28	5年	H29～H33	滋賀県農業振興地域整備基本方針	農業振興地域の整備に関する法律第8条	農林水産部	
7-1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	H22	10年	H22～H32		農業経営基盤強化促進法第6条	農林水産部	
7-1	東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画	H23	10年	H23～H32	滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4	農林水産部	
7-1	東近江市地産地消推進計画	H19			しがの農業・水産業新戦略プラン 滋賀県食育推進計画	任意	農林水産部	
7-2	東近江市森林整備計画	H24	10年	H25～H34	湖南地域森林計画書	森林法第10条の5	農林水産部	
7-2	特定間伐等促進計画	H24	8年	H25～H32		森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第4項	農林水産部	
7-2	森林病害虫等防除法に基づく地区実施計画	H24				森林病害虫等防除法第7条の10	農林水産部	
7-2	東近江地域鳥獣被害防止計画	H28	3年	H29～H31		鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第4条	農林水産部	
7-3	農業農村整備事業管理計画	H28	5年	H29～H33		任意	農林水産部	国庫補助対象事業計画(毎年更新)
7-5 10-2	東近江市中心市街地活性化基本計画	H28	5年	H29～H33		中心市街地の活性化に関する法律第9条	企画部	
7-7	東近江市観光戦略	H28	5年	H29～H33	滋賀県「観光交流」振興指針	任意	商工観光部	
8-1 8-2 8-3	東近江市道路整備基本計画	H24	20年	H25～H44	滋賀県道路整備マスタープラン	任意	都市整備部	
8-2	東近江市道路整備アクションプログラム	H25	10年	H26～H35	滋賀県道路整備アクションプログラム	任意	都市整備部	
8-2	東近江市浸水対策下水道(雨水)基本計画	H18			琵琶湖流域別下水道整備総合計画	下水道法第4条	都市整備部	
6-1 7-2 8-2 8-3 10-1	東近江市辺地総合整備計画	H25	5年	H25～H29		辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条	企画部	
8-3	東近江市橋梁長寿命化修繕計画	H25	19年	H26～H44		任意	都市整備部	国庫補助対象事業計画
8-4	東近江市国土利用計画	H19	10年	H20～H29	国土利用計画(全国計画) 滋賀県国土利用計画	国土利用計画法第8条	企画部	
8-4	東近江市都市計画マスタープラン	H22	10年	H22～H32	近江八幡八日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 湖東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第18条の2	都市整備部	
8-4	東近江市景観計画	H22			滋賀県景観計画	景観法第8条	都市整備部	
8-4	東近江市風景づくり基本計画	H22			湖国風景づくり宣言ーふるさと滋賀の風景づくりマスタープランー	東近江市風景づくり条例第6条	都市整備部	
8-4	東近江市公園施設長寿命化計画	H26	10年	H27～H36		任意	都市整備部	国庫補助対象事業計画

政策 一 基本 施策	計画・指針等の名称	策定 年度	期間	計画期間	県計画等(関連計画)	根拠法令等	所管部	備考
8-4	東近江市立地適正化計画	H28				都市再生特別措置法第81条	都市整備部	
8-5 8-6	東近江市既存建築物耐震改修促進計画	H27	10年	H28～H37		建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条	都市整備部	
8-7	地域住宅計画(東近江地域)	H25	5年	H26～H30	滋賀県地域住宅計画	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法第6条	都市整備部	国庫補助対象事業計画
8-7	東近江市公営住宅等長寿命化計画	H22	10年	H23～H32		任意	都市整備部	国庫補助対象事業計画
9-1	東近江市水道事業ビジョン	H26	11年	H27～H37	新水道ビジョン	任意	水道部	
9-1	東近江市水道事業施設整備計画(アセットマネジメント)	H27	15年	H30～H44		任意	水道部	国庫補助対象事業計画
9-2	琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区)東近江市公共下水道全体計画	S52	48年	S52～H37	琵琶湖流域別下水道整備総合計画 滋賀県汚水処理施設整備構想	下水道法第4条	水道部	国庫補助対象事業計画
9-2	琵琶湖流域下水道(東北部処理区)東近江市公共下水道全体計画	H22	16年	H22～H37	琵琶湖流域別下水道整備総合計画 滋賀県汚水処理施設整備構想	下水道法第4条	水道部	国庫補助対象事業計画
10-1 11-3	東近江市行財政改革計画	H24	5年	H25～H29		任意	企画部	
10-1	東近江市公共施設等総合管理計画	H28	10年	H29～H38		公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針	企画部	
10-2	東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27	5年	H27～H31		まち・ひと・しごと創生法第10条	企画部	
11-2	東近江市人材育成基本方針	H28				任意	総務部	
11-2	東近江市定員適正化計画	H28	5年	H29～H33		任意	総務部	
11-2	東近江市職員力向上・組織活性化プラン	H25	5年	H26～H30		任意	総務部	
11-2	東近江市特定事業主行動計画「みんなで支えあう仕事と家庭の両立プラン」	H27	5年	H28～H32		次世代育成支援対策推進法第19条	総務部	
11-6	東近江市情報セキュリティ基本方針	H27				任意	総務部	
11-6	東近江市情報セキュリティ対策基準	H27				任意	総務部	
	新市まちづくり計画	H16	16年	H16～H31		地方自治法第252条の2市町村の合併の特例に関する法律第6条	企画部	
	合併建設計画	H17	16年	H17～H32		地方自治法第252条の2市町村の合併の特例に関する法律第6条	企画部	

※個別計画については、計画の方向性を明確にするため、主として位置付ける施策項目にのみ「関連する主な個別計画」として掲載しています。

※平成28年度末時点で策定済みの個別計画を掲載しています。

■東近江市総合計画策定条例

平成27年12月22日

条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として市長が定めるものをいう。
- (2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

3 市長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、東近江市総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員25人以内で組織する。

(諮問及び答申)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画を策定又は変更(軽微なものは除く。)するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、諮問された内容について調査及び審議を行い、その意見を答申するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定又は変更(軽微なものは除く。)するときは、議会の議決を得なければならない。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東近江市総合計画審議会条例の廃止)

2 東近江市総合計画審議会条例(平成17年東近江市条例第39号)は、廃止する。

■東近江市総合計画策定条例施行規則

平成27年12月22日
規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市総合計画策定条例(平成27年東近江市条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 条例第5条に規定する東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(審議会の運営)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 5 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(軽微な変更)

第4条 条例第6条及び第7条に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
- (2) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第3条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

■ 審議会諮問文

東 政 策 第 36 号
平成28年5月13日

東近江市総合計画審議会
会長 谷口 浩志 様

東近江市長 小椋 正清

第2次東近江市総合計画について（諮問）

東近江市の礎を築く10年を経て、10年後の東近江市の更なる発展を目指し、今後のまちづくりの指針となる第2次東近江市総合計画の策定について、東近江市総合計画策定条例第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

■ 審議会答申文

平成28年12月9日

東近江市長 小椋 正清 様

東近江市総合計画審議会
会 長 谷 口 浩 志

第2次東近江市総合計画について（答申）

平成28年5月13日付け東政策第36号で諮問のありました、第2次東近江市総合計画について、当審議会では慎重に審議を重ね、別冊のとおり計画案をとりまとめましたので、東近江市総合計画策定条例第6条第2項の規定に基づき答申します。

なお、計画の策定及び推進に当たっては、市民の声をしっかり汲み取り、本答申の趣旨を十分尊重され、「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向けて取り組まれることを希望します。

■東近江市総合計画策定委員会規程

平成18年1月4日

訓令第2号

改正 平成18年4月1日訓令第9号

平成19年3月28日訓令第13号

平成22年11月1日訓令第34号

平成27年4月1日訓令第19号

(設置)

第1条 東近江市総合計画の基本構想及び基本計画を策定するため、東近江市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画部理事をもって充てる。

3 委員は、部長級及び次長級の職にある者のうちから委員長が指名する。

(職務)

第3条 委員長は、策定委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4条 策定委員会の下に、専門的事項を検討するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、委員長が職員のうちから指名する。

3 それぞれの部会に、調査及び研究作業を行うためワーキンググループを設置することができる。

4 部会長は、各部会における審議の経過、結果等について、策定委員会に報告しなければならない。

(関係職員の出席等)

第5条 策定委員会及び部会は、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求めて所掌事務について説明若しくは報告させることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第7条 この訓令の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成18年訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第13号)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により、この訓令の施行の際現に在職する収入役が、その任期中に限り、なお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則(平成22年訓令第34号)

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第19号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

■東近江市政策推進戦略本部要綱

平成26年11月28日

訓令第44号

改正 平成27年4月1日訓令第20号

平成28年4月1日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の全庁的な推進を図るため、東近江市政策推進戦略本部（以下「戦略本部」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 戦略本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口減少や複雑多様化する地域課題の解決を目指した施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 戦略本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、政策監、部長及び理事の中から本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、戦略本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて戦略本部の下部組織として幹事会、分科会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 戦略本部の庶務は、企画部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年11月28日から施行する。

附 則（平成27年訓令第20号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第7号）

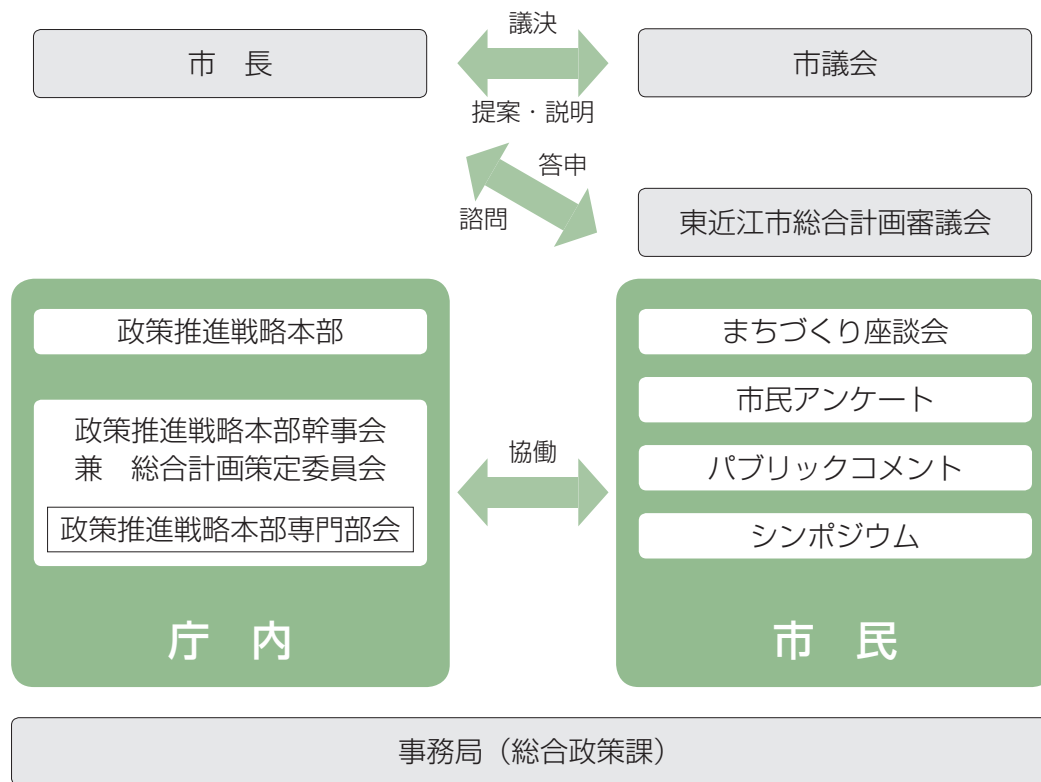
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

■東近江市総合計画審議会 委員名簿

	所 属 等	氏 名	備考
1	びわこ学院大学短期大学部教授	谷口 浩志	会長
2	八日市商工会議所専務理事	中村 哲	
3	東近江市商工会筆頭理事	寺嶋 嘉孝	
4	東近江地区農協連絡協議会（グリーン近江農業協同組合企画管理課長）	下村 貴範	
5	永源寺森林組合職員	落部 弘紀	
6	八日市金融協議会（湖東信用金庫本店営業部部長）	黒川 重宣	
7	連合滋賀第4区地域協議会東近江ブロック事務局長	辻 英昭	
8	東近江ケーブルネットワーク(株) 常務取締役	小梶 隆司	
9	前東近江市自治会連合会副会長	位田 嘉郎	
10	蒲生地区まちづくり協議会会長	向井 隆	副会長
11	東近江市観光協会理事	井上 由美	
12	滋賀県環境影響評価審議会委員	山崎 亨	
13	東近江市社会福祉協議会総務課長	衾藤 あさ子	
14	東近江市民生委員児童委員協議会会長	大塚 ふさ	
15	びわこ学院大学短期大学部講師	杉本 栄子	
16	東近江市教育委員長職務代理者	辻 京子	
17	東近江市社会教育委員	辰己 はる枝	
18	東近江市政策監	藤田 善久	

（順不同・敬称略）

■東近江市総合計画策定体制



■策定経過

平成27年度

	政策推進戦略本部会議		政策推進戦略本部幹事会議 (兼 総合計画策定委員会)		その他
5月	5/22	第1回	5/27	第1回	
8月	8/7	第4回	8/5	第4回	
9月	9/16	第6回			
10月			10/7	第6回	10/29～11/13 まちづくりアンケート
11月					11/14 まちづくり座談会 高校生 11/12・17・27 まちづくり座談会 子育て世代 11/30 まちづくり座談会 まちづくり協議会
12月	12/25	第8回	12/24	第8回	

平成28年度

	総合計画審議会	政策推進戦略本部会議	政策推進戦略本部幹事会議 (兼 総合計画策定委員会)	その他
4月		4/22 第1回	4/20 第1回	
5月	5/13 第1回 (諮問)	5/27 第2回	5/25 第2回	
6月		6/24 第3回 6/30 第4回	6/22 第3回 6/28 第4回	
7月	7/4 第2回	7/22 第5回 7/29 第6回	7/13 第5回 7/26 第6回	
8月	8/9 第3回	8/26 第7回	8/17 第7回 8/23 第8回 8/31 第9回	8/19～9/5 市民意識調査
9月	9/29 第4回	9/2 第8回 9/14 第9回	9/9 第10回	
10月		10/21 第10回	10/5 第11回 10/19 第12回	
11月	11/4 第5回	11/11 第11回 11/18 第12回	11/9 第13回 11/16 第14回	
12月	12/9 第6回 (答申)			12/21～1/20 パブリックコメント
1月				
2月		2/10 第13回	2/1 第15回 2/8 第16回	2/18 まちづくりシンポジウム
3月			3/22 第18回	3/27 議会 基本構想議決

第2次東近江市総合計画

平成29年(2017年)3月

発行／東近江市 編集／企画部企画課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
代表IP 050-5801-1234 電話 0748-24-1234 FAX 0748-24-1457

